

令和 6 年度第 3 回岩手県子ども・子育て会議

日時： 令和 6 年 11 月 8 日（金） 14：00～16：00

場所： サンセール盛岡 3 F 大ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

「いわてこどもプラン（2025～2029）」（素案）について

3 閉 会

令和6年度第3回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】

◎：会長 ○：副会長

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの 保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	
子ども・ 子育て支援 事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	副会長	稲田 泰文	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
		岩手県私立保育連盟	副会長	遠藤 武敬	代理
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	事務局	山本 ゆかり	欠席
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	事務局長	千田 志保	
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	藤澤 良志	欠席
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	長崎 由紀	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	○ 米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
		岩手県母子寡婦福祉連合会	副会長	米田 千賀子	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	
		盛岡大学短期大学部	教授	◎ 大塚 健樹	
その他知事が 必要と認める もの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長 （課長補佐）	松原 弘明	
		普代村保健センター	所長	松葉 義人	
	教育	岩手県小学校長会	専門委員	八重樫 深雪	欠席
		岩手県中学校長会	常任理事	久慈 孝	欠席
	保健医療	岩手県医師会	常任理事	金濱 誠己	欠席
		岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	中島 勝志	
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	副事務局長	佐々木 正人	代理
	報道	株式会社岩手めんこいテレビ	総務局総務部副部長	津野 牧子	
	公募			高橋 友妃子	欠席

【事務局】

部局名	課室名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援室	企画理事兼部長	野原 勝
		室長	前川 貴美子
		次世代育成課長	齋藤 晴紀
		子ども家庭担当課長	金野 昇
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		特命課長(少子化対策)	佐藤 泰宗
		主任主査	目時 麻由
		主査	廣田 悠人
		主事	小田島 宇

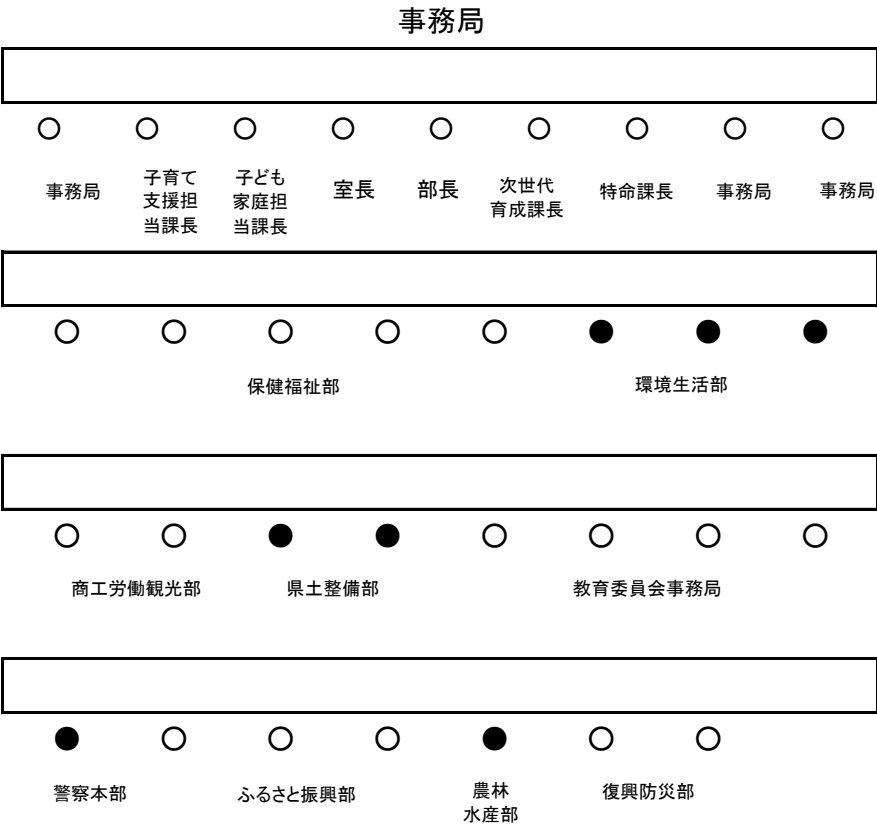
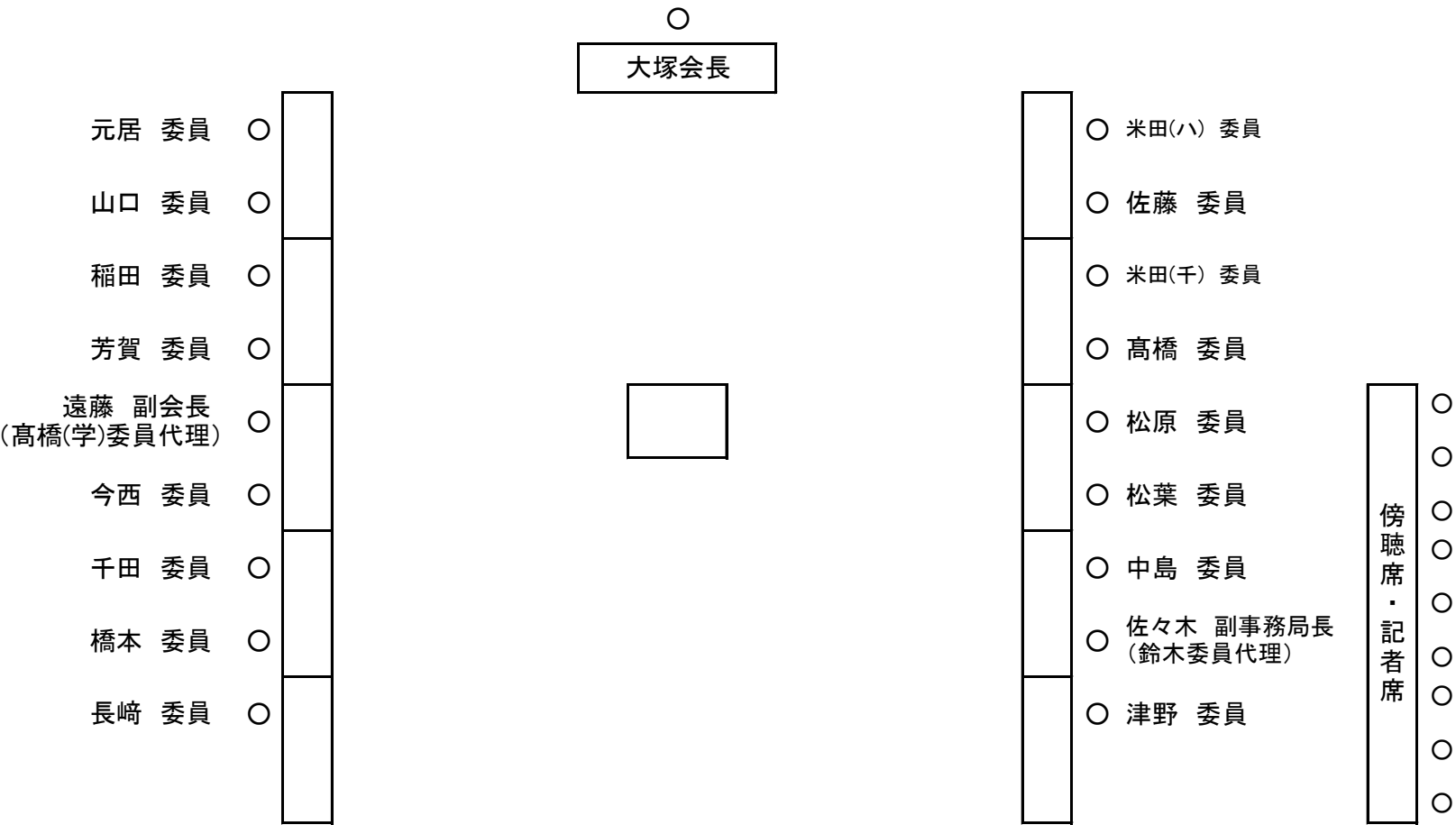
【いわて子どもプラン関係室課】

部局名	課室名	職 名	氏 名
復興防災部	復興危機管理室	特命参事兼企画課長	山本 洋樹
	消防安全課	主任主査	菊地 賢
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	主任	田中 賢
	地域振興室	地域企画監	千葉 敬仁
	交通政策室	特命課長	伊東 義学
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	県民くらしの安全課	主査	晴山 久美子
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長	藤井 茂樹
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	田内 慎也
	健康国保課	国保担当課長	佐々木 卓也
	地域福祉課	指導生保課長	佐藤 和子
	障がい保健福祉課	主任主査	内藤 和宏
	医療政策室	特命課長	小原 哲也
商工労働観光部	商工企画室	企画課長	齋藤 深雪
	定住推進・雇用労働室	労働課長	菅原 俊樹
農林水産部	農林水産企画室	主査	佐藤 祐介
県土整備部	県土整備企画室	企画課長	高橋 正志
	建築住宅課	主任主査	松浦 剛
教育委員会事務局	教育企画室	主任主査	小野寺 力
	学校教育室	学校企画調整担当課長	高橋 裕美
	保健体育課	主幹兼保健体育担当課長	粒來 幸次
	生涯学習文化財課	社会教育主事	高橋 祐輝
警察本部	警務課	企画係長	佐藤 敦

令和6年度第3回岩手県子ども・子育て会議 座席表

日時： 令和6年11月8日(金)14:00～16:00

場所： サンセール盛岡 3F大ホール



出入口

○岩手県子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正〔平成 26 年条例 102 号・令和 5 年 20 号〕

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 20 日条例第 102 号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定による調査審議(同法第 17 条第 3 項に係るものに限る。)を行うことができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「 いわてこどもプラン（2025～2029） 」 （素案） について

「 いわてこどもプラン（2025～2029） 」 （素案）の概要

いわてこどもプラン(2025～2029)【素案】の概要

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の性格位置づけ(策定根拠)

- (1) いわての子ども健やかに育む条例 に基づく「実施計画」
- (2) こども基本法 に基づく「都道府県こども計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法 に基づく「都道府県行動計画」
- (4) 子ども若者育成支援推進法 に基づく「都道府県子ども若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

子ども・子育て支援は、

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

※ 計画の策定に当たって、県内のこども・若者、関係者等からの意見聴取を行ったもの。

用語の整理

「こども」の定義について

本計画における「こども」は、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、**「心身の発達の過程にある者」とする。**

「こども」の表記について

特別な場合（※）を除き、**原則として、平仮名表記の「こども」**を用いる。

※ 法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、いわてで育む条例第2条の用語の定義による「子ども」を対象とした取組等を示す場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など）

（参考）本計画におけるこども以外の表記

若 者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合がある。

計画の全体構成（案）

第1章 計画に関する基本的な考え方

- 1 計画の位置付け・性格
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

第3章 こども・若者や子育て当事者に関する課題認識

- 1 少子化の進行について
- 2 こども大綱など国の動きから求められること
- 3 現状を踏まえた克服すべき課題

第2章 本県のこども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 1 こどもの権利の状況
- 2 結婚を取り巻く状況
- 3 出産環境の状況
- 4 世帯当たり人員数及び保育等の状況
- 5 自己肯定感を持つ児童生徒等の状況
- 6 こどもの社会的自立等の状況
- 7 こどもの貧困の状況
- 8 ひとり親の状況
- 9 要保護児童等の状況
- 10 仕事環境の状況
- 11 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

第4章 目指す姿及び推進する施策

- 1 目指す姿
- 2 目指す姿指標
- 3 推進する施策
- 4 推進する施策を構成する具体の取組

第5章 計画推進に向けて

- 1 計画推進のための役割
- 2 計画の推進体制
- 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

こども・若者、関係者等からの意見聴取

1 こども、若者からの意見聴取

月日	対象	意見聴取方法	意見聴取テーマ
10/3	盛岡市内中学生	ワークショップ(対面)	若者活躍、子どもの居場所、悩み相談等
10/4	県内中学生	ワークショップ(オンライン)	同上
10月	県内高校生	アンケート	若者のライフプラン形成



盛岡市内中学生との意見交換の様子

2 関係者等からの意見聴取

月日	意見聴取先	意見聴取テーマ
8/28	若者カフェマスター	若者活躍、若者県内定着
9/17	岩手県不妊治療協議会	不妊治療
9/17	ジョブカフェいわて	ワークライフバランス
9/18	岩手県産婦人科医会	産後ケア
10/15・29	市町村(県央圏域、久慈圏域)	産後ケア
9/19、10/14	いわて子育てサポートセンター(職員、利用者)	遊び場整備、子育てしやすいまちづくり
9/23	子どもの居場所ネットワークいわて構成団体	子どもの居場所
10/16・18	岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議構成団体	多様な困難を抱えるこどもへの支援のあり方
11/15予定	いわてこどもケアセンター	被災した子どもや家族への心のケア

※ 意見聴取において頂いた意見は、プランや県の取組への反映について検討を行ったもの。

プラン策定に当たってのポイント

プラン策定に当たってのポイント①-1

プランの「名称」や「目指す姿」がどのようなものであるべきかについて、県内中学生との意見交換の中でいただいた意見に基づき検討を行い、プランの名称／目指す姿についての考え方を整理しました。

県内中学生との意見交換における主な意見

- ・ こどもの夢を考えてくれているのがわかるような名称、こどもの今から未来までがつながるようなアイデアがあるとよい。
- ・ どんな感じで助けてくれるか、未来を支えてくれるのか。「目指す姿」を見てわかるとよい。「支援」など助ける意味の言葉があるとよい。
- ・ 家族や先生の愛情を感じたときのほか、**自分が社会の一員として尊重されているとき、地域の構成員のおかげで自分の生活が成り立っていることに気づいたときなどに、自分が大事にされていると感じる。**
- ・ 勉強のことを先生に聞きにくいことがあるなど、**もっと大人との壁を無くしたい。**

意見を反映

名称についての考え方

以下の点に留意しつつ、**こどもを真ん中におき、こどもを地域の構成員として捉え、こどもの今から未来を考え、そして、支えることが、端的にわかりやすく伝わる名称**とする。

- ・ 「いわての子どもを健やかに育む条例」、「こども基本法」に基づく、県の「都道府県こども計画」であること。
- ・ 国のこども大綱を踏まえ将来（5年後）のあるべき姿を明示すること。
- ・ 現行の「いわて子どもプラン（2020～2024）」、関連する計画の基本的な考え方を引き継いでいること。

本プランの目指す姿についての考え方

- ・ こどもは、**生きていく底力や大人にはない能力を持つ主体として尊重され**、大人は、その存在意義に対して敬意を払う。
- ・ こどもと大人は、**対等な個人の存在**として、互いに様々な意見を聞き、自己決定をしていく。
- ・ 大人は、こどもが意見を出しやすくするよう、**こどもの意見を引き出す**役割をもつ。
- ・ こども、若者、子育てする方々を、**ライフステージに応じて切れ目なく支援**し、一人ひとりに寄り添った取組を推進することで、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えていく。
- ・ 結婚や出産は、個人の決定に基づくものであることを基本とし、**地域社会全体で、子育てをする方々や、こどもを温かく見守る環境づくりを推進**し、すべての県民が自由に自己実現でき、希望をかなえられるように県全体で取り組む。

プラン策定に当たってのポイント①-2

県内中学生との意見交換における主な意見を踏まえた考え方に基づき「目指す姿」を設定しました。(第4章の1)

本プランの目指す姿

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

本プランの目指す姿についての考え方（再掲）

- ・ こどもは、生きていく底力や大人にはない能力を持つ主体として尊重され、大人は、その存在意義に対して敬意を払う。
- ・ こどもと大人は、対等な個人の存在として、互いに様々な意見を聞き、自己決定をしていく。
- ・ 大人は、こどもが意見を出しやすくするよう、こどもの意見を引き出す役割をもつ。
- ・ こども、若者、子育てする方々を、ライフステージに応じて切れ目なく支援し、一人ひとりに寄り添った取組を推進することで、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えていく。
- ・ 結婚や出産は、個人の決定に基づくものであることを基本とし、地域社会全体で、子育てをする方々や、こどもを温かく見守る環境づくりを推進し、すべての県民が自由に自己実現でき、希望をかなえられるように県全体で取り組む。

プラン策定に当たってのポイント②-1

第2章において、個別の施策テーマごとに、統計等に基づき「こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状」を整理し、それを踏まえ、第3章の1において「現状を踏まえた克服すべき課題」を整理することで本県の現状及び課題を明らかにしました。

現 状（第2章）

○ こどもの権利の状況

- ・ こどもにとって最もよいことを考えてもらえること 小4～6) 54.6%
- ・ すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること 小4～6) 71.6%
- ※ こどもの権利だと思っているものの割合

○ 婚姻を取り巻く環境

- ・ 未婚率(50歳時) R2) 男性 28.92%(H27:26.16%)
女性 16.32%(H27:13.07%)
- ・ 婚姻件数 R5) 3,376人 (H30:4,439人)

○ 出産環境の状況

- ・ 母の第1子出産平均年齢 R4) 30.1歳(H30:30.0歳)
- ・ 分娩取扱医療機関 R4) 22件(H30:29件)

○ 自己肯定感を持つ児童生徒の状況

R5) 中 79.1%(H30:76.9%) 小 82.0%(H30:82.3%)

○ こどもの社会的自立等の状況

- ・ 高卒者就職内定率(県内) R6.3) 71.5%
- ・ 大卒者就職内定率(県内) R6.3) 39.1%

克服すべき課題（第3章1）

1 こども・若者の権利の保障

多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障

2 婚姻行動の変容

結婚支援、若者のライフプラン形成支援及び若年層の賃金等向上策の強化

3 安心して出産できる環境の整備

- ・ 悩みを抱える妊産婦等を早期発見、相談支援
- ・ 医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携
- ・ 救急搬送体制の充実強化
- ・ 不妊に悩む夫婦の総合的な支援

4 自己肯定感や有用感を育む教育の推進

多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成

5 こども・若者の社会的自立に関すること

こども・若者やその保護者等が必要な支援を受けられる体制づくり

プラン策定に当たってのポイント②-2

現 状（第2章）

○ こどもの貧困の状況

- ・ 収入150万円未満の世帯
R5) 12.8%

○ ひとり親家庭の状況

- R5) 母子世帯 8,992世帯(H30:11,301世帯)
父子世帯 828世帯(H30:1,205世帯)

○ 要保護児童等の状況

- ・ 要保護児童数 R5) 174.9人(H30:179.1人)
- ・ 里親委託率 R5) 19.7%(H30:22.3%)
- ・ ヤングケアラーの状況 R4) 43件(R2:34件)
※県内市町村の要保護児童対策地域協議会で支援対象として登録されている児童のうちヤングケアラーと思われる数

○ 仕事環境の状況

- R5) 総実労働時間 1,742.4時間(H30:1,840.8時間)
- R5) 共働き世帯の男性の家事時間割合 43.0%
(H30:40.7%) ※ 週平均、女性の家事時間に対する割合

○ 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

- ・ いわてこどものケアセンター相談件数
R5) 1,646件

克服すべき課題（第3章1）

6 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ・ 就労支援の充実、教育の支援、相談支援の更なる強化
- ・ 親の妊娠・出産期からの相談支援の充実・居場所づくり

7 ひとり親家庭の支援の更なる充実に関すること

- ・ 就労支援、教育支援、相談支援等の更なる充実
- ・ 関係機関の連携強化による体制整備

8 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等

- 児童相談所、市町村の相談体制の充実、関係機関との連携強化

9 社会的養護を必要とすることどもたちに対する環境整備

- 里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実

10 仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・ 市町村と連携した、子ども・子育て支援の充実
- ・ 仕事と子育ての両立に向けた環境整備(働き方改革等)

11 東日本大震災津波の経験を踏まえた子どものこころのケア

- 中長期的なこころのケアなどの支援

12 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響

プラン策定に当たってのポイント③-1

第3章の2において「こども大綱など国の動きから求められること」を整理し、これまで「いわて子どもプラン(2020～2024)」において推進してきた県の取組に、国の動向を踏まえて加えるべき視点を明記しました。

○ こども大綱

- ・ 日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を基本的な方針を掲げている。
 - 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
 - 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
 - 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
 - 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
 - 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
 - 6 施策の総合性を確保すること

→ **こども大綱を勘案**して、これまでの各施策に加え、**こども施策に関する重要事項を3つ整理**

こども大綱など国の動きから求められること（第3章2）

1 こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障する

- ・ 多様な人格を持った個としての尊重し、権利を保障する
- ・ 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにし、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する

2 こども・若者の視点の追加

- ・ こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する
- ・ 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う

3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

- ・ こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行い、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で切れ目なく支援する

プラン策定に当たってのポイント③-2

「こども大綱など国の動きから求められること(第3章の2)」も踏まえ、「目指す姿」の実現のために推進する施策(第4章)に、「こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る取組」を新たに位置づけました。

第4章 3 推進する施策

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する
(誕生前から幼少期まで) | (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期) |
| (3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期) | (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する |
| | (6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する |
| | (7) 東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する |

第4章 4 推進する施策を構成する具体の取組

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

ア こどもや若者意見を聴いて施策への反映を進めていきます

- ・ こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容の周知、社会全体での共有
- ・ こどもや若者、子育て当事者が、年代を問わず、安全に安心して意見を述べることができる場や機会の創出
- ・ こどもが関係する施策の質の向上、こどもの意見の表明・参画機会の醸成

イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します

- ・ こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でのこども施策に関する情報提供
- ・ 全ての年代のこどもや、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者などのための意見聴取に係る多様な手法の検討と、十分な配慮や工夫

ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくれます

- ・ こどもに関わる大人が、子どもの権利について正しく理解し、子どもの権利を尊重できるような働きかけ
- ・ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるヤングケアラーなどの最善の利益が守られる支援体制の充実

推進する施策及び

推進する施策を構成する具体の取組等

目指す姿及び推進する施策（第4章）

1 目指す姿（案）

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

2 目指す姿指標（案）

合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間

＜考え方＞

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定する。

※ 年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定。当該プランは令和8年度までを計画期間としているため、次期プランの策定時点で、年度目標値を置き換え

3 推進する施策（案）

- | | |
|---|---------------------------------|
| (1) こども若者・若者の権利を保障し、最善の利益を図る | (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する |
| (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する
（誕生前から幼少期まで） | (6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する |
| (3) こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期） | (7) 東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する |
| (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） | |

目指す姿及び推進する施策（第4章）

4 推進する施策を構成する具体の取組(案)(一覧)

※ こども・若者、関係者等からの意見聴取結果を反映（意見の詳細は次項）

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

- ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます
- イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

ライフステージごとの推進施策

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

(3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】
- エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ク 地域に貢献する人材を育てます

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します
- イ 愛着を持てる地域づくりを推進します
- ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

- ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

- ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
- ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります
- カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります
- ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します
- コ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

(7) 東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱えるこどもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

個別の施策に関する意見①

テーマ	主な意見
不妊治療	・不妊治療が保険診療になって若い患者が増えた印象。不妊治療に対する理解の推進が起きたのだと思った。 ・不妊治療に関心(関係)がない人に理解させるのは難しいと思う。不妊治療休暇制度導入事業者の認証や市民講座等の場での周知などはどうか。
産後ケア	・医療機関での産後ケアについて、現在は、サービスを受けたくても、すぐに受けられる状態にはなく、心身ともにすぐに休みたいという場合は、受け入れが難しい状況。 ・予約を待ってでも利用した産婦は、満足度は高く、休息できる・自分で用意しなくてもご飯が食べられるという点が好評な様子。 ・利用者増加/休養目的の利用が多い/受け入れ先の慢性的な利用待ち/産後ケアを担う人材の不足
遊び場整備	・小学校低学年のお子さんはまだ親と一緒に遊びに行くことが多く、色んな体験ができる遊び場のニーズが高いと思う。 ・近場の屋内で遊べるところ/体を動かす遊び(滑り台など)/安全なところ/けがをしないところ/広いところ/混雑しない遊び場/(遊び場に)トイレ・おむつ交換・授乳場所がある
若者活躍、若者県内定着	・盛岡地区以外は学生に対する支援が少ないため。若者カフェ連携拠点は、(若者が少ない場所であっても)設置する価値はあると感じている。 ・ひきこもりに対する周囲の理解向上と、早期発見・早期対応が重要。
若者のライフプランについて	(高校生アンケート) 7割以上:自分のライフプランについて考えている、9割弱:結婚や子育てを希望 ・結婚について:「自分の時間が減ってしまう心配があるが、楽しく幸せそう」、子育てについて:「精神的・経済的に大変そうだが、その分喜びや幸せを感じられる」

※ 意見聴取において頂いた意見のうち、個別の施策に関するものは、主に、「推進する施策を構成する具
体の取組」へ反映したほか、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

個別の施策に関する意見②

テーマ	主な意見
子どもの居場所	親も子も居場所が不足している。自由に行けてゆっくりできる場所が必要。家族以外、職場以外などの方とコミュニケーションする場所が機会がない。学校に行きづらい子が自分らしくいられる環境をつくる必要がある。
多様な困難を抱えるこどもへの支援のあり方	・ヤングケアラーなど、当事者は保護者の奉仕のためとされていて、行政の支援を受ける必要はないと思っているケースもある。 ・当事者のこどもや家族に対し、各種支援の活用を促すようなことがあってもいいのではないか。
子育てしやすいまちづくり	・(買いもの等で困ったこと)こどもを見ながらだと落ち着いて買い物できない/トイレ・授乳室・おむつ交換台がない。 ・子育て応援の店のマークを見たことがない/マークを見たことはあっても店を利用したことがない。
ワークライフバランス	若者は、会社の福利厚生、残業時間、女性の管理職率や、復職率とかはかなりみている。企業認証のマーク(くるみんやえるぼしなど)もかなりみている。あって当たり前の感覚になってきている。
悩みの相談等	・勉強のための意見箱を設置して、先生の時間が空いているときに教えてもらえるようなシステムが欲しい。SNSが普及しているので意見箱はデジタルの形でもいいと思う。 ・なにかしら先生と1対1で周りの人に知られずに繋がれる方法が無いと壁が無くならないと思う。

※ 意見聴取において頂いた意見のうち、個別の施策に関するものは、主に、「推進する施策を構成する具体の取組」へ反映したほか、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（1）こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

全てのライフステージに共通する事項として、最も重要なものであり、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていく必要があります。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。こどもや若者の自己選択・自己決定・自己表現を社会全体で後押しし、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにします。

（2）こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する（誕生前から幼少期まで）

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたって持続的に身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあるための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定であるという前提の下、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えるため、結婚や妊娠を希望する方々への支援を推進します。

また、乳児期におけるしっかりとしたアタッチメント（愛着）の形成などを通じて、自己肯定感をもって成長することができるようにするため、妊娠後やこどもが生まれた後の支援を推進します。

推進する施策を構成する具体の取組（案）

（3）こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、自分らしさを形成していく時期です。

こどもたちが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくとともに、学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる環境の整備に取り組みます。

（4）健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行う時期でもあり、青年期の若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、その選択を地域社会が尊重し応援する在り方が求められています。

こども・若者が将来の夢や希望を持って成長しながら、社会における自己を確立することができるよう、個性や主体性を発揮して自主的に自立した活動ができる環境づくりや愛着を持てる地域づくり、こどもを非行や事故から守る環境づくり、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

推進する施策を構成する具体の取組（案）

（5）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

貧困、虐待等の困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援、合理的配慮を行うことが重要です。

そのため、こどもの貧困の解消に向けた対策、児童虐待防止対策、社会的養育体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーの支援体制の構築などに取り組みます。

貧困により、こどもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

（6）こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

地域社会、企業など様々な場で、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体でこどもに関わることで、安心してこどもを生み育てることができ、こどもを含む全ての人が、性別・年齢・障がいの有無に関わらず、健やかに生活できる社会環境づくりを推進します。

特に、子育て当事者にとっては、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があり、子育ての経済的・精神的負担感が存在しています。また、若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保し、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備する必要があります。

推進する施策を構成する具体の取組（案）

（7）東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する

東日本大震災津波により被災した子どもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えるほか、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響も受けており、今後も中長期的なケアが必要です。

被災地の子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、東日本大震災における子どものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を活かしたこれからの子どもへの支援に取り組めます。

計画推進に向けて（第5章）

1 計画の推進のための役割

保護者	自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。
子ども・子育て支援機関等	子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
事業主	その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
県民	子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
市町村	こども基本法において、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることとされているため、地域に身近な存在として、実情を踏まえて、こども施策を推進すること。

2 計画の推進体制

「岩手県子ども・子育て会議」、「岩手県青少年問題協議会」等の場を通じて、年齢及び発達の過程に応じてこどもを含めた県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図る。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

- ・ 計画の実施状況は、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表
- ・ 「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努める。

いわてこどもプラン (2025～2029)

【素案】

令和 年 月
岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け・性格	1
(1) 本計画における「こども・若者」等の定義及び「こども」の表記について	1
(2) 基本的な考え方	3
(3) こども・子育て支援等に関連する施策の一体的な計画としての位置付け	5
(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係	6
(5) 他の児童福祉に関する計画等との関係	6
2 計画期間	7
3 計画の構成	7

第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

1 こどもの権利の状況	8
2 結婚を取り巻く環境	10
(1) 未婚率、50歳時未婚率の状況	10
(2) 婚姻件数、婚姻率の状況	11
(3) 平均初婚年齢の状況	12
(4) 結婚の意思を持つ未婚者の状況	12
(5) 結婚していない理由の状況	13
(6) 未婚者が希望するライフコースの状況	14
3 出産環境の状況	15
(1) 出産年齢の状況	15
(2) 分娩を取り扱う医療機関の状況	15
(3) 不妊専門相談センターの相談件数	15
4 世帯当たり人員数及び保育等の状況	16
(1) 世帯当たり人員数の状況	16
(2) 保育所等入所待機児童数の状況	16
(3) 放課後児童クラブ待機児童数の状況	17
5 自己肯定感や有用感を育む教育の状況	18
(1) 自己肯定感を持つ児童生徒等の状況	18
(2) いじめに対する児童生徒等の認識の状況	19
6 こどもの社会的自立等の状況	20
7 こどもの貧困の状況	23
(1) 収入階層ごとの世帯構成	24
(2) 親の就労状況	25
(3) 子どもや生活に関する相談相手	26
(4) 医療機関への受診	27

(5) 子どもの居場所に対するニーズ	28
8 ひとり親家庭の状況	29
(1) ひとり親世帯数	29
(2) 親の年齢	30
(3) 相談相手	31
(4) 就労の状況	32
(5) 就労収入の状況	33
(6) 養育費の取り決め状況	33
(7) 福祉制度関係の認知度・利用度	34
9 要保護児童等の状況	37
(1) 児童虐待の対応状況	37
(2) 要保護児童数・里親委託率の状況	38
(3) ヤングケアラーの状況	38
(4) 特定妊婦の状況	39
10 仕事環境の状況	40
(1) 働く女性の状況	40
(2) 総実労働時間	40
(3) 共働き世帯の男性の家事時間割合	41
(4) 一般事業主行動計画の策定の状況	41
11 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況	42

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

1 少子化の進行について	43
(1) 合計特殊出生率の状況	43
(2) 出生数の状況	43
(3) こどもの数の状況	44
(4) 理想の子どもの数等の状況	45
2 こども大綱など国の動きから求められること	45
3 現状を踏まえた克服すべき課題	46

第4章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿	50
2 目指す姿指標	50
3 推進する施策	52
4 推進する施策を構成する具体の取組	55
(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る	55
ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます	55
イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します	55
ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくれます	56
(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する	57

(こどもの誕生前から幼少期まで)	
ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します	57
イ 安全・安心な出産環境を整備します	59
ウ 多様な保育サービスの充実を図ります	62
(3) こどもの健やかな成長を支援する	65
(学童期・思春期)	
ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと 学びを支えます	65
(ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり	65
(イ) 豊かな体験活動の充実	66
イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】	67
(ア) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	67
(イ) 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実	69
(ウ) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進	70
ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】	70
(ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成	70
(イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育 成	71
(ウ) 学校における文化芸術教育の推進	72
(エ) 主権者教育などによる社会に参画する力の育成	73
エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】	74
(ア) 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実	74
(イ) 適切な部活動体制の充実	76
オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	77
(ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実	77
(イ) 各校種における指導・支援の充実	78
(ウ) 教育環境の充実・県民理解の促進	79
カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつく ります	80
(ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処	80
(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進	80
(ウ) デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進	82
キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます	82
(ア) 安全でより良い教育環境の整備	82
(イ) 魅力ある学校づくりの推進	83
(ウ) 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保	84
(エ) 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上	84
(オ) 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革	86
ク 地域に貢献する人材を育てます	87
(ア) 「いわての復興教育」などの推進	87

(イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成	88
(ウ) 岩手と世界をつなぐ人材の育成	89
(エ) イノベーションを創出する人材の育成	90
(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する	90
(青年期)	
ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します	90
イ 愛着を持てる地域づくりを推進します	92
ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します	92
エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します	93
(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する	95
ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します	95
(ア) 教育の支援	95
(イ) 生活の安定に資するための支援	96
(ウ) 保護者の就労の支援	97
(エ) 経済的支援	98
イ 児童虐待防止対策を推進します	99
ウ 社会的養育体制の充実を図ります	102
エ ひとり親家庭の自立を支援します	103
(ア) 相談機能の充実	104
(イ) 就業支援対策の充実	105
(ウ) 子育て支援・生活環境の整備、こどもへの支援の充実	108
(エ) 養育費確保の促進	110
(オ) 経済的支援の充実	111
オ ヤングケアラーの支援体制を構築します	113
(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する	113
ア 安心してこどもを生み育てられる環境をつくりまします	113
(ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進	114
(イ) あらゆる子育て家庭への支援	114
(ウ) こどもの慢性疾病、障がいの予防に対する支援	117
(エ) 障がい児の療育支援体制の充実	118
(オ) 家庭教育を支える環境づくりの推進	120
イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくりまします	120
ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	121
エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	121
(ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進	121
(イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進	122
(ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進	123
(エ) 交通事故抑止対策の推進	123
オ 仕事と生活を両立できる環境をつくりまします	124
カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくりまします	125

(ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり	125
キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します	125
(ア) 地域公共交通の利用促進	125
(イ) 持続可能な地域コミュニティづくり	125
(ウ) 快適で魅力あるまちづくりの推進	126
ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくれます	126
ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します	127
コ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します	128
(7) 東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する	129
ア 被災によるトラウマ等を抱える子どもや保護者を支援します	129
(ア) 被災地のこどものこころのケアの推進	129
(イ) 要保護児童への支援	130
イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します	130

第5章 計画推進に向けて

1 計画推進のための役割	130
(1) 保護者	130
(2) 子ども・子育て支援機関等	130
(3) 事業主	131
(4) 県民	131
(5) 市町村	131
2 計画の推進体制	131
3 施策の実施状況の公表と計画の見直し	131

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け・性格

(1) 本計画における「こども・若者」等の定義及び「こども」の表記について

本計画における「こども」等の範囲は、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、次のとおりとします。

こども：心身の発達の過程にある者

若者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※ 国で示された表記方法を準用し、特別な場合（法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、いわてで育む条例第2条の用語の定義による「子ども」を対象とした取組等を示す場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など）を除き、原則として、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

(参考)

国の「こども大綱」等における、「こども」、「子ども」、「若者」等の定義は、次のとおりとなっています。

【こども基本法（第2条）における定義】

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

【こども大綱における定義】

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子供・若者育成支援推進大綱¹における定義】

若者は、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展さ

¹ こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の決定に伴い廃止されたが、考え方の参考としているもの

せていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象とする。

【子ども・子育て支援法（第 6 条）における定義】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【いわての子どもを健やかに育む条例（第 2 条）における定義】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども・子育て支援 子どもを健やかに育むための子ども、保護者及び子どもを生み、育てようとする者に対する支援をいう。
- (4) 子ども・子育て支援機関等 幼稚園、小学校等の教育機関、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、子ども・子育て支援を行うことを目的とする特定非営利活動法人その他の子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体をいう。

【「こども」の表記に係る国の取扱い】

国では、『こども』表記の推奨について（依頼）」（令和 4 年 9 月 15 日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）が示され、各府省庁に対し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

（特別な場合の判断）

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

(2) 基本的な考え方

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例（平成 27 年岩手県条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、条例第 3 条の基本理念を基本的な考え方としています。

条例の基本理念

第 3 条 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。

3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

また、この計画は、こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を勘案し、県の実情等を踏まえ、こどもを中心におき、地域社会全体で子育てする方々やこどもを温かく見守る環境を目指し、本県のこども施策を総合的に推進するために策定するものです。

こども基本法とは

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【6つの基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども大綱とは

こども基本法に基づく、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

【基本的な方針】

- 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- 6 施策の総合性を確保すること

(3) こども・子育て支援等に関連する施策の一体的な計画としての位置付け

本計画は、これまで別々に作成・推進されてきた次の5つの計画を統合し、一体的に策定しており、こども・子育て支援等に関連する施策を、体系的に記載しています。

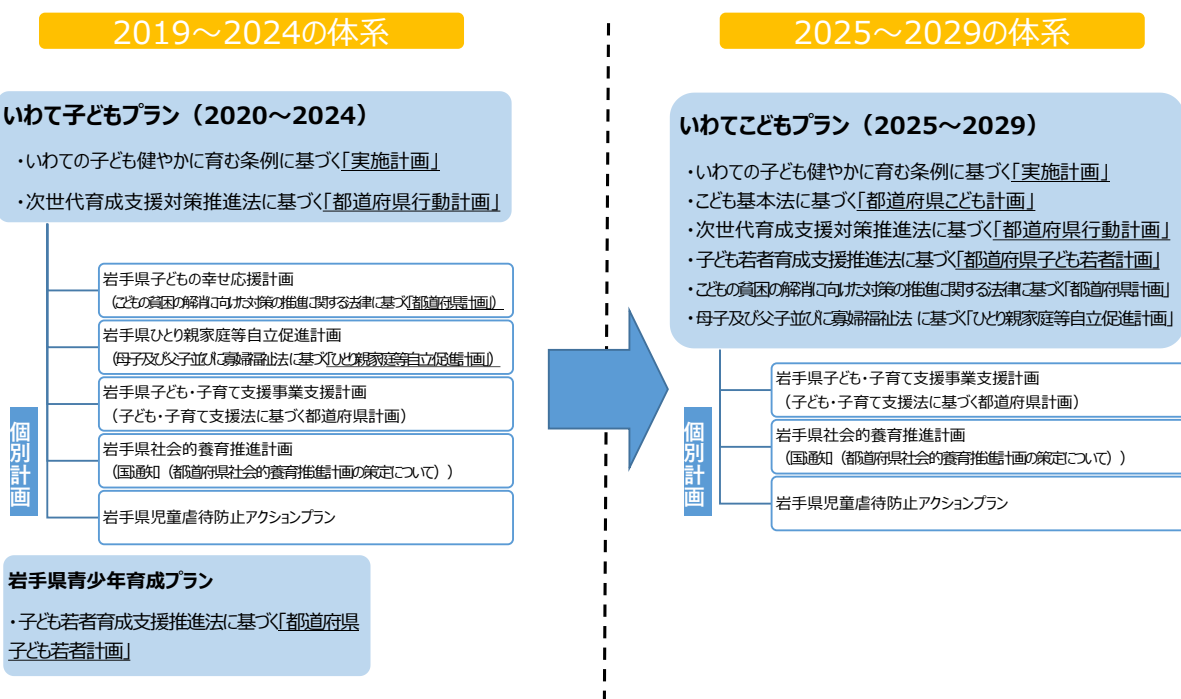
ア こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」

イ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に基づく「都道府県行動計画」

ウ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」

エ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第1項に基づく「都道府県計画」

オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

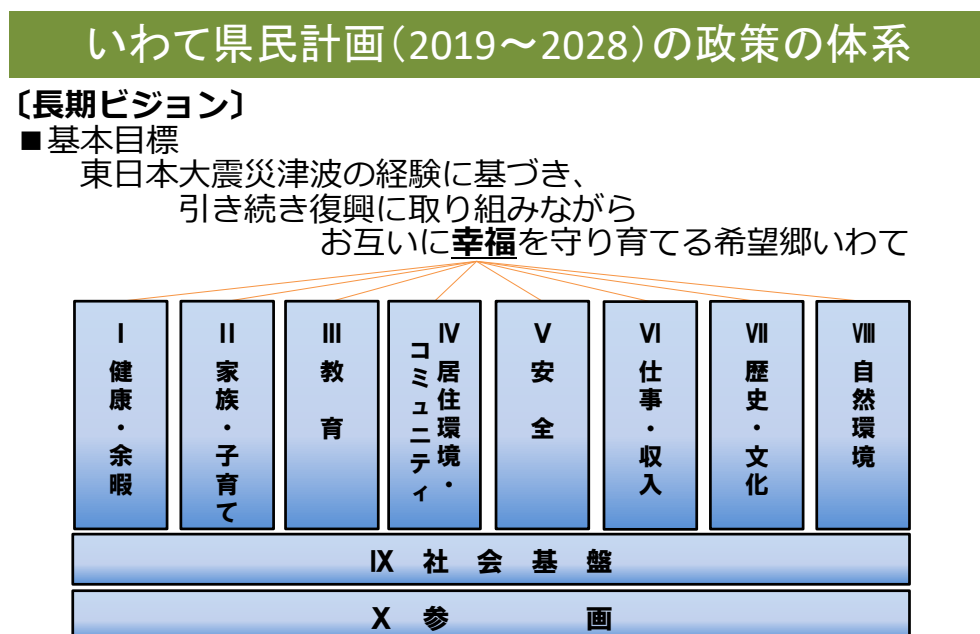


（４）いわて県民計画（2019～2028）との関係

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第２期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本計画は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援に関する施策を、条例（第９条）や、こども大綱等に基づき、横断的に進めるものです。

<参考：いわて県民計画（2019～2028）—長期ビジョン—>



（５）他の児童福祉に関する計画等との関係

本計画は、次に掲げる法定計画をはじめとする関連施策に関する計画と調和を保ちながら、推進していきます。

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省子ども家庭局長通知）』に基づく「岩手県社会的養育推進計画」
- ・ 「岩手県児童虐待防止アクションプラン」
- ・ 「健康いわて 21 プラン」
- ・ 障害者基本法等に基づく「岩手県障がい者プラン」
- ・ 医療法等に基づく「岩手県保健医療計画」
- ・ 教育基本法に基づく「岩手県教育振興計画」

また、国の母子保健を含む成育医療等に関する計画である「育成医療等基本方針」に対応する県計画の内容を抱合しています。

2 計画期間

2025 年度から 2029 年度までの 5 年間

3 計画の構成

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 2 章 本県のこども・子育て当事者を取り巻く現状

第 3 章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

第 4 章 目指す姿及び推進する施策

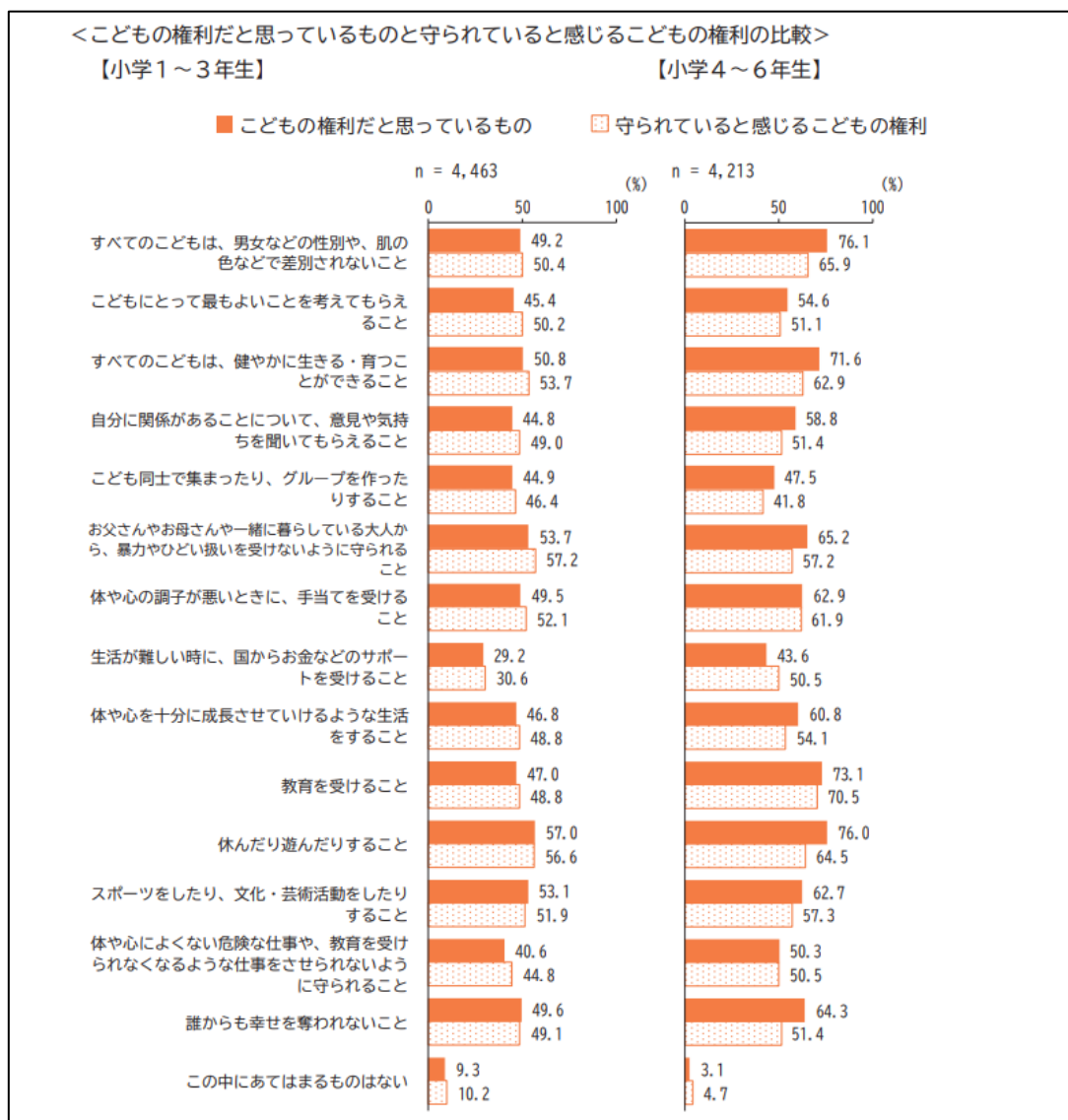
第 5 章 計画推進に向けて

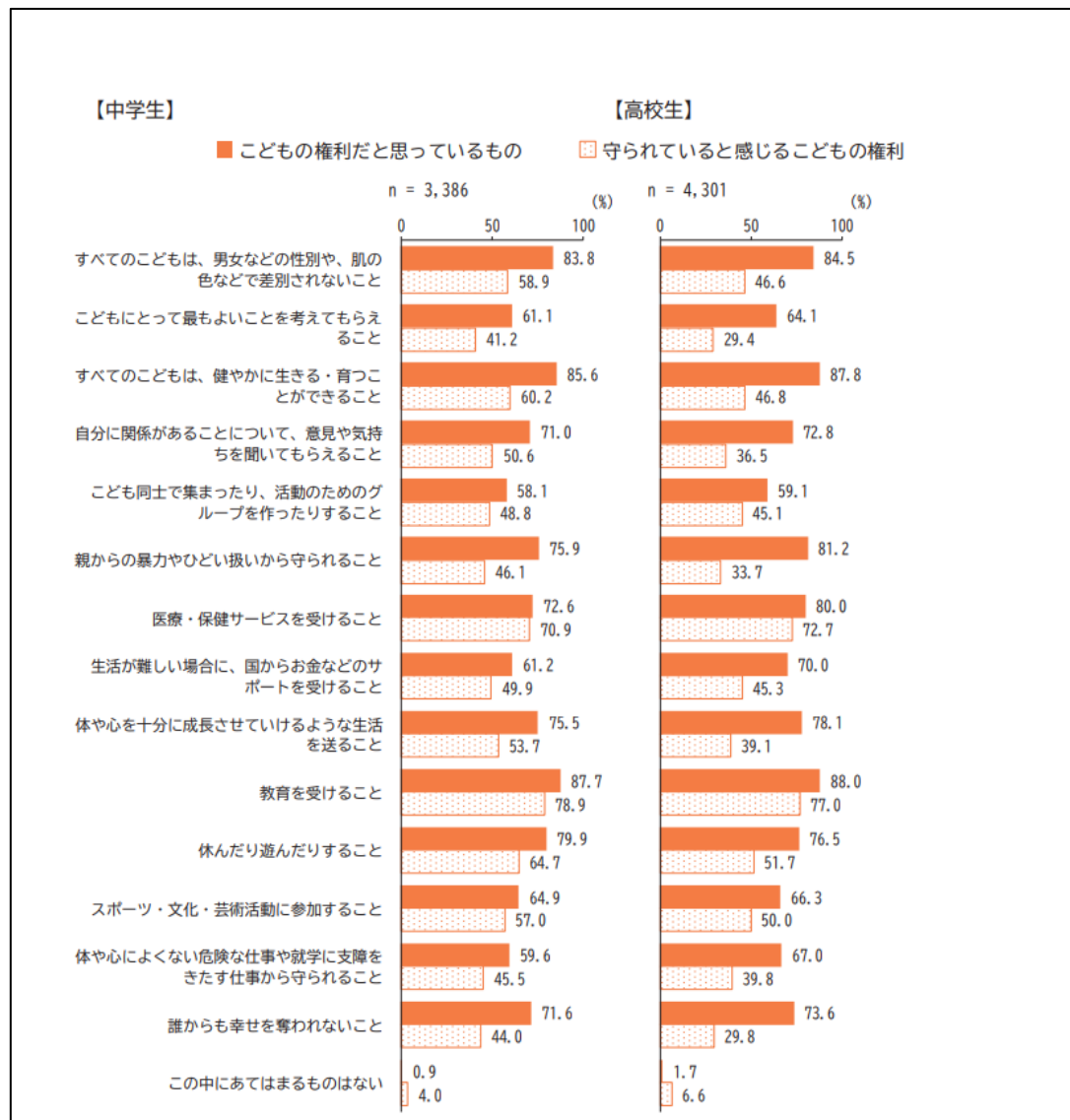
第2章 こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

1 こどもの権利の状況

- ・ 全国の傾向として「こどもの権利だと思っているもの」と「守られていると感じるこどもの権利」の比較について、小学生では大きな乖離はない一方、中高生では全ての項目において「守られていると感じるこどもの権利」の値が低くなっています。
- ・ 「親からの暴力やひどい扱いから守られること」、「誰からも幸せを奪われないこと」、「すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること」の項目においては、「こどもの権利だと思っているもの」の値よりも「守られていると感じるこどもの権利」の値が中学生では 25 ポイント以上、高校生では 40 ポイント以上低くなっています。

こどもの権利だと思っているものと守られていると感じるこどもの権利の比較





(資料：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究報告書（令和6年3月）」)

2 結婚を取り巻く環境

- ・ 本県の未婚率、平均初婚年齢は上昇しており、未婚化、晩婚化が進行しています。
- ・ 全国的な傾向としては、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などが背景としてあげられます。

(1) 未婚率、50歳時未婚率の状況

①未婚率

本県の未婚率は、男女ともに全ての年代で上昇しています。

また、男女とも若い世代の上昇率が大きくなっています。

【岩手県：令和2年と平成27年の比較】

(25～29歳：男性＋4.7% 女性＋4.6%、30～34歳：男性＋4.7% 女性＋2.6%、
35～39歳：男性＋2.2% 女性＋1.6%、40～44歳：男性＋1.3% 女性＋1.5%)

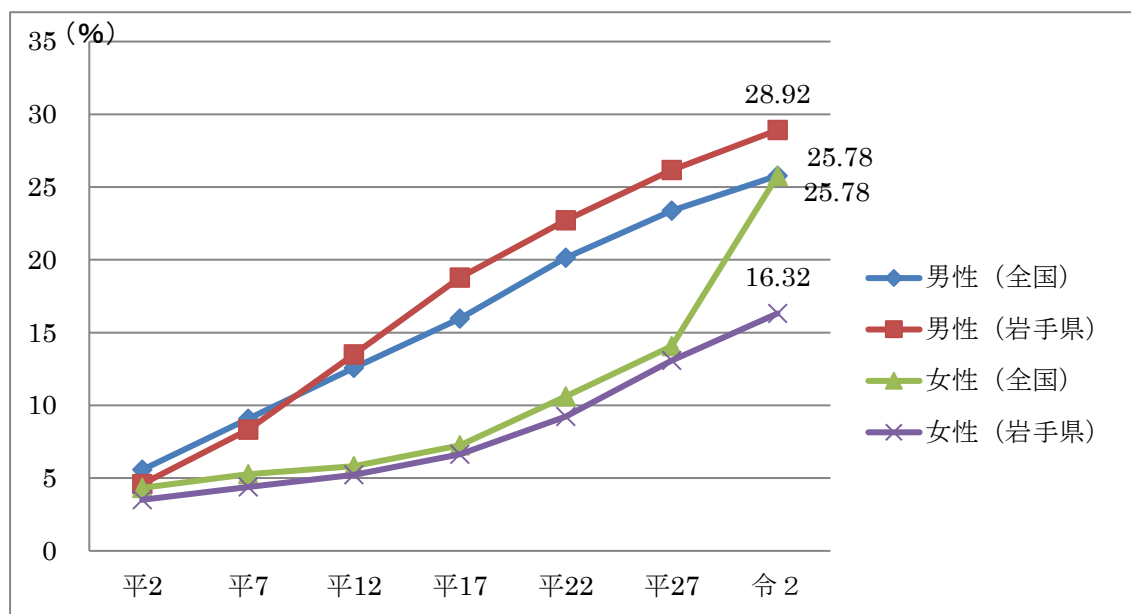
(単位：%)

		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平27年	令和2年	平27年	令和2年	平27年	令和2年	平27年	令和2年
男性	全 国	68.3	72.9	44.7	47.4	33.7	34.5	29.0	29.1
	岩手県	66.3	71.0	45.9	50.6	36.0	38.2	31.2	32.5
女性	全 国	58.8	62.4	33.6	35.2	23.3	23.6	19.0	19.4
	岩手県	54.3	58.9	32.1	34.7	22.8	24.4	18.2	19.7

(資料：総務省「国勢調査」)

②50 歳時未婚率

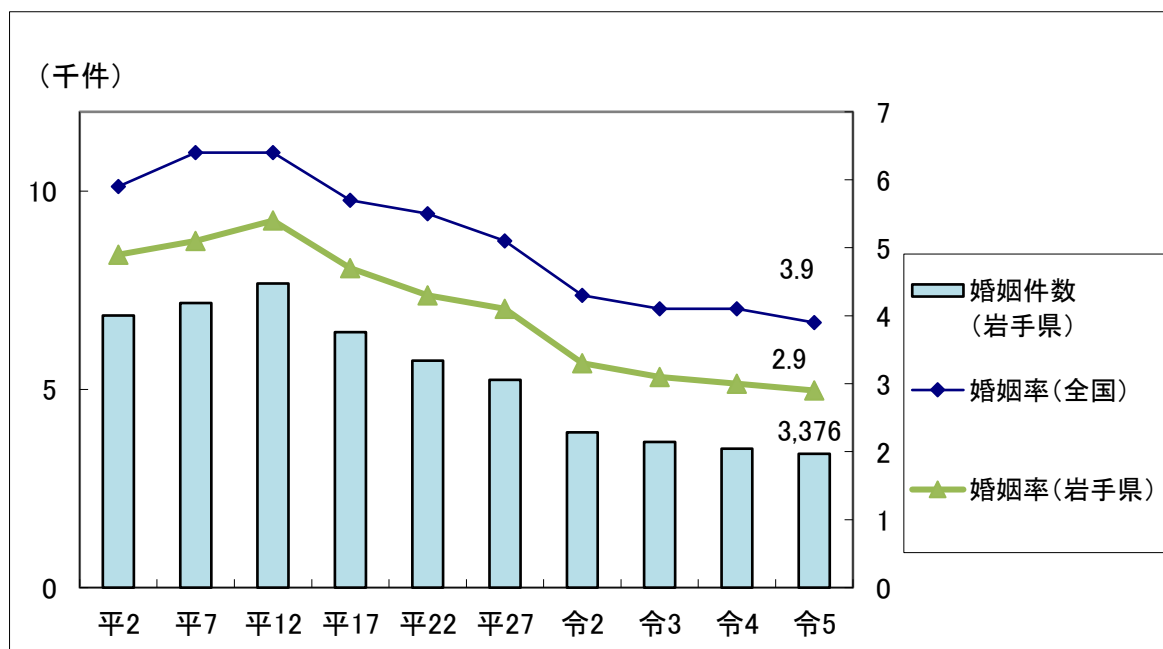
本県の 50 歳時未婚率は、男女ともに上昇しており、また、男性については全国数値を上回っています。



（資料：総務省「国勢調査」）

（２）婚姻件数、婚姻率の状況

本県の婚姻件数、婚姻率（人口千人当たり割合）とも、近年は微減傾向にあります。また、婚姻率は全国値を下回っています。

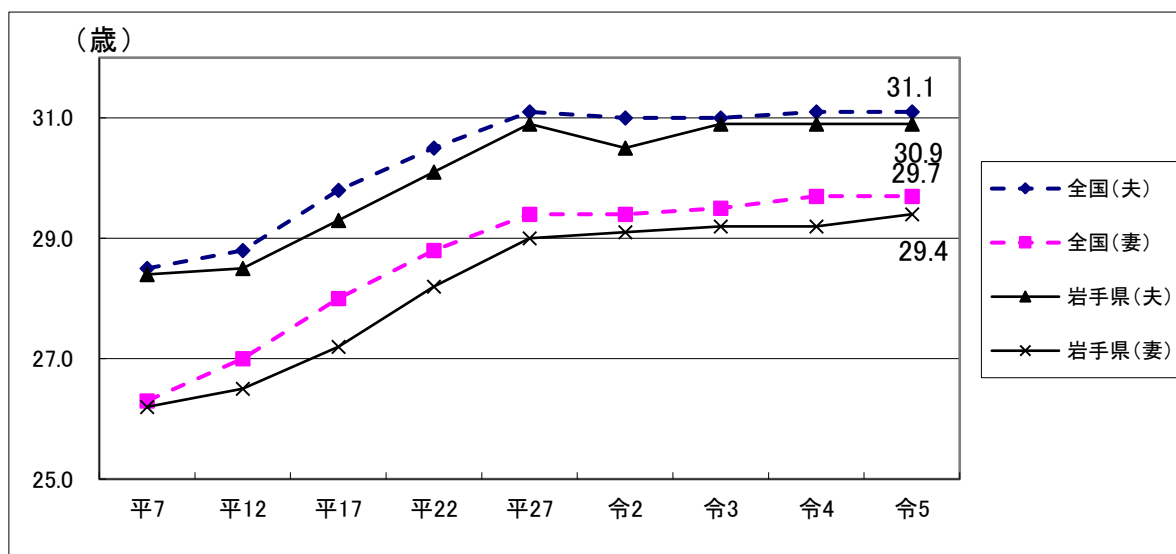


（資料：厚生労働省「人口動態統計」）

(3) 平均初婚年齢の状況

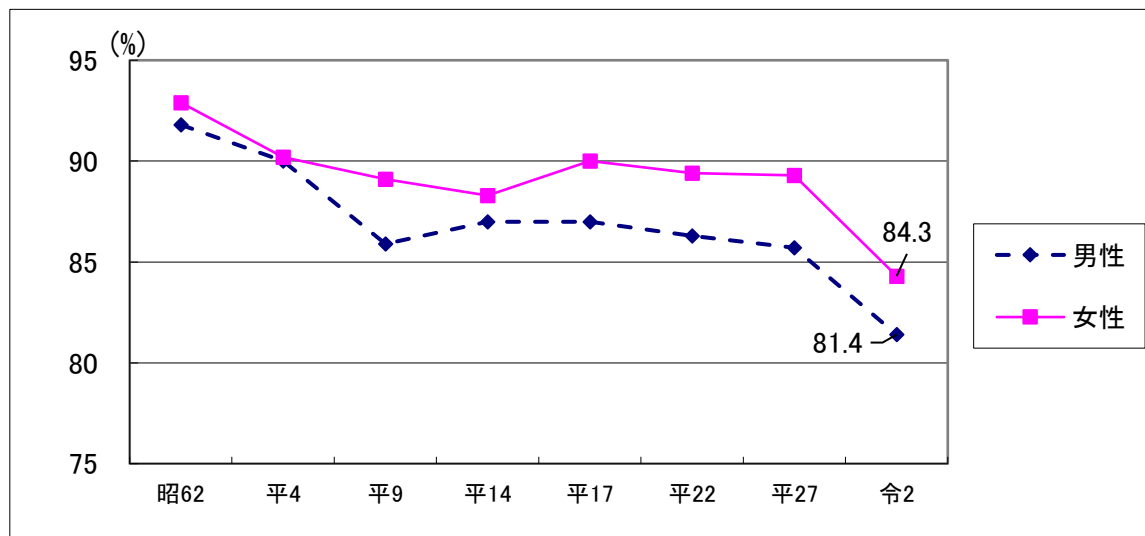
平均初婚年齢は、近年は横ばい傾向となっています。

(資料：厚生労働省「人口動態統計」)



(4) 結婚の意思を持つ未婚者の状況

全国の調査における、結婚の意思を持つ未婚者は、平成14年以降、下げ止まりが見られましたが、近年は再び減少しています。

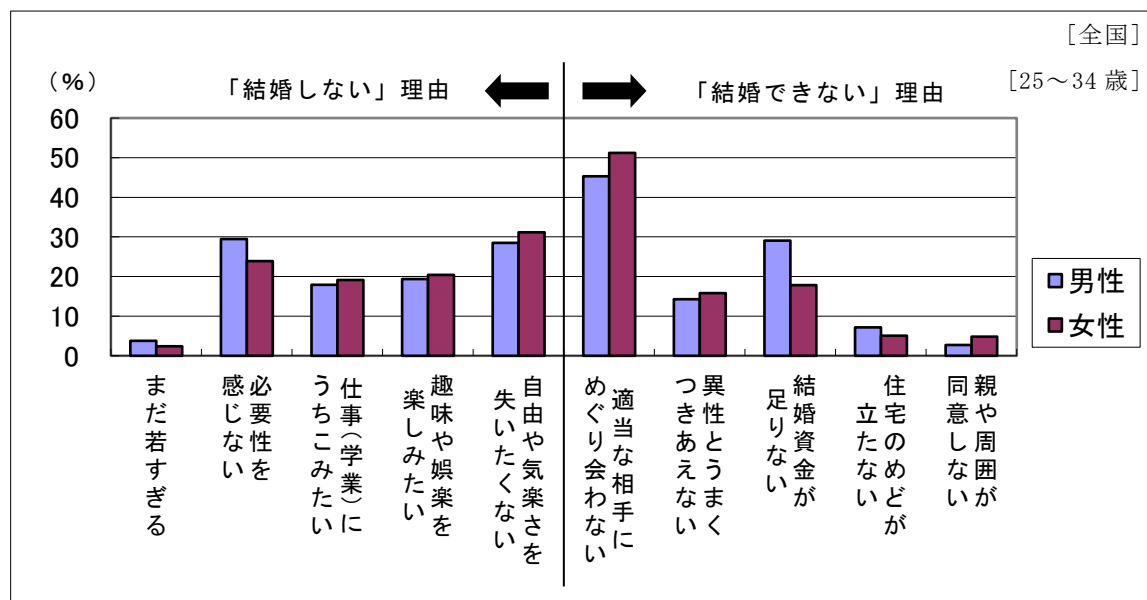


(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

(5) 結婚していない理由の状況

全国の調査における、25～34 歳未婚者が独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

また、結婚しない理由として「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目が高くなっているほか、男性の結婚できない理由として「結婚資金が足りない」の項目が高くなっています。



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

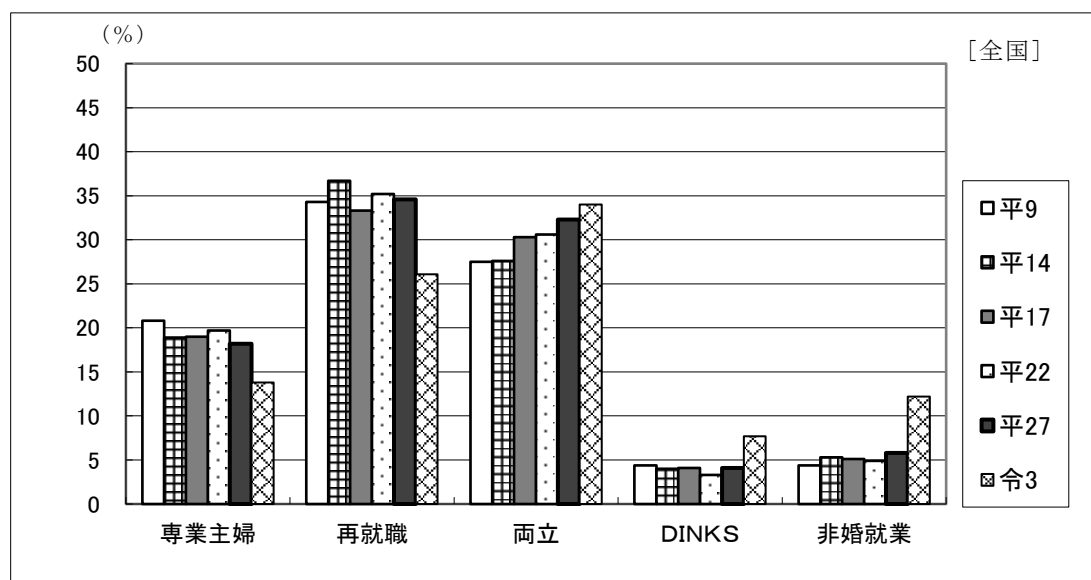
(6) 未婚者が希望するライフコースの状況

全国の調査における、未婚の女性の理想のライフコースでは、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少しています。

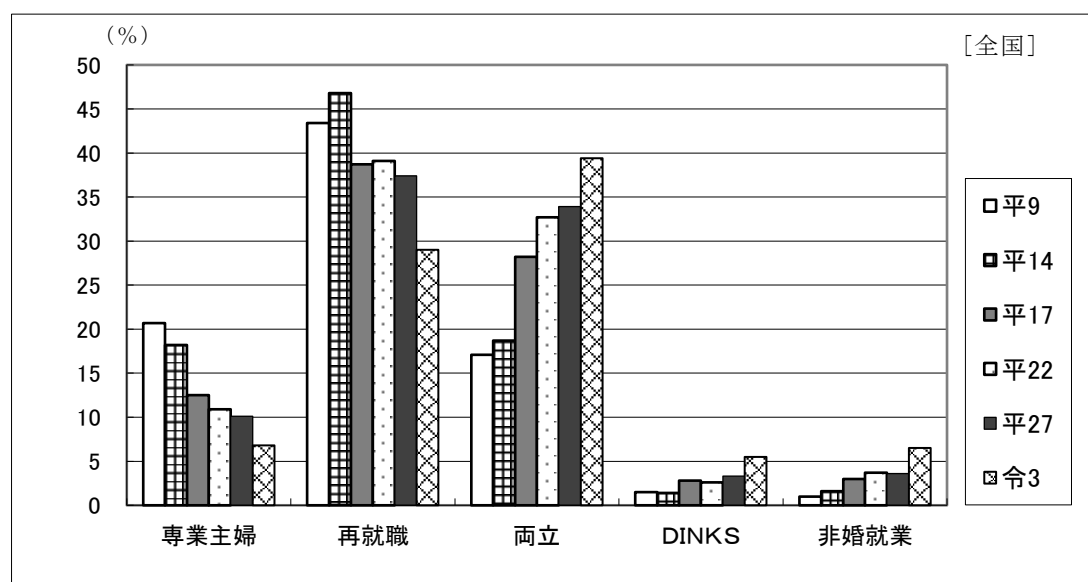
男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少しています。

また、女性・男性とも、DINKS及び非婚就業を望む人が増加しています。

① 未婚の女性の理想のライフコース



② 未婚の男性の理想のライフコース



【専業主婦】女性が結婚し、家事や育児に専業する

【再就職】女性が結婚し、一旦は仕事を辞めるが、再就職する

【両立】結婚し、家庭や子育てと仕事を両立する

【DINKS】結婚し、子どもは持たずに仕事を続ける

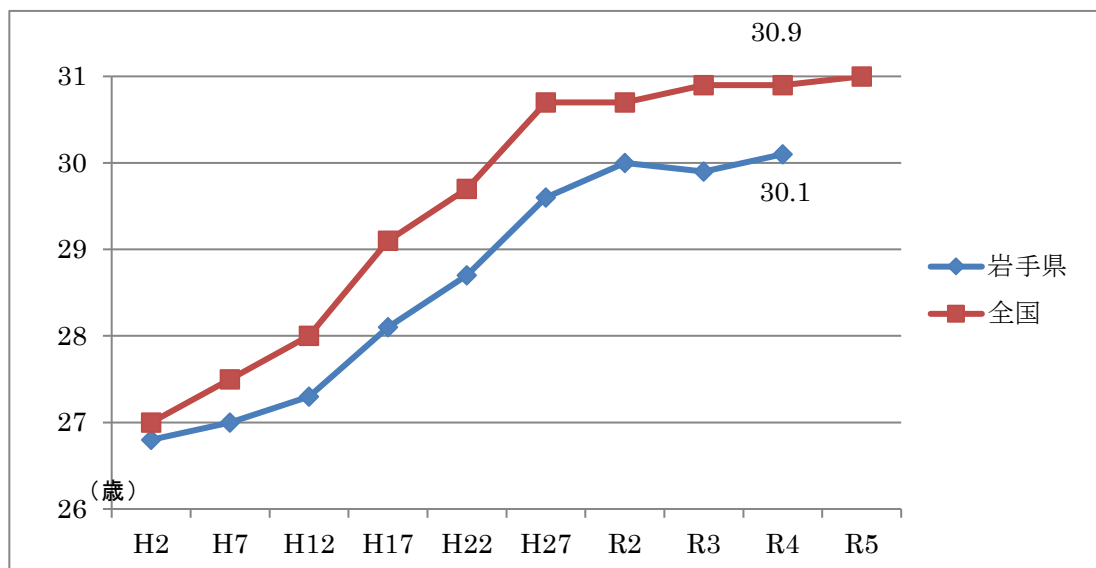
【非婚就業】結婚せず、仕事を続ける

(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

3 出産環境の状況

- ・ 本県の母の第1子出産平均年齢は上昇を続け、令和4年は30.1歳となっています。
- ・ 本県の分娩を取り扱う医療機関は、病院、診療所ともに減少傾向にあります。

(1) 出産年齢の状況（母の第1子出産平均年齢）



（資料：厚生労働省「人口動態統計」）

(2) 分娩を取り扱う医療機関の状況

（単位：機関）

	H24	H26	H28	H30	R2	R4
病 院	12	12	12	11	11	10
診療所	24	23	20	18	14	12
計	36	35	32	29	25	22

（資料：日本産婦人科医会調査 ※隔年調査）

(3) 不妊専門相談センターの相談件数

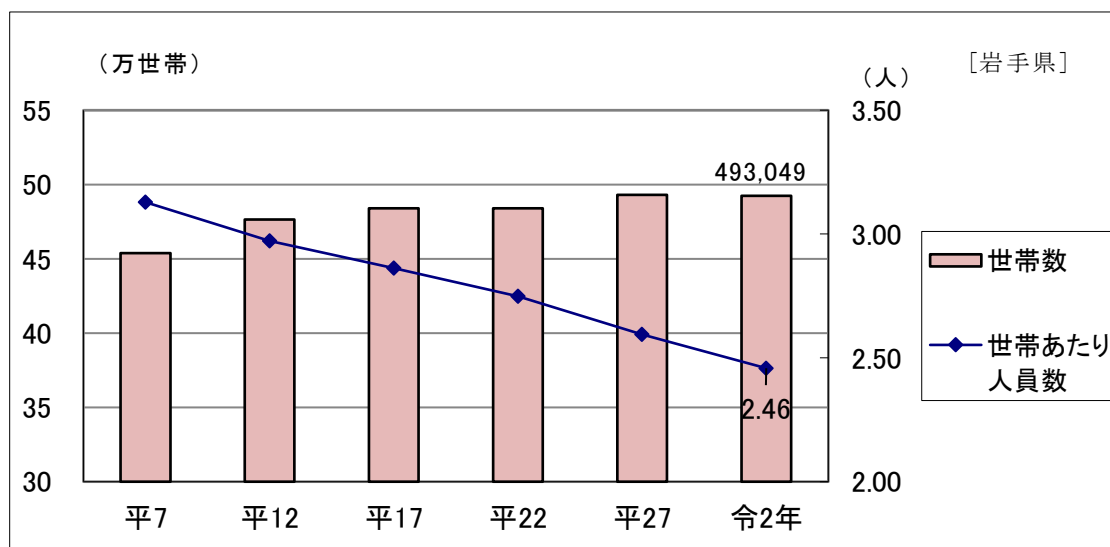
相談内容	R1	R2	R3	R4	R5
検査治療	16 件	26 件	55 件	57 件	52 件
費用	0 件	11 件	12 件	18 件	28 件
医療機関の情報	29 件	22 件	23 件	39 件	40 件
その他	8 件	16 件	34 件	62 件	42 件
合計	53 件	75 件	124 件	176 件	162 件

（資料：子ども子育て支援室調）

4 世帯当たり人員数及び保育等の状況

- ・ 本県の世帯数は増加していますが、世帯当たり人員数は減少しており、核家族化が進んでいます。
- ・ 本県の保育所等及び放課後児童クラブ²の待機児童は、改善が見られるものの発生しています。

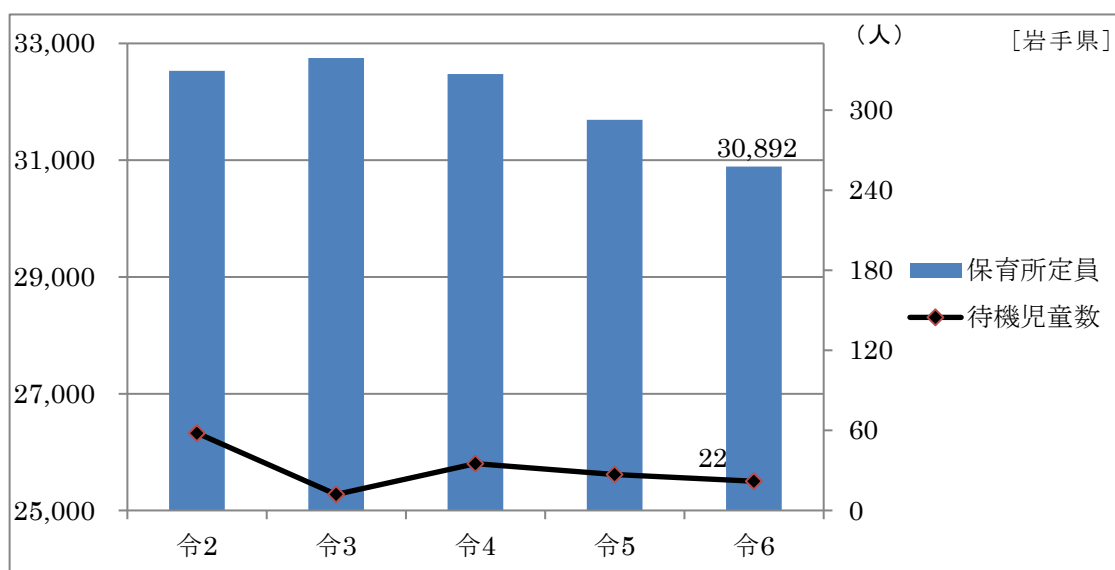
(1) 世帯当たり人員数の状況



(資料：総務省「国勢調査」)

(2) 保育所等入所待機児童数の状況

本県の保育所等の定員は減少しているものの、待機児童は20名程度で推移しています。

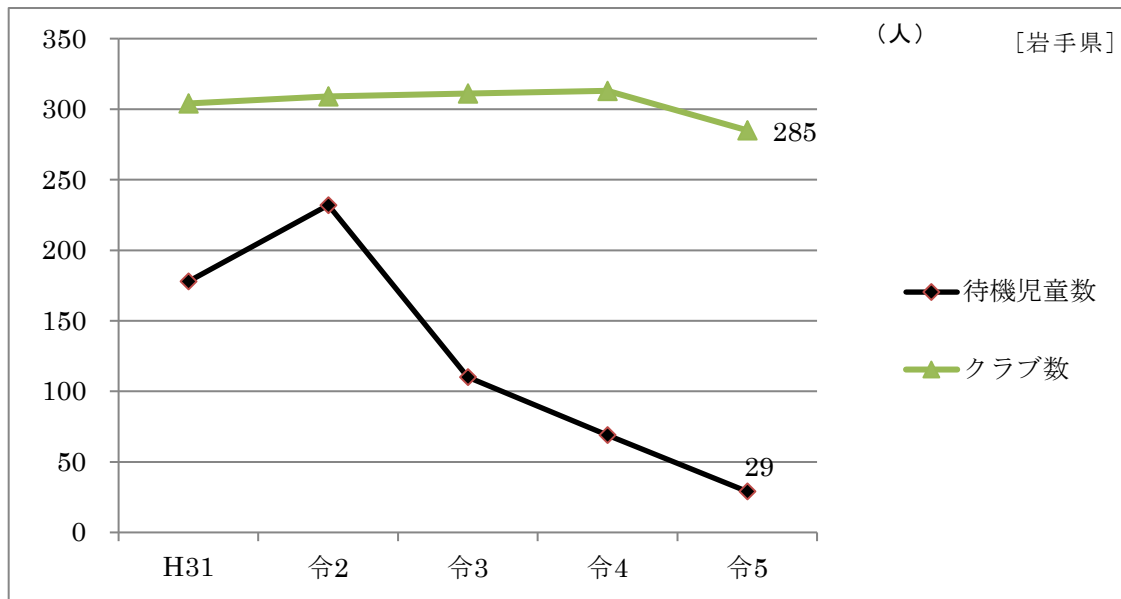


² 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

(資料：子ども子育て支援室調)

(3) 放課後児童クラブ待機児童数の状況

本県の放課後児童クラブ待機児童数（5月1日現在）は減少しています。



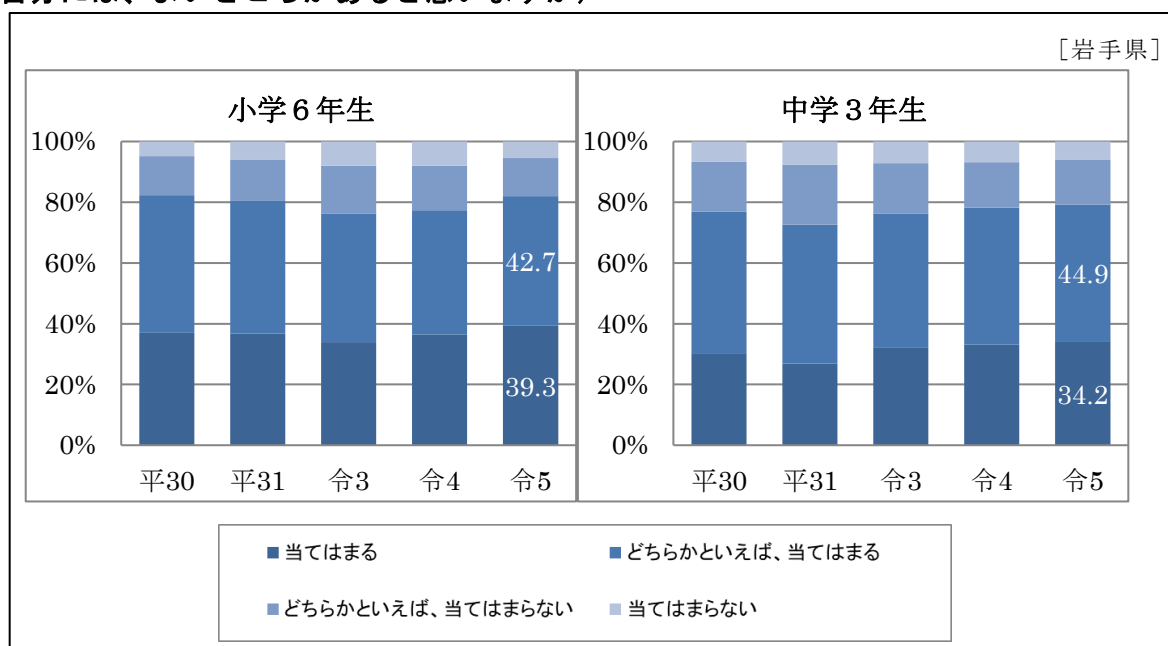
(資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」)

5 自己肯定感や有用感を育む教育の状況

- ・ 本県の児童、生徒に対して行った調査によると、「自分には、よいところがあると思いますか」の質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が、児童では 82%、生徒では 79.1%となっています。
- ・ 本県の児童、生徒に対して行った調査によると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が、児童では 97.3%、生徒では 96.7%となっています。

(1) 自己肯定感を持つ児童生徒等の状況

(自分には、よいところがあると思いますか)

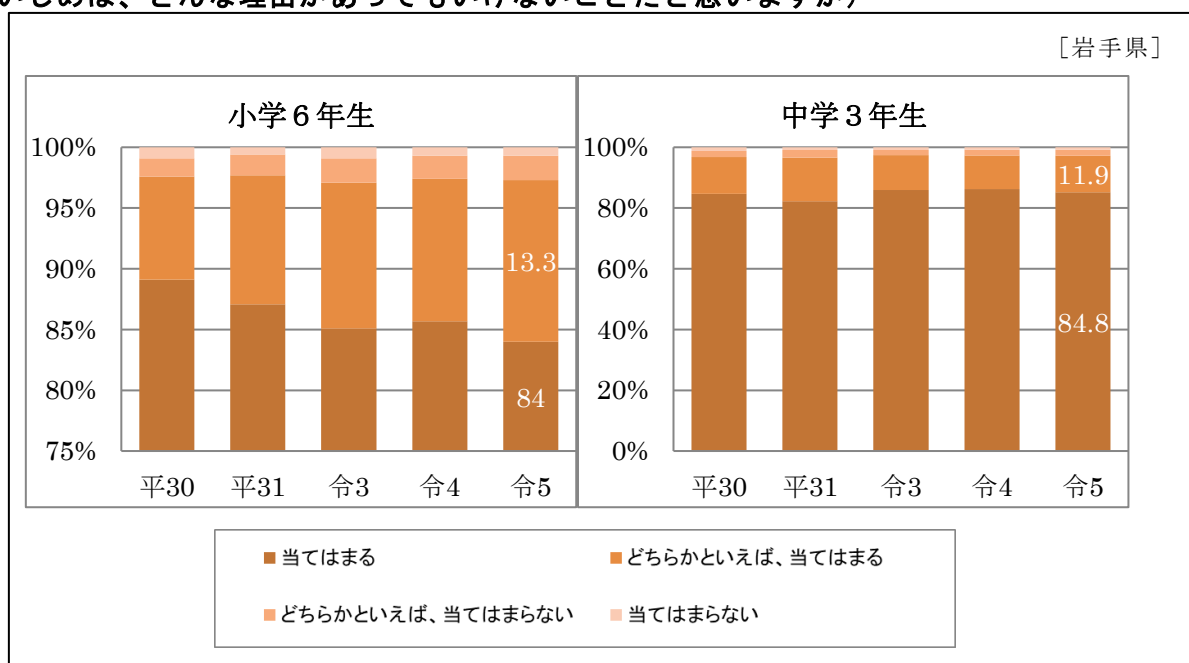


(資料：全国学力・学習状況調査)

※ 令和2年度については、調査が行われていないもの。

（２）いじめに対する児童生徒等の認識の状況

（いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか）



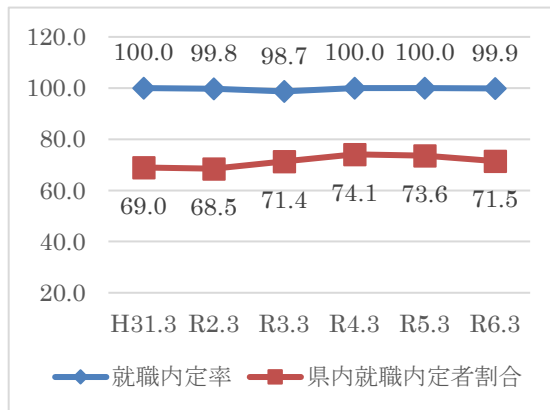
（資料：全国学力・学習状況調査）

※ 令和2年度については、調査が行われていないもの。

6 こどもの社会的自立等の状況

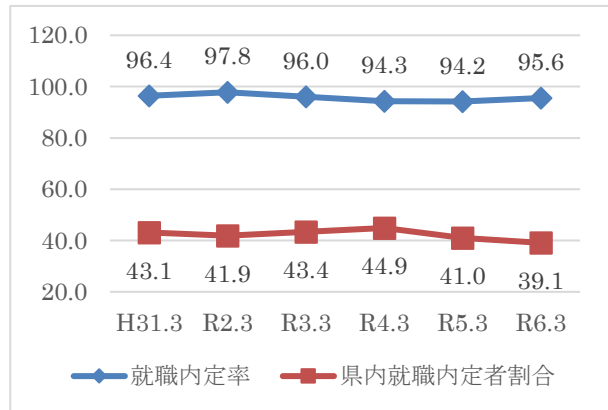
- ・ 新規高校卒業者の就職状況は、求人数の増加と求職者数の減少により高い水準を維持していますが、高卒者の県内就職率は令和3年度以降減少しました。
- ・ 刑法犯少年の検挙・補導人員は、令和3年までは減少傾向で推移していましたが、令和4年からは増加に転じているほか、SNSを悪用した犯罪被害が後を絶たない状況にあります。

①新規高校卒業者の就職状況



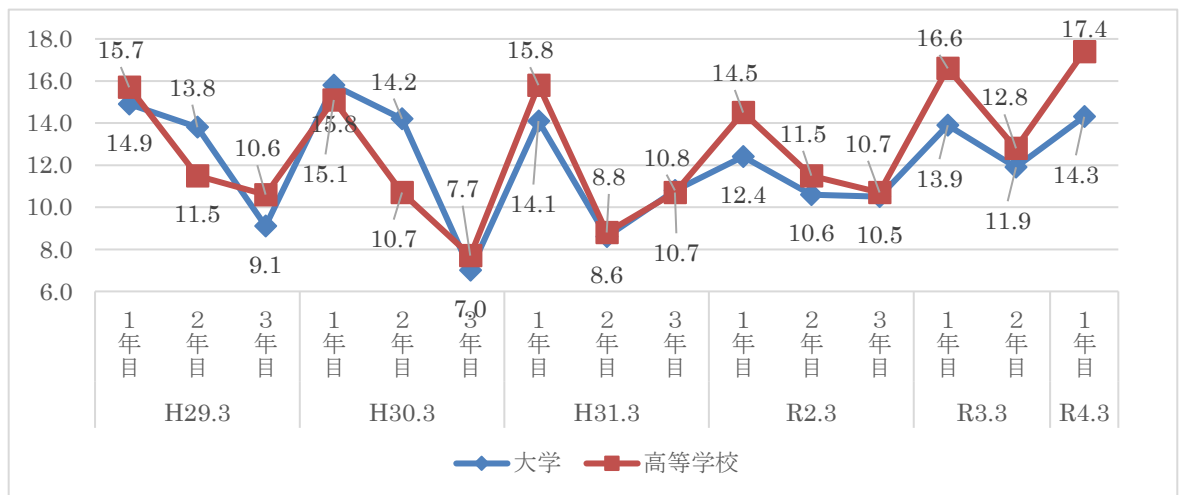
(出典) 厚生労働省岩手労働局調査

②新規大学卒業者の就職内定状況



(出典) 厚生労働省岩手労働局調査

③高校・大学卒業後3年以内離職率の推移



(出典) 厚生労働省岩手労働局調査

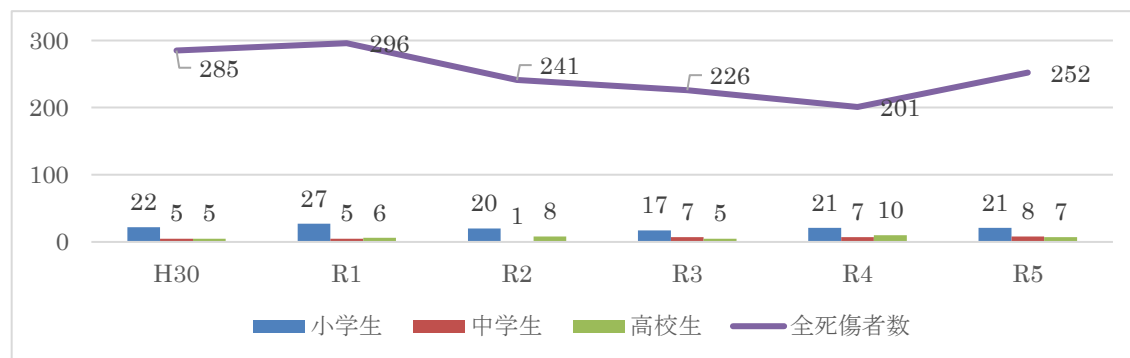
④若年無業者の推移

(単位：人)

	H14	H19	H24	H29	R4
岩手県	6,300	6,400	6,100	5,800	5,600

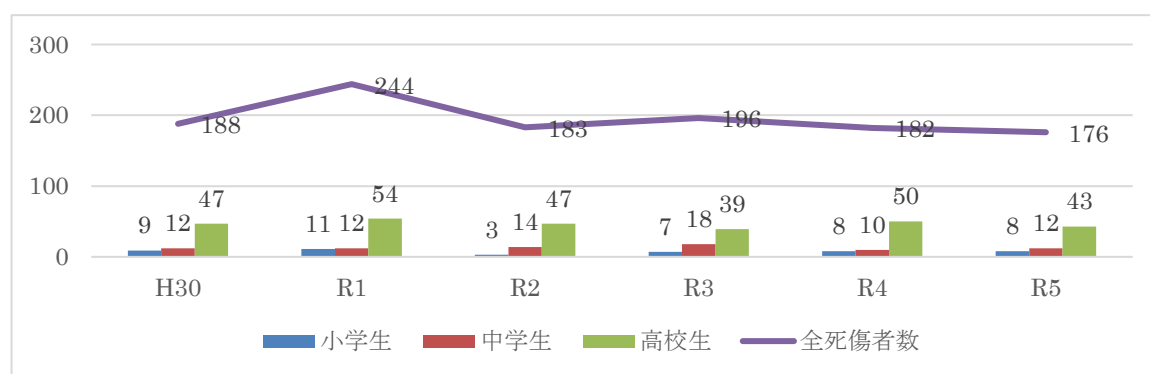
(出典) 総務省「就業構造基本調査」

⑤歩行中事故の死傷者



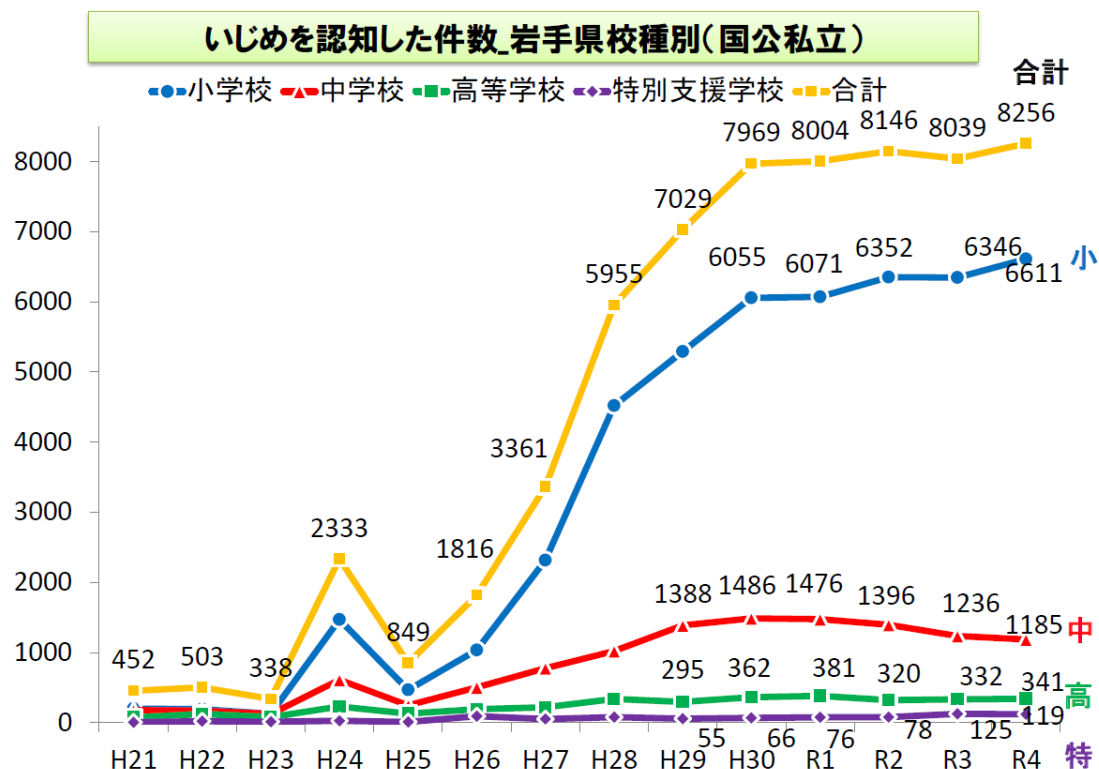
(出典) 岩手県警察本部「岩手県交通事故のあらまし」

⑥自転車乗車中事故の死傷者



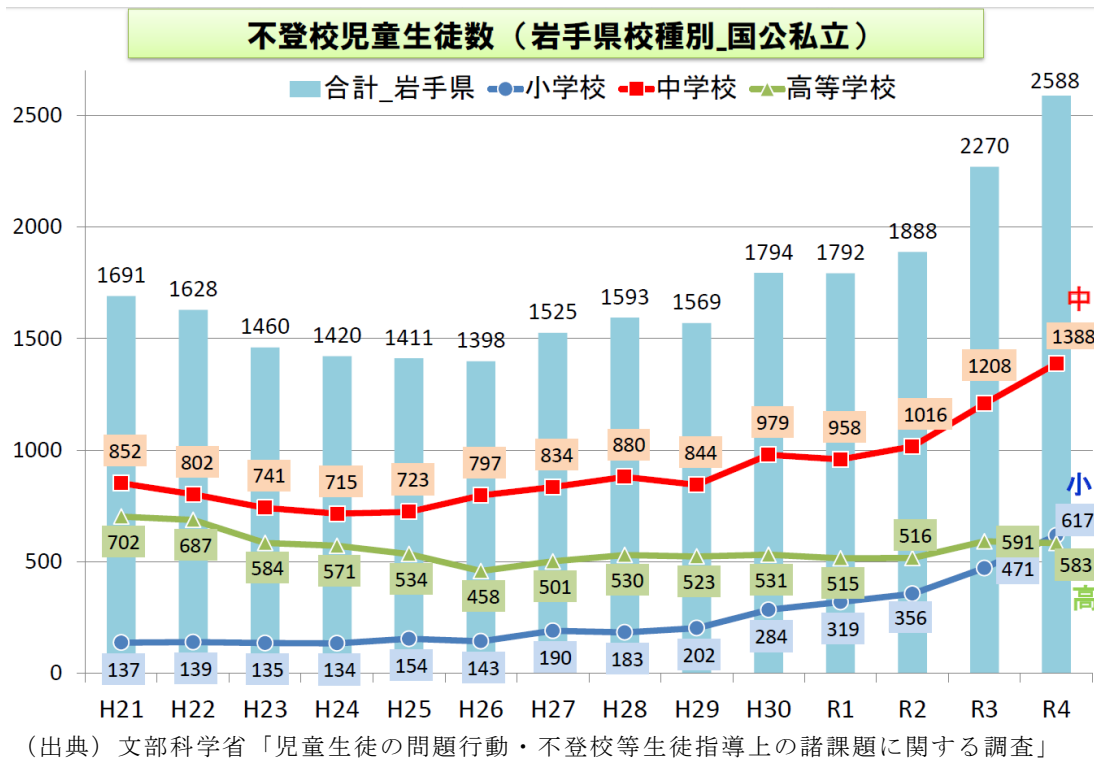
(出典) 岩手県警察本部「岩手県交通事故のあらまし」

⑦いじめを認知した件数の推移

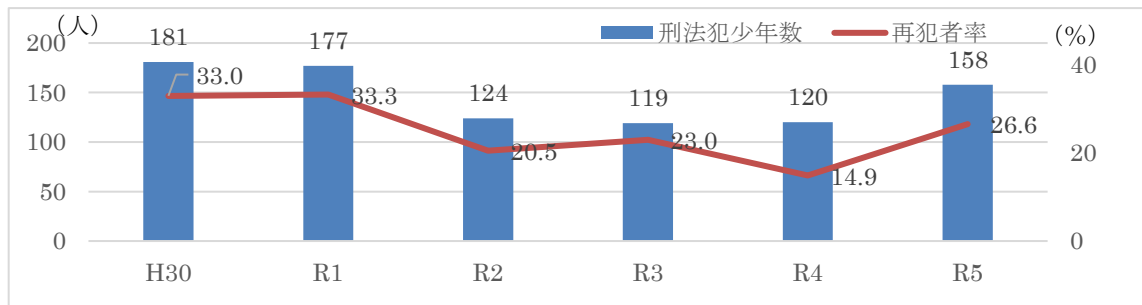


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

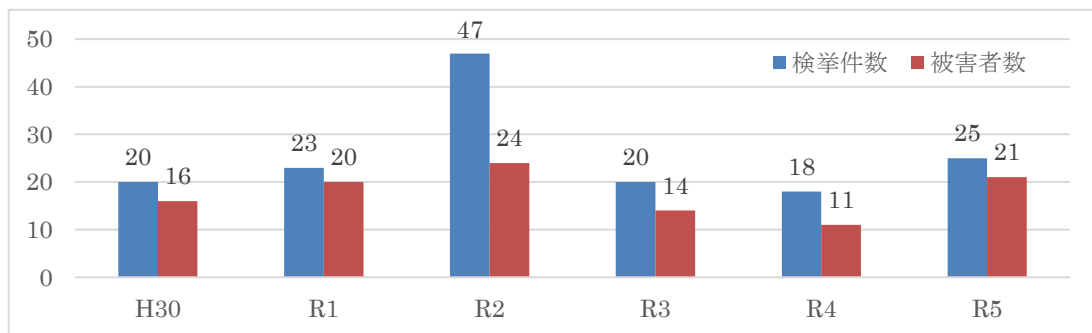
⑧不登校児童生徒数の推移



⑨刑法犯少年数と再犯者率



⑩SNS等利用福祉犯³



³ 福祉犯：「少年の福祉を害する犯罪」の略称で、児童買春、児童ポルノ、子供への違法な薬物の提供、酒・タバコの提供、年少者の不法雇用等。

7 こどもの貧困の状況

【岩手県子どもの生活実態調査結果（令和5年度実施）の概要】

- ・ 本県の、収入が150万円未満の割合は、12.8%となっています⁴⁵。
- ・ また、経済的な理由により「電気・ガス・水道などが止められた」「医療機関を受診することができなかった」などの経験について、「どれにもあてはまらない」と回答した割合は、平成30年度の52.5%に対し、57.8%となっており、改善がみられます。

＜令和5年実施：岩手県子どもの生活実態調査の概要＞

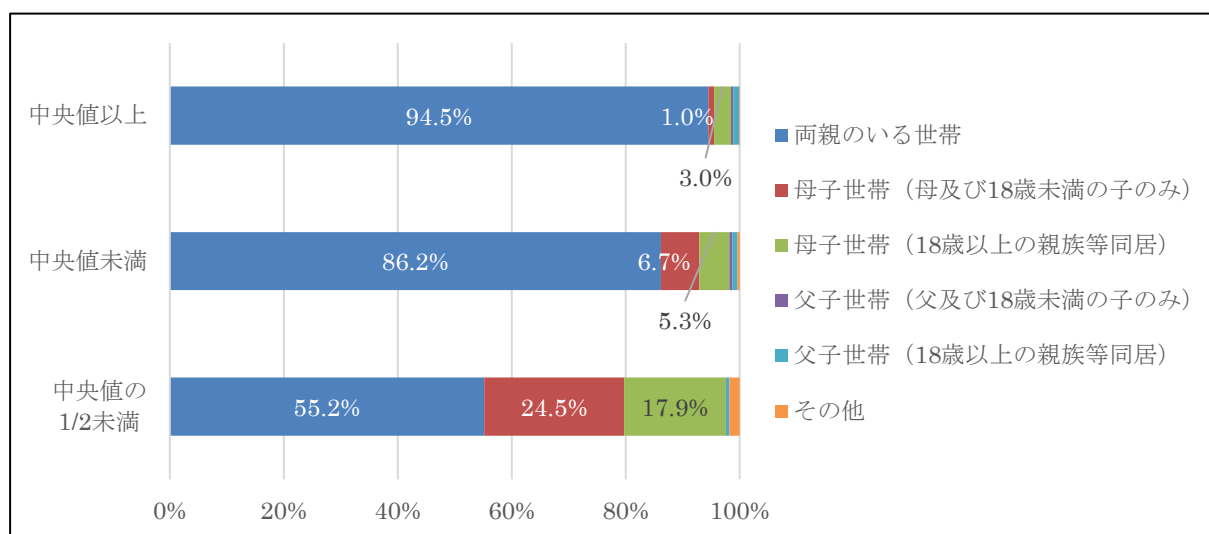
	計		小学 5 年生		中学 2 年生	
調査時期	令和 5 年 12 月 15 日～令和 6 年 1 月 22 日					
調査方法	無記名式全数調査（学校配付・W E B 回答）					
調査対象者	小学 5 年生、中学 2 年生の児童生徒及びその保護者全て					
調査 対象者数	計	37,228 人	計	18,186 人	計	19,042 人
	保護者	18,614 人	保護者	9,093 人	保護者	9,521 人
	児童生徒	18,614 人	児童生徒	9,093 人	児童生徒	9,521 人
回答数 (回答率)	計	14,057 人 (37.8%)	計	7,277 人 (40.0%)	計	6,780 人 (35.6%)
	保護者	3,395 人 (18.2%)	保護者	1,913 人 (21.0%)	保護者	1,482 人 (15.6%)
	児童生徒	10,662 人 (57.3%)	児童生徒	5,364 人 (59.0%)	児童生徒	5,298 人 (55.6%)

⁴ 都道府県別の相対的貧困率のデータは公表されていないため、岩手県子どもの生活実態調査において、収入が150万円未満（世帯全体の令和4年の年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値）の割合を参考値であること。なお、単純な比較はできないものの、国民生活基礎調査における令和3年の相対的貧困率は、15.4%となっている。

⁵ 貧困線〔等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。令和3年は127万円〕に満たない世帯員の割合

（１）収入階層⁶ごとの世帯構成

収入階層別では、中央値以上の世帯の９割以上が「両親のいる世帯」であるのに対し、中央値 1/2 未満の世帯では、「両親のいる世帯」は６割未満となっている。

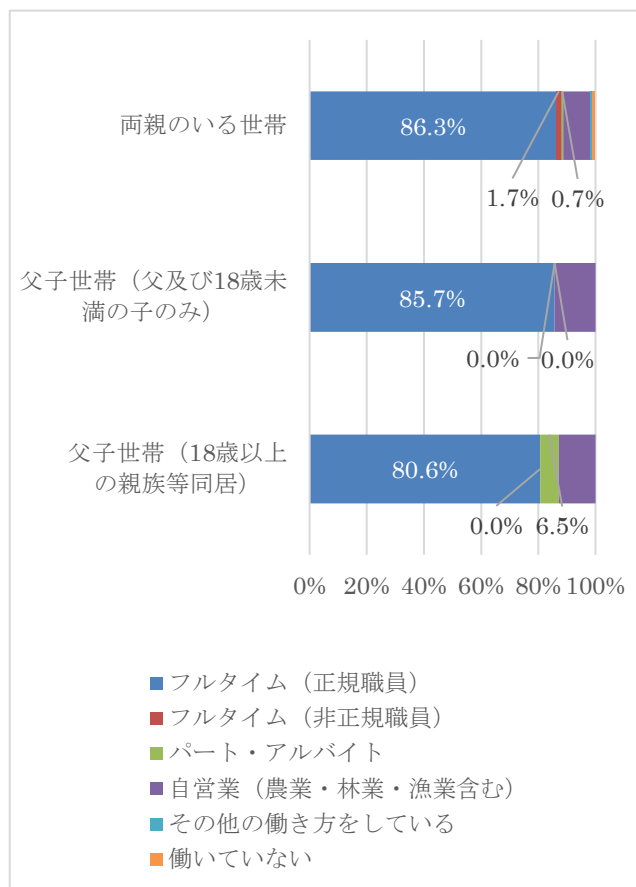


⁶ 収入階層の区分：令和４年の世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値により、「中央値（2,683,282円）以上」、「中央値（2,683,282円）未満」（※）及び「中央値の1/2（1,341,641円）未満」の３階層に分類し、さらに、就学段階による差を比較するため、それぞれを「小学５年生」及び「中学２年生」に区分して集計した。

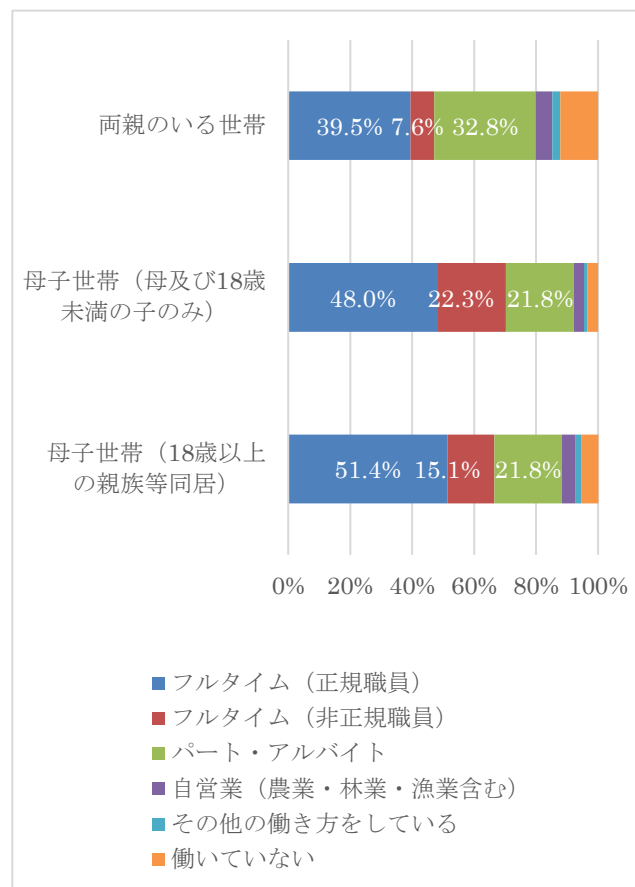
(2) 親の就労状況

父親に比較し、母親では「フルタイム（正規職員）」の割合が低く、「パート・アルバイト」「フルタイム（非正規）」の割合が高くなっています。

【父親の就労状況】



【母親の就労状況】



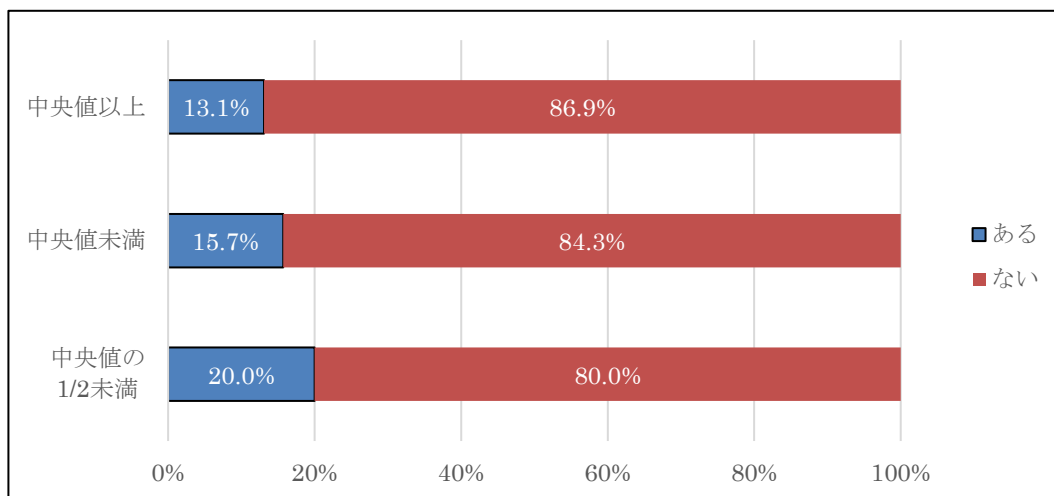
(3) 子どもや生活に関する相談相手

いやなことや悩みがあるときの相談相手として、小学5年生、中学2年生ともに、「保護者・親・兄弟姉妹」「学校の友達」「学校の先生」の順に回答した割合が高くなっています。一方で、2割弱の小学5年生、中学2年生が「だれにも相談しない」と回答しています。

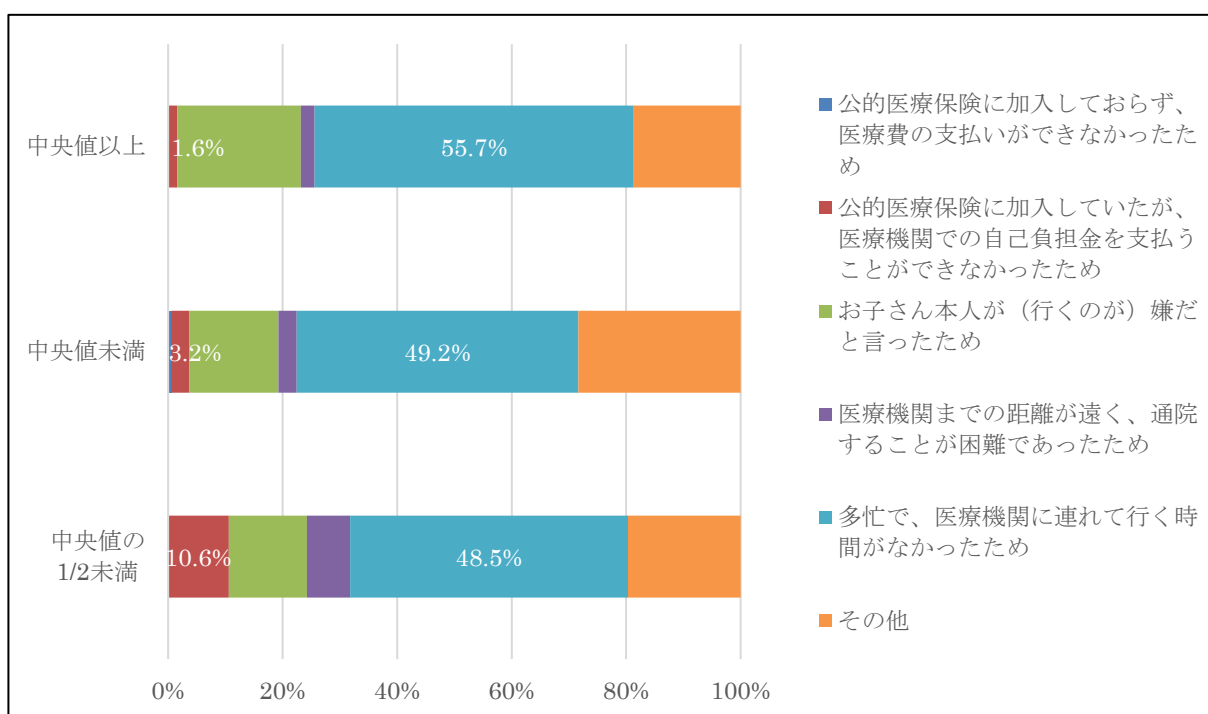
	計	小学5年生・中学2年生	
		小学5年生	中学2年生
1 保護者・親・兄弟姉妹	6,992 65.6%	3,702 69.0%	3,290 62.1%
2 おじいさん・おばあさん・親せき	1,067 10.0%	597 11.1%	470 8.9%
3 学校の友だち	5,585 52.4%	2,448 45.6%	3,137 59.2%
4 学校以外の友だち	1,251 11.7%	518 9.7%	733 13.8%
5 学校の先生	2,093 19.6%	1,051 19.6%	1,042 19.7%
6 スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー	488 4.6%	200 3.7%	288 5.4%
7 学校以外の習いごと等の先生	282 2.6%	138 2.6%	144 2.7%
8 近所の人	117 1.1%	68 1.3%	49 0.9%
9 子ども専用の電話相談	111 1.0%	62 1.2%	49 0.9%
10 スマートフォン（インターネット）などを通じて知りあつた直接会つたことのない人	404 3.8%	125 2.3%	279 5.3%
11 その他	128 1.2%	76 1.4%	52 1.0%
12 だれにも相談しない	1,930 18.1%	993 18.5%	937 17.7%
回答者数計	10,662 100.0%	5,364 100.0%	5,298 100.0%

(4) 医療機関への受診

【過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあるか】



【医療機関を受診させなかった理由】

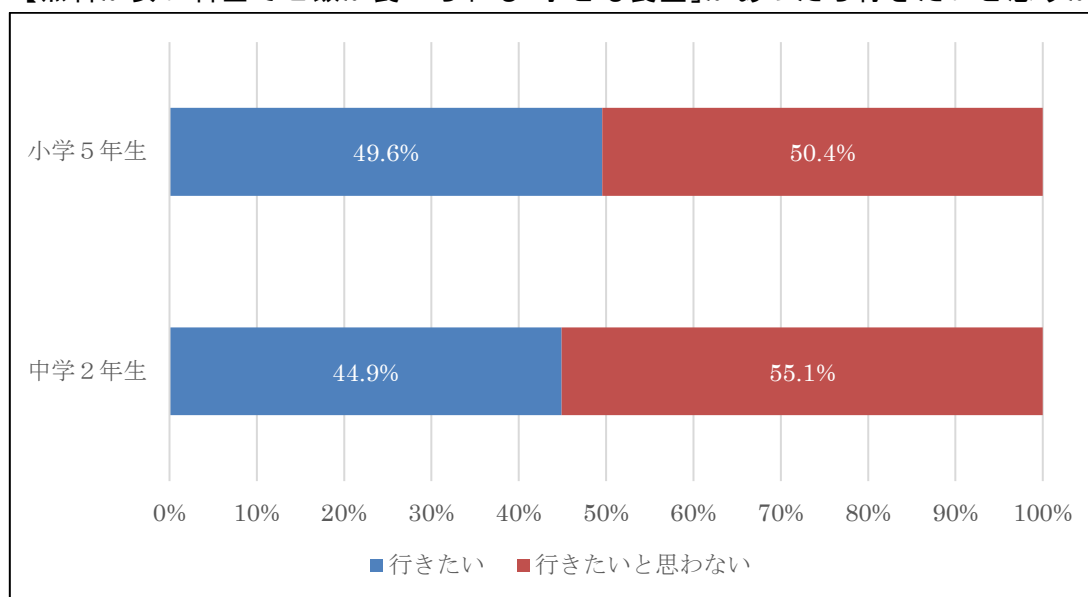


収入が低い階層では、経済的な理由により子どもを医療機関に受診させなかったことがある割合が高くなっています。

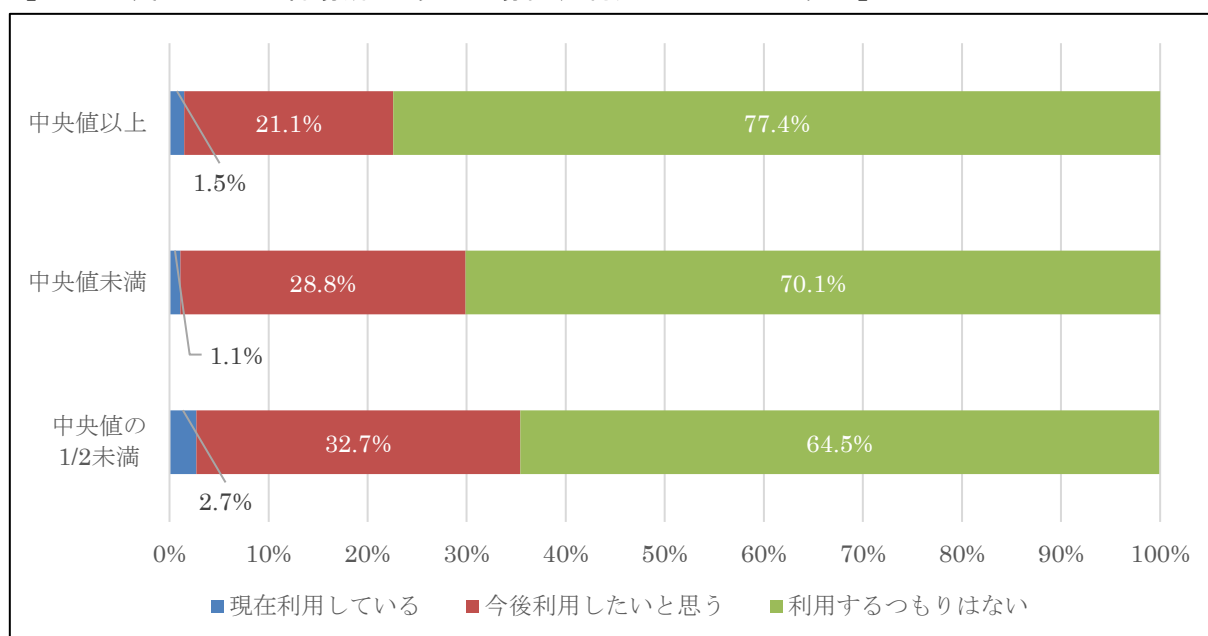
収入階層に関わらず、多忙で、医療機関に連れていく時間がなかったことがある割合が高くなっています。

(5) 子どもの居場所に対するニーズ

【無料か安い料金でご飯が食べられる「子ども食堂」があったら行きたいと思うか】



【子ども食堂などの居場所があった場合、利用したいと思うか】



児童生徒の約半数が「子ども食堂」に行きたいと回答しています。また、収入階層に関わらず「子どもの居場所」に対する一定程度のニーズがみられます。

8 ひとり親家庭の状況

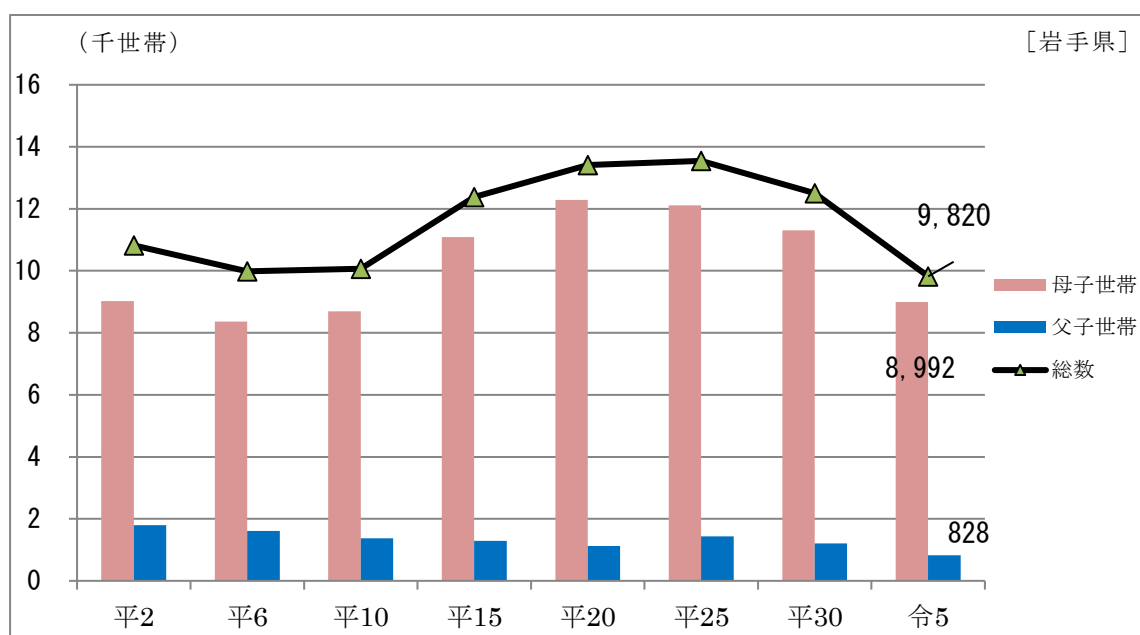
【ひとり親世帯実態調査結果（令和5年度実施）の概要】

- ・ 本県の、ひとり親世帯は増加傾向にありましたが、近年は、母子世帯、父子世帯、総数ともに減少しています。

<令和5年実施：岩手県ひとり親世帯実態調査概要>

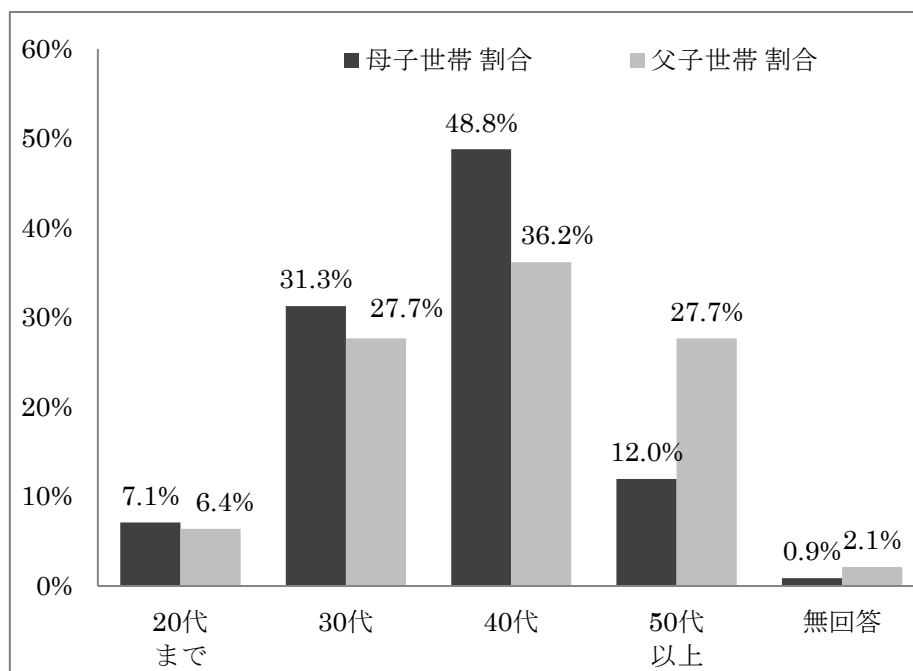
時期	令和5年12月1日～令和5年12月20日（令和5年8月1日現在）				
方法	基礎調査（市町村において児童扶養手当受給者台帳の資料から対象世帯数等を調査）の結果をもとに、調査対象世帯2,000世帯（母子・父子・養育者・寡婦）を市町村に割り振り調査				
対象者	母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯（以下「母子世帯等」という。）				
対象者数、 回答率	区分	基礎調査 世帯数	調査対象 世帯数	回答 世帯数	回収率
	母子世帯	8,992	1,057	451	42.70%
	父子世帯	828	97	47	48.50%
	養育者世帯	46	6	4	66.70%
	寡婦世帯	7,142	840	361	43.00%
	合計	17,008	2,000	863	43.20%

（１）ひとり親世帯数



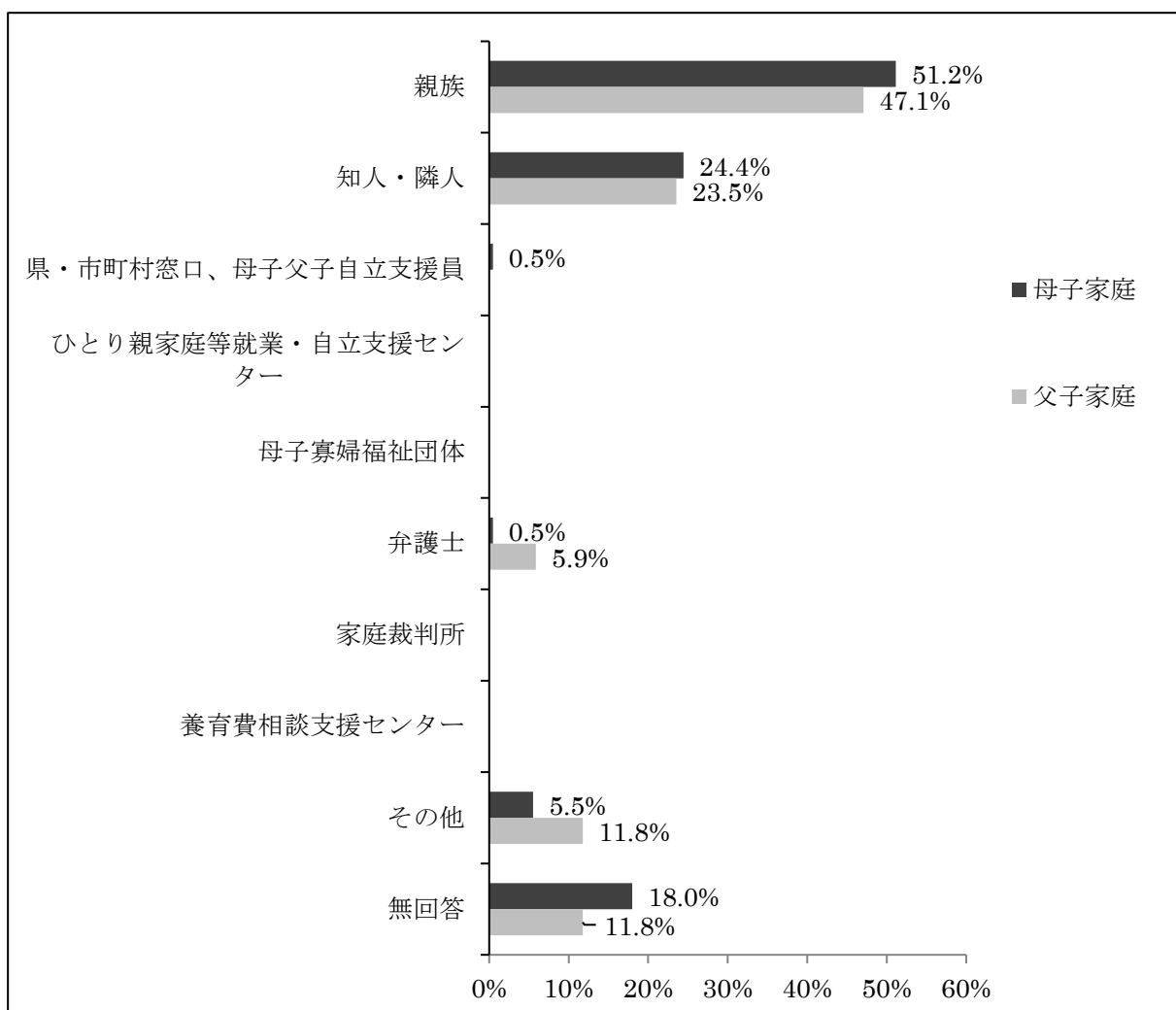
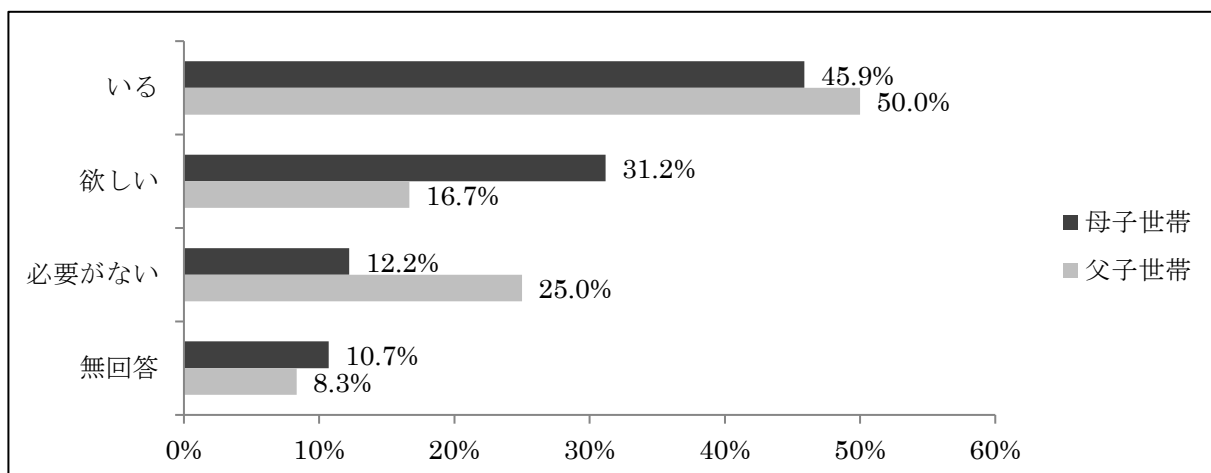
(2) 親の年齢

母子世帯・父子世帯ともに「40代」が最も多く、次いで「30代」が多くなっています。



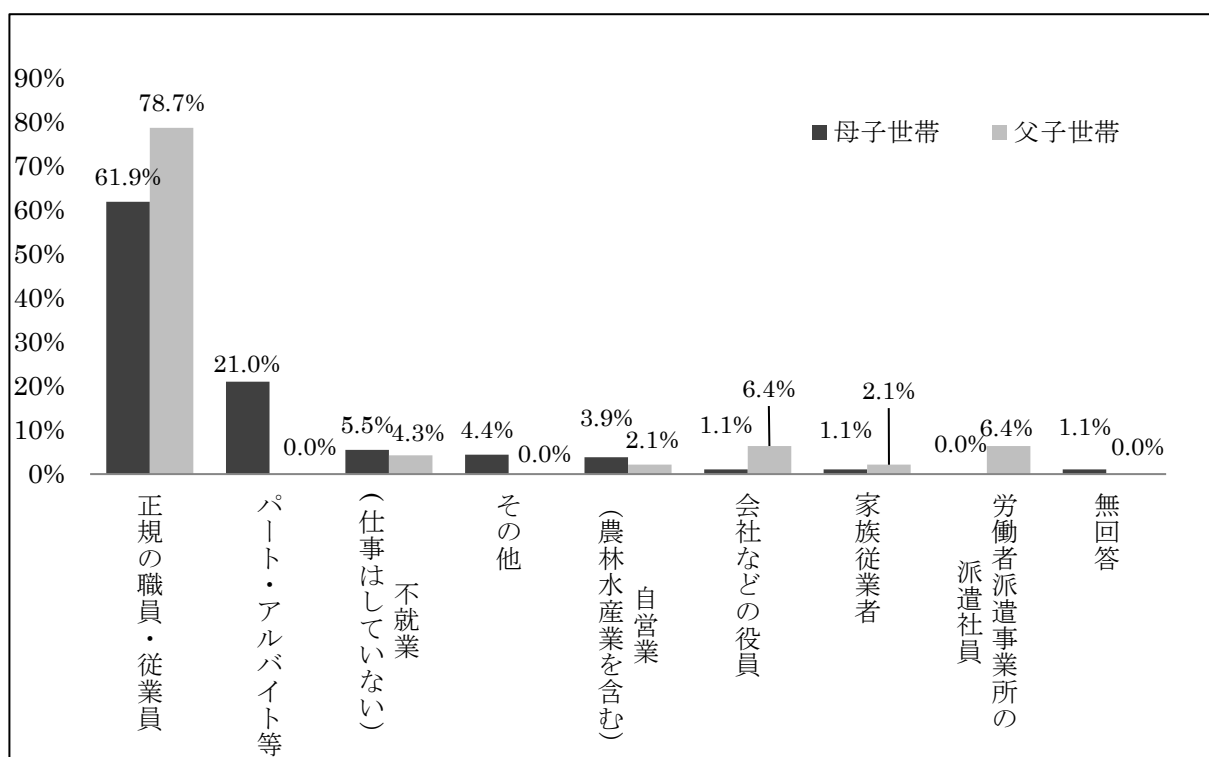
(3) 相談相手

父子世帯は、「いる」が5割以上ですが、母子世帯は5割未満となっています。
相談相手は、「親族」、「知人・隣人」の身近な人が圧倒的に多くなっています。



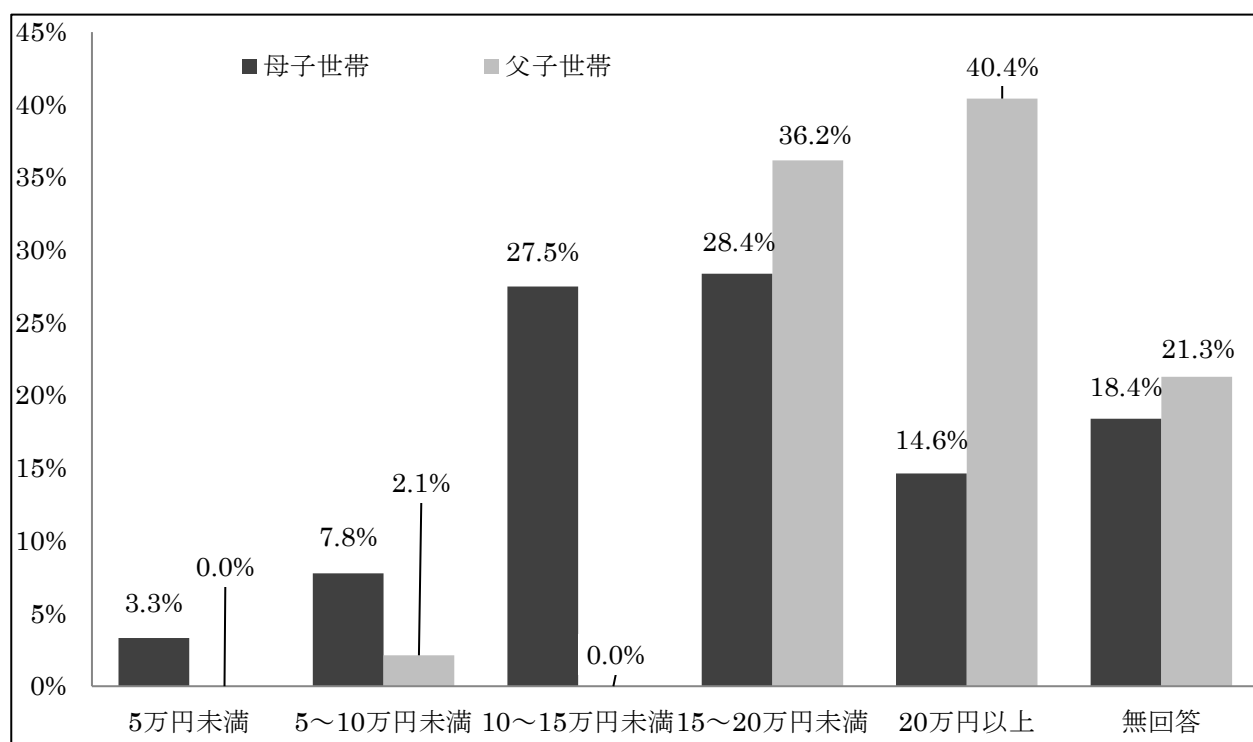
(4) 就労の状況

母子世帯・父子世帯ともに「正規の職員・従業員」が最も多くなっています。また「正規の職員・従業員」の割合は、母子世帯より父子世帯の方が多くなっています（母子世帯 61.9%、父子世帯 78.7%）。



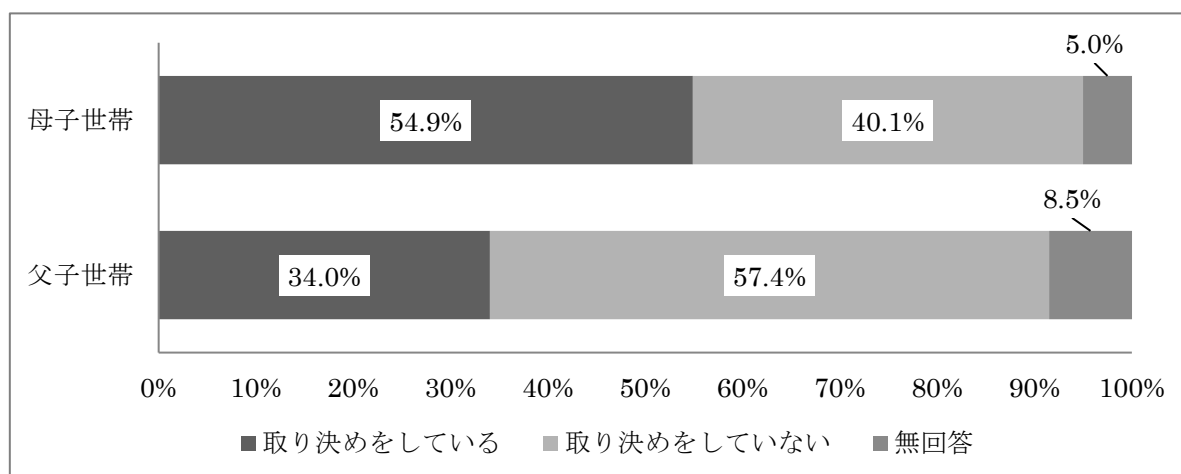
（５）就労収入の状況

母子世帯は「15～20 万円」、父子世帯は「20 万円以上」が最も多くなっています。



（６）養育費の取り決め状況

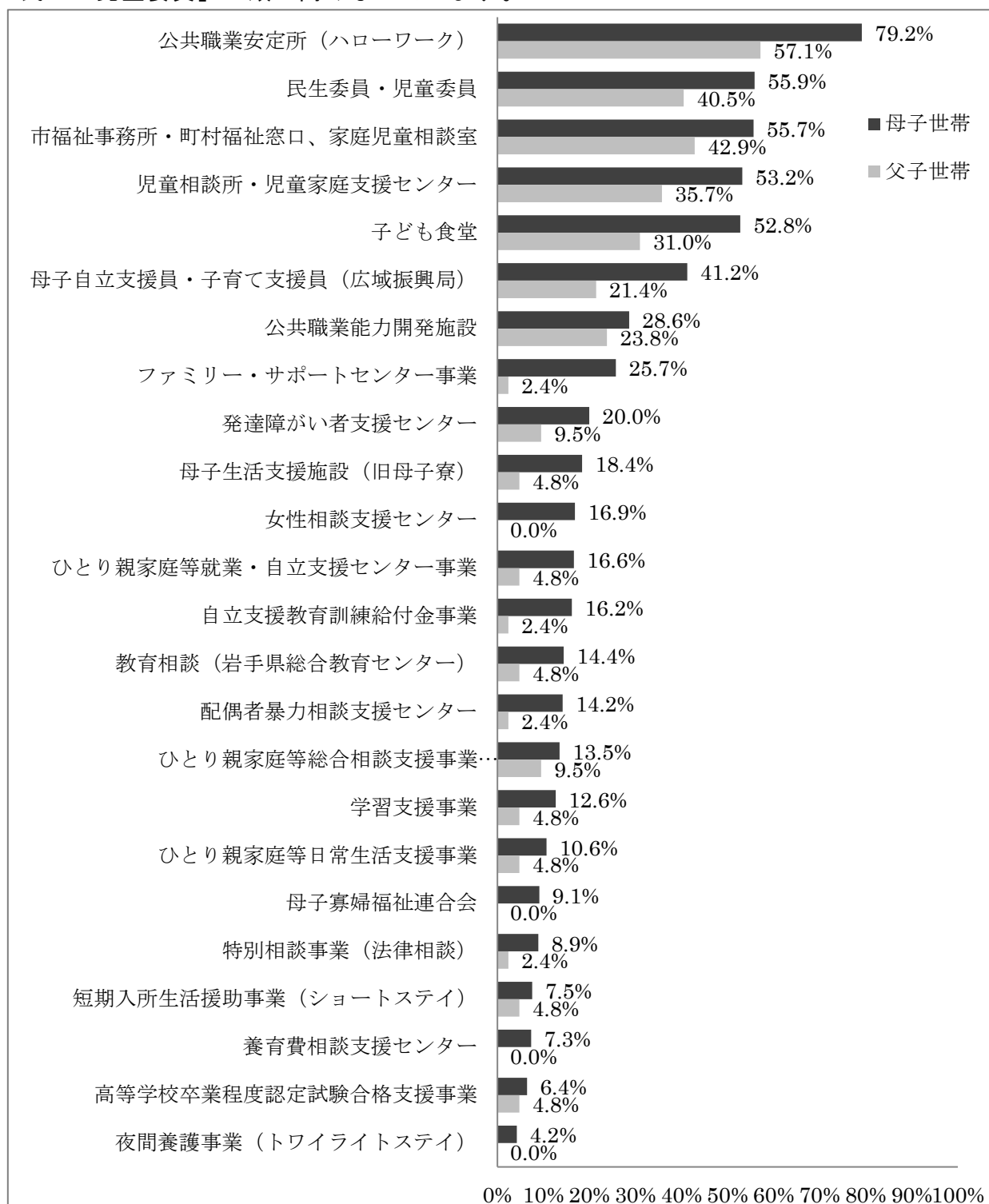
「取り決めをしていない」が母子世帯 40.1%、父子世帯 57.4%となっており、取り決めをしていない世帯の割合は、母子世帯より父子世帯の方が多くなっています。



(7) 福祉制度関係の認知度・利用度

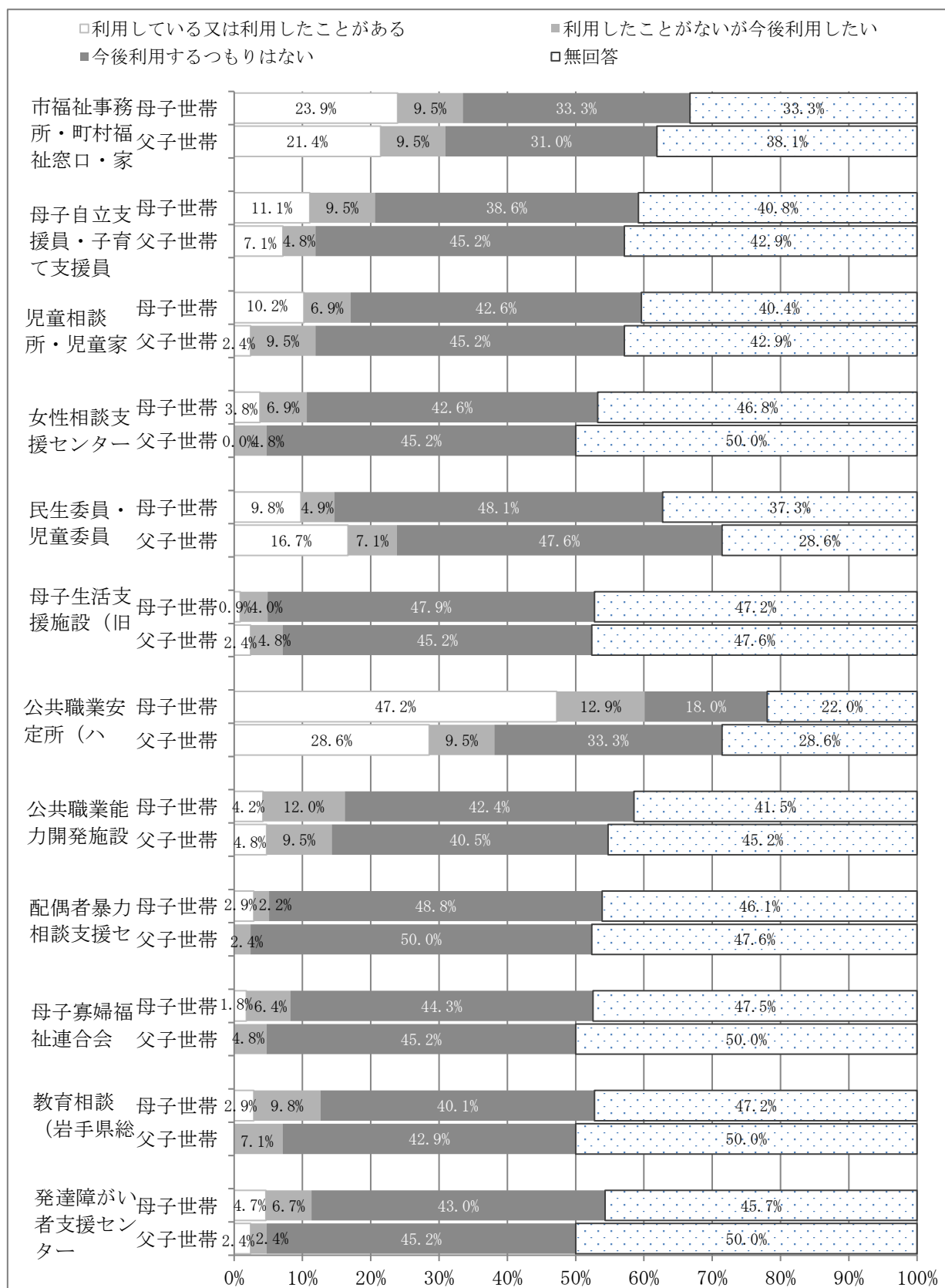
【認知度】

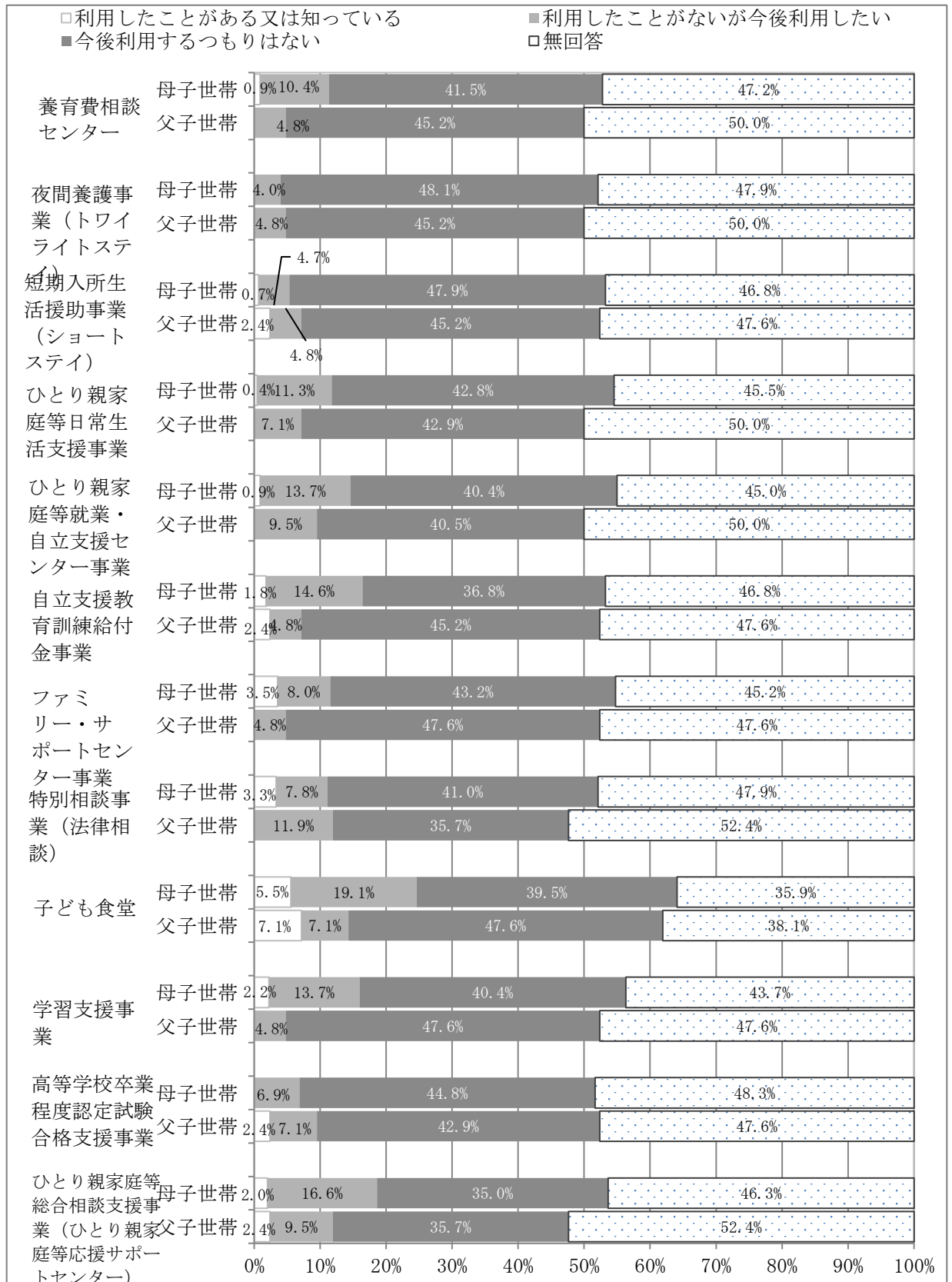
母子世帯・父子世帯ともに「公共職業安定所」の認知度が最も高くなっています。次いで母子世帯は「民生・児童委員」「市福祉事務所・町村福祉窓口・家庭児童相談室」の順に、父子世帯は「市福祉事務所・町村福祉窓口・家庭児童相談室」「民生・児童委員」の順に高くなっています。



【利用度】

母子世帯・父子世帯ともに公共職業安定所の利用度は高くなっていますが、ひとり親家庭等総合相談支援事業や日常生活支援事業などの福祉制度の利用度が低くなっています。



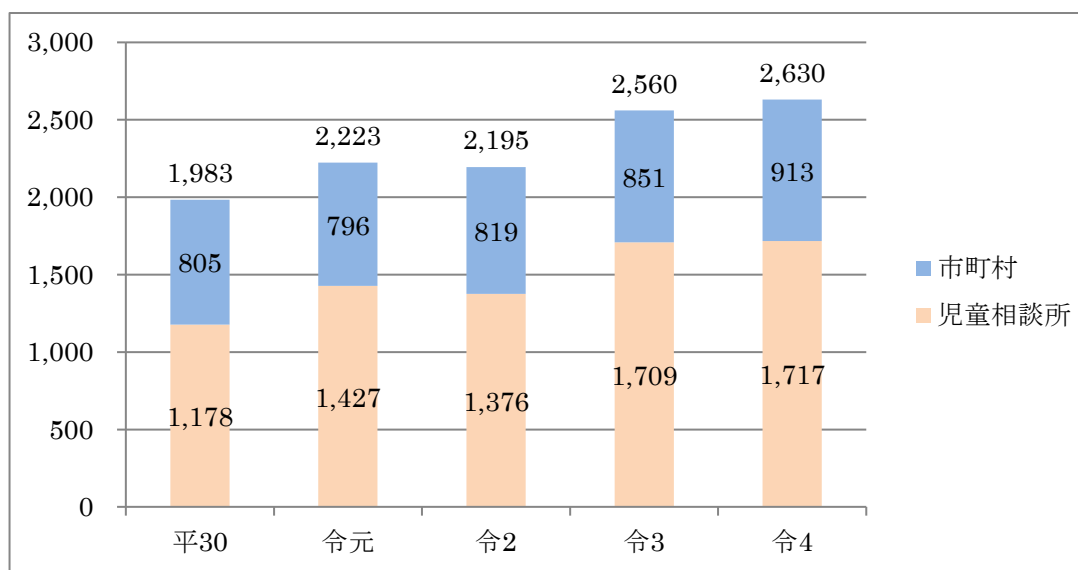


9 要保護児童等の状況

- ・ 家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などによる養育者の育児不安の増加、児童虐待に対する社会の関心の高まりなどを背景に、本県の児童虐待対応件数は、近年、大幅に増加しています。
- ・ 本県の社会的養護（施設入所等）を必要とする児童数（人口10万人当たり）、里親委託率は減少傾向となっています。

（１）児童虐待の対応状況

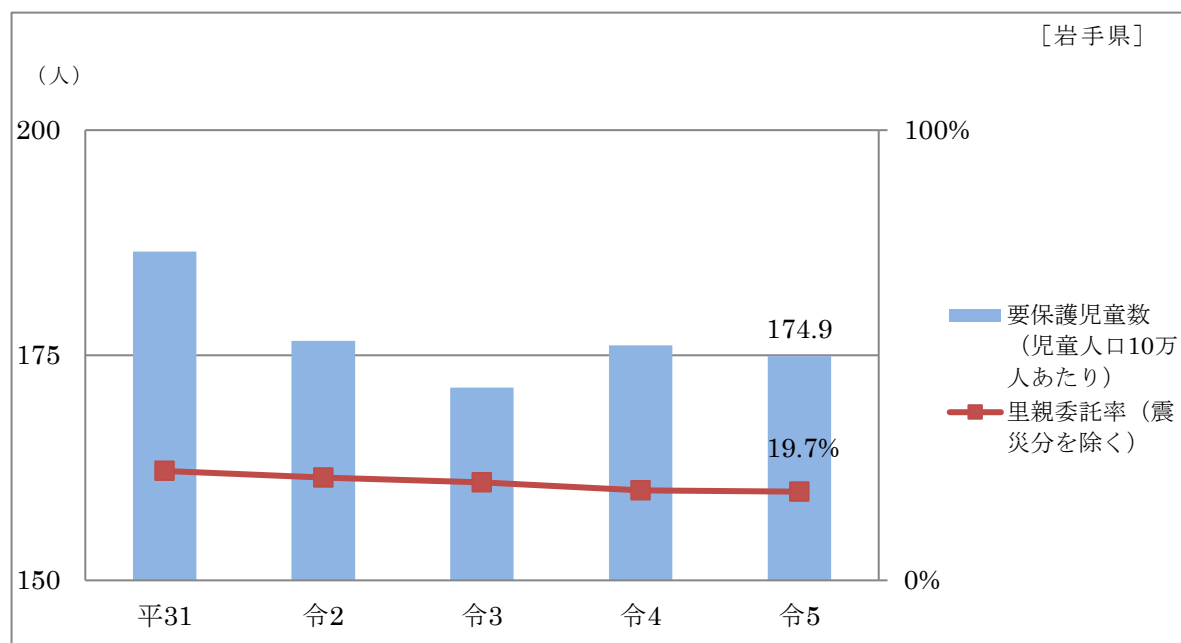
本県の児童虐待対応件数は、増加し続けています。また、児童相談所においては令和3年度に大幅な増加がみられます。



（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

（２）要保護児童数・里親委託率の状況

本県の、児童人口 10 万人当たりの要保護児童数（施設入所児童及び里親委託児童）、里親への委託割合は、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間で減少傾向となっています。



（資料：子ども子育て支援室調）

（３）ヤングケアラーの状況

本県の、令和 4 年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは 43 件であり、年々増加傾向となっています。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要保護児童	登録ケース数	1,593 件	1,781 件	2,271 件
	ヤングケアラー数	29 件	22 件	26 件
要支援児童	登録ケース数	1,017 件	864 件	1,013 件
	ヤングケアラー数	3 件	17 件	17 件
特定妊婦	登録ケース数	309 件	232 件	204 件
	ヤングケアラー数	2 件	0 件	0 件
合 計	登録ケース数	2,919 件	2,877 件	3,488 件
	ヤングケアラー数	34 件	39 件	43 件

（資料：子ども子育て支援室調）

(4) 特定妊婦の状況

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
123 件	144 件	173 件	178 件	151 件	102 件	101 件

(資料：子ども子育て支援室調)

市町村要保護児童対策地域協議会に登録されている特定妊婦の数

(各年度4月1日時点)

H30～R4：「市町村（虐待対応担当窓口等）の状況調査」（国実施）による件数

R5、6：県調査による件数

10 仕事環境の状況

- ・ 本県の雇用者総数に占める「女性雇用者の割合」は、令和2年は46.8%、15～64歳の「女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合」は、令和2年は64.6%となっており、いずれも増加しています。
- ・ 「総実労働時間（年間）」は、年々減少し、令和5年は1,742.4時間となっています。
- ・ 「共働き世帯の男性の家事時間割合（週平均（女性の家事時間に対する割合））」は、年々増加しており、令和5年は43.0%となっています。

（１）働く女性の状況

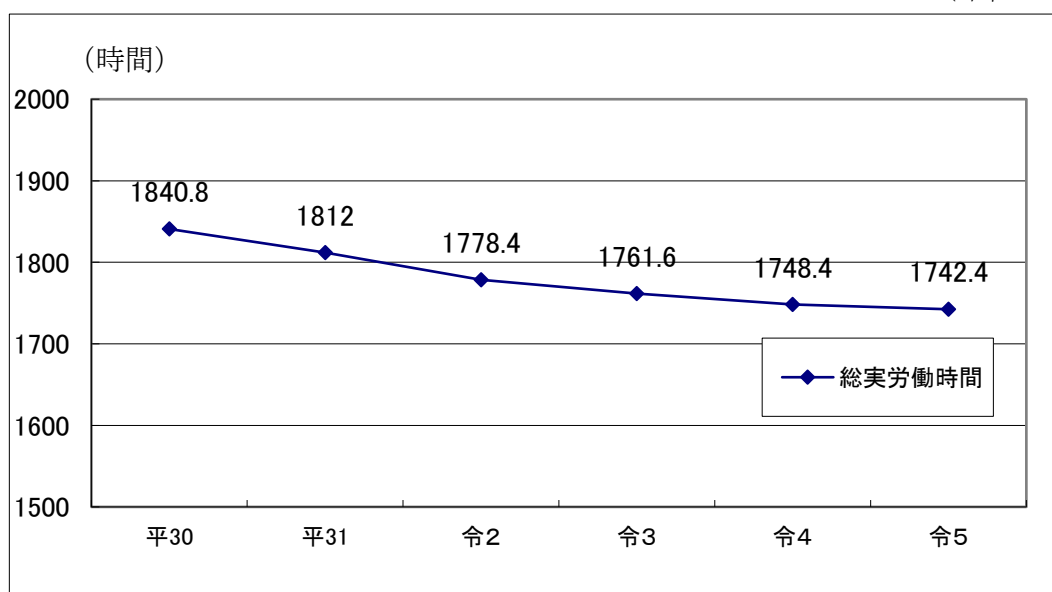
（単位：人）

〔岩手県〕	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
雇用者総数	528,990	540,204	512,099	482,904	499,851	447,356
女性雇用者数	221,962	231,155	227,429	221,108	228,321	209,317
女性雇用者の割合	42.0%	42.8%	44.4%	45.8%	45.7%	46.8%
女性生産年齢人口 (15～64歳)	469,556	451,653	425,418	396,620	361,521	323,779
女性生産年齢人口に占める 雇用者数の割合	47.3%	51.2%	53.5%	55.7%	63.2%	64.6%

（資料：総務省「国勢調査」）

（２）総実労働時間

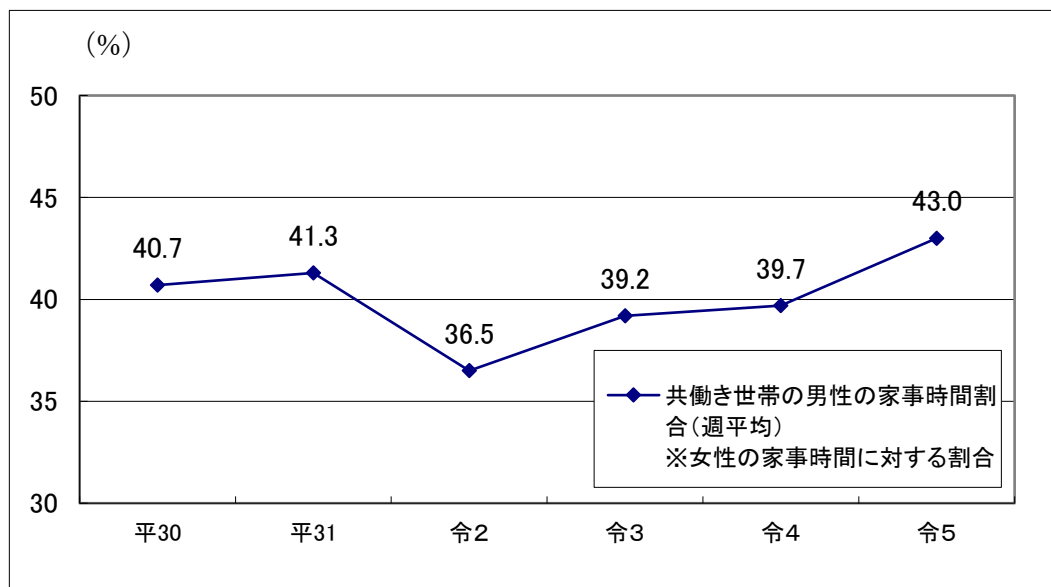
（単位：時間）



（資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」）

（３）共働き世帯の男性の家事時間割合

（単位：％）



（資料：岩手県「県民意識調査」、岩手県「県民生活基本調査」）

（４）一般事業主行動計画の策定の状況

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業においては一般事業主行動計画の策定が義務付けられており、本県では、101 人以上の企業の全てにおいて計画を策定しています。

[岩手県・令和 6 年 3 月末現在]

常時雇用する労働者数	100 人以下	101～300 人	301 人以上	合 計
策定届の届出企業数	725 社	343 社	104 社	1,172 社
届出率	-	100%	100%	-

（資料：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」）

11 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く状況

- ・ 東日本大震災津波により被災した子どものこころのケアの拠点である「いわて子どもケアセンター」における相談件数は減少しているものの、依然として相談が寄せられています。

いわて子どもケアセンター相談件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,278 件	2,319 件	2,137 件	1,646 件

(資料：子ども子育て支援室調)

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

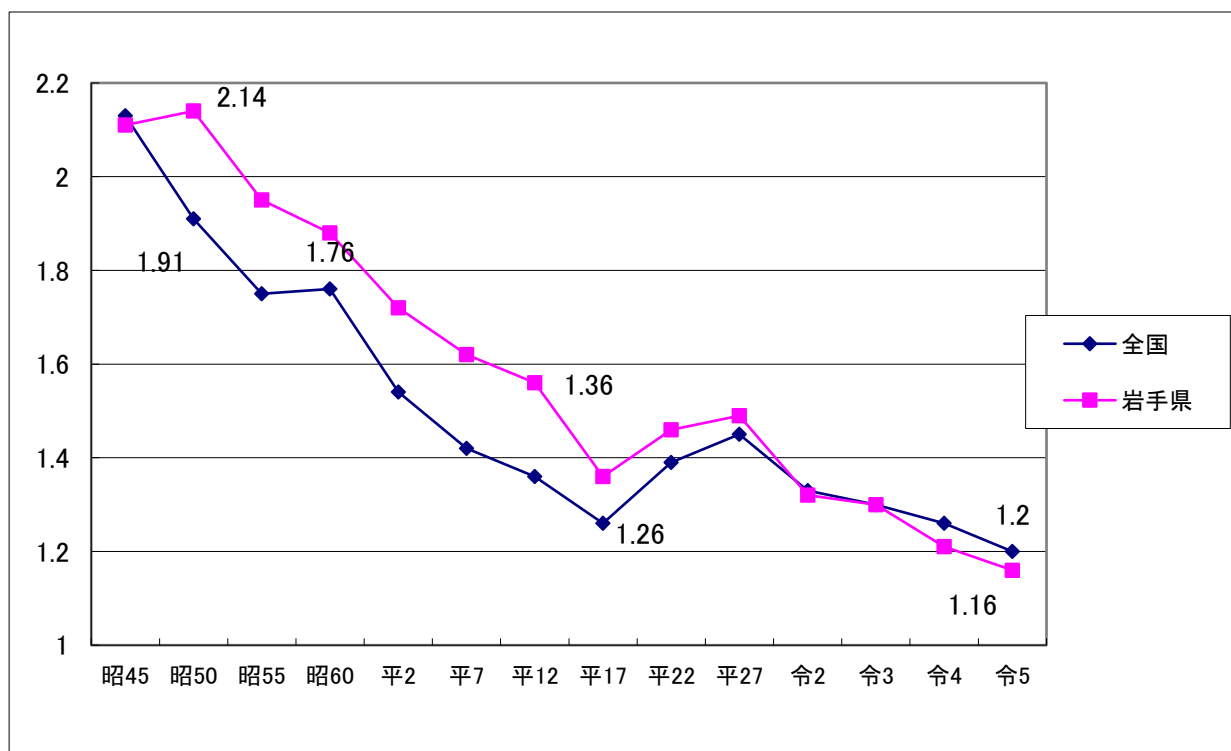
1 少子化の進行について

出生数の減少は、様々な要因が関係していますが、県が行った少子化要因の分析においては、子育てや教育への経済的負担感や仕事と子育ての両立の難しさなどが、結婚行動や出生行動に影響している可能性が認められています。

また、労働供給や地域・社会の担い手の減少など、社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があることから、結婚や子どもを持つことを希望する方が直面する様々な困難を解消していくことが重要です。

(1) 合計特殊出生率の状況

- ・ 令和2年以降、全国と比較して、同水準以下となっています。
- ・ 令和4年と比較すると、前年からの減少幅は縮小しました（令和4年 0.09ポイント）。

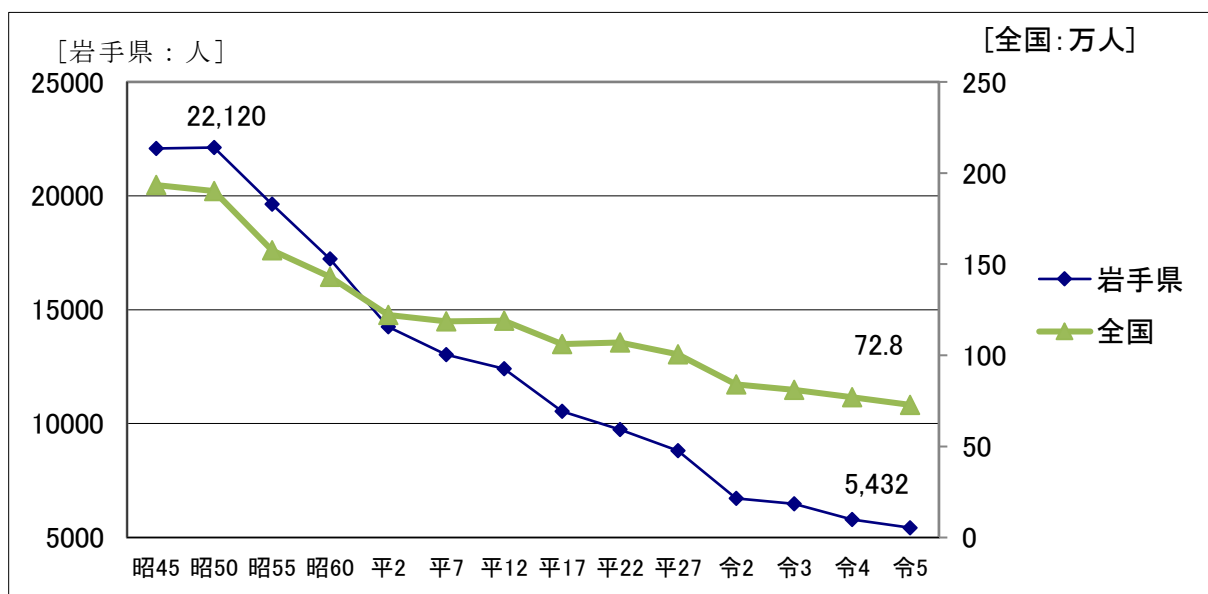


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

(2) 出生数の状況

本県の出生数は、この半世紀で約7割減少しています。

(昭和50年：22,120人 → 令和5年：5,432人)

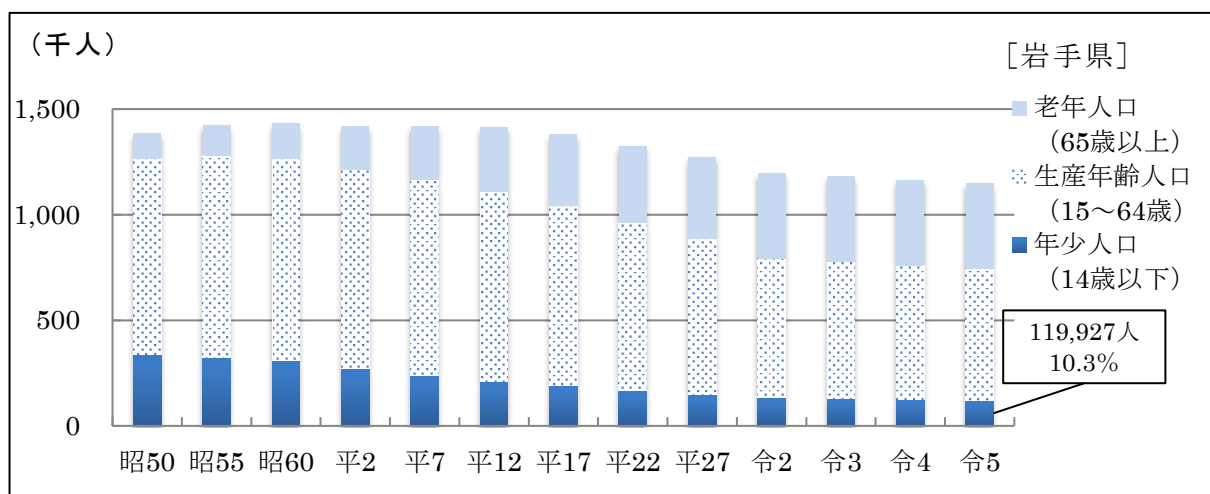


(資料：厚生労働省「人口動態統計」、岩手県統計年鑑)

(3) こどもの数の状況

本県の14歳以下のこどもの数は、この半世紀で約6割減少しています。

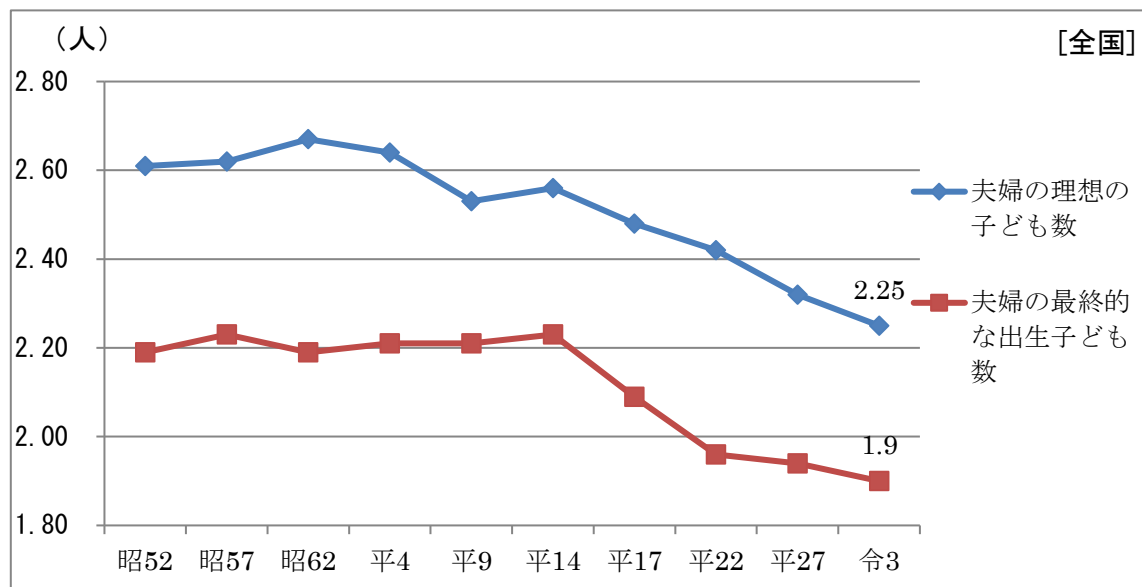
(昭和50年：338,374人 → 令和5年：119,927人)



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県人口移動報告年報)

(4) 理想の子ども数等の状況

全国の調査における、夫婦の理想の子ども数と最終的な出生子ども数にはギャップがあり、また、いずれの数についても平成14年以降、減少しています。



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

2 こども大綱など国の動きから求められること

国では、令和5年4月に、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であるこども基本法が施行されました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、こどもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととされました。「こども大綱」では、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されています。

こども基本法第10条では、「都道府県は、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする」、第10条の2では「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする」とされています。さらに同法では、「都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる」とされたところです。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、第1章（2ページ）で示した6本の柱を基本的な方針としています。

本計画では、これまでの各施策に加え、こども大綱を勘案して、次のとおり、こども施策に関する重要事項推進することとします。

(1) こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障する

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体であるため、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることが必要です。また、成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにするとともに、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する必要があります。

(2) こども・若者の視点の追加

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながることから、こども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する必要があります。また、意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う必要があります。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で切れ目なく支援する必要があります。また、子育ては、こどもの誕生前から始まっており、大人になるまで続くことから、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく必要があります。

3 現状を踏まえた克服すべき課題

(1) こども・若者の権利の保障に関すること

こども・若者は、生まれながらに権利の主体であるため、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることが必要です。

また、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながることから、こども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する必要があります。

(2) 婚姻行動の変容に関すること

令和2年の50歳時未婚率は、男性が29.61%、女性が16.70%となっており、平成27年と比べると、男性は3.0ポイント、女性は3.21ポイント上昇しており、男性の生涯未婚率は、全国第5位の高さとなっています。

未婚者が希望するライフコースの変化等により、未婚化、晩婚化が進んでいます。さらに、長引くコロナ禍の影響により、人との接触機会の減少、人々の生活意識や行動が変化する中で、若い世代の結婚や子育てに関する意識が変化している可能性があります。

そのため、結婚支援、若者のライフプラン形成支援及び若年層の賃金等向上策の強化などが必要です。

(3) 安心して出産できる環境の整備に関すること

出産年齢の上昇などによるリスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、安心して子どもを生み育てるためには、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、医師確保や周産期医療⁷機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による安心して出産できる体制整備が必要です。また、不妊に悩む方々の総合的な支援が必要です。

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくりに関すること

保育所等や放課後児童クラブにおいて、保育人材の不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、子育て家庭を支援するため、市町村と連携した、子ども・子育て支援の充実が必要です。

また、家事・育児に係る負担が女性に偏ることのないよう、男性の家事・育児への参加促進を図るとともに、働き方改革や女性活躍支援を進めるとともに、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、働く人がそれぞれの状況に合わせて柔軟に働き方を変えて仕事を継続できるよう、時間や場所を有効に活用できるテレワークや兼業・副業などの多様な働き方の導入や定着促進により、事業主による子育てや家庭教育に取り組む保護者を支援する取組が必要です。

(5) ひとり親家庭の支援の更なる充実に関すること

岩手県子どもの生活実態調査等によると、ひとり親家庭等の就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいこと、公的支援施策が十分に活用されていないことなどが明らかになったことから、就労支援、教育支援、相談支援等の更なる充実を図るとともに、関係機関等と連携して、支援を必要とする方がどの地域においても適切に支援につながることができるよう、関係機関の連携強化による体制整備を進めていくことが必要です。

(6) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関すること

岩手県子どもの生活実態調査の分析結果を踏まえ、こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の更なる強化

⁷ 妊娠満 22 週から出生後満 7 日未満の出産前後の時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療

が必要です。また、貧困の状況にある方々が、社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための環境整備を進める必要があります。

(7) 自己肯定感や有用感を育む教育の推進に関すること

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加傾向にありますが、多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他を大切にし多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向け、学校、家庭、地域が連携して人権教育や体験活動などに取り組み、この割合を更に高めていく必要があります。

(8) 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等に関すること

児童虐待相談は、近年、増加の一途をたどっていることから、引き続き、児童虐待防止アクションプランに基づき、市町村や関係機関と連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止等に取り組むとともに、相談や通告に至る前の段階からリスク要因を把握し支援につなぐ、虐待発生予防の取組の充実が必要です。

(9) 社会的養護を必要とする子どもたちに対する環境整備に関すること

新たに里親委託や児童養護施設等への入所措置を受ける子どもは減少傾向ですが、社会的養護を必要とする子どもたちに対する家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子どもたちに対しても進学や就労等の支援を行っていくことが必要です。

(10) こども・若者の社会的自立に関すること

県内のこども・若者には、就労に困難を抱える若年無業者が約 5,600 人いるとされるほか、発達に特性のある若者、非行を犯してしまった若者など、社会的自立のために周りの理解や支えを必要とする方もいることから、こども・若者やその保護者等が必要な支援を受けられる体制づくり、社会全体でこども・若者の成長を応援する地域づくりに取り組む必要があります。

(11) 東日本大震災津波の経験を踏まえた子どものこころのケアに関すること

東日本大震災津波により被災した子どもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えている他、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響等も受けており、中長期的なこころのケアなどの支援が必要です。

また、東日本大震災津波におけるこどものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を、これからのこどもの心のケアの取組に活かしていく必要があります。

(12) 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響に関すること

今後発生が想定される自然災害等に備え、県民生活に大きな影響を受ける事態が生じた場合、その影響を受けやすいひとり親家庭等のこどもの生活や、児童虐待のリスクなどを注視し、状況に応じた支援が必要です。

第4章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

第3章における克服すべき課題、国の動向、プラン策定に当たっての意見聴取結果などを踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいきます。

<目指す姿>

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

【目指す姿の考え方】

- ・ こどもは、生きていく底力や大人にはない能力を持つ主体として尊重され、大人は、その存在意義に対して敬意を払う。
- ・ こどもと大人は、対等な個人の存在として、互いに様々な意見を聞き、自己決定をしていく。
- ・ 大人は、こどもが意見を出しやすくするよう、こどもの意見を引き出す役割をもつ。
- ・ こども、若者、子育てする方々を、ライフステージに応じて切れ目なく支援し、一人ひとりに寄り添った取組を推進することで、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えていく。
- ・ 結婚や出産は、個人の決定に基づくものであることを基本とし、地域社会全体で、子育てをする方々や、こどもを温かく見守る環境づくりを推進し、すべての県民が自由に自己実現でき、希望をかなえられるように県全体で取り組む。

2 目指す姿指標

目指す姿の実現に向け、その達成度をはかるため、下記の指標を設定します。

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定しています。

また、年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）の第2期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定していますが、当該プランは令和8年度までを計画期間としていることから、次期プランが策定された時点で、年度目標値等を置き換えることとします。

【目指す姿指標①】 合計特殊出生率

現状値	年度目標値			計画目標値
2021(R3)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
1.30	1.35	1.42	1.50	1.58

【目指す姿指標②】 共働き世帯の男性の家事時間割合（単位：％）

現状値	年度目標値			計画目標値
2021(R3)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
39.2	42.5	45.0	47.5	50.0

※ 女性の家事時間に対する割合

【目指す姿指標③】 総実労働時間〔年間〕（単位：時間）

現状値	年度目標値			計画目標値
2021(R3)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
1,761.6	1,710.1	1,684.4	1,658.7	1,633.0

【指標設定の考え方】

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。

社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができるよう、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大を目指します。

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができ、こどもと向き合う時間をしっかりと確保できるよう、長時間労働の是正や働き方改革を進め、子育てと仕事を両立できる環境を目指します。

3 推進する施策

この計画の目標達成に向けては、こども大綱を勘案するとともに、条例第9条に基づき、次の施策を進めます。

(1) こども・若者の最善の利益を図るための施策を推進する

全てのライフステージに共通する事項として、最も重要なものであり、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていく必要があります。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。こどもや若者の自己選択・自己決定・自己表現を社会全体で後押しし、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにします。

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (誕生前から幼少期まで)

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたって持続的に身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあるための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定であるという前提の下、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えるため、結婚や妊娠を希望する方々への支援を推進します。

また、乳児期におけるしっかりとしたアタッチメント⁸(愛着)の形成などを通じて、自己肯定感をもって成長することができるようにするため、妊娠後やこどもが生まれた後の支援を推進します。

(3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、自分らしさを形成していく時期です。こどもたちが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくとともに、学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる環境の整備に取り組みます。

⁸ こどもが不安なときなどに、保護者や保育者などの身近なおとなに寄り添ってもらい経験を繰り返す中で、形成されていくもの。幼児が自分や社会への信頼感を得るために不可欠であり、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくものであり、こどもが「アタッチメント(愛着)」を形成する対象としては、保護者・養育者が極めて重要ですが、保育者などこどもと密に接する身近なおとなも愛着対象になることができるとされている。

（４）健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行う時期でもあり、青年期の若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、その選択を地域社会が尊重し応援する在り方が求められています。

こども・若者が将来の夢や希望を持って成長しながら、社会における自己を確立することができるよう、個性や主体性を発揮して自主的に自立した活動ができる環境づくりや愛着を持てる地域づくり、こどもを非行や事故から守る環境づくり、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

（５）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

貧困、虐待等の困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援、合理的配慮を行うことが重要です。

そのため、こどもの貧困の解消に向けた対策、児童虐待防止対策、社会的養育体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーの支援体制の構築などに取り組みます。

貧困により、こどもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

（６）こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

地域社会、企業など様々な場で、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体でこどもに関わることで、安心してこどもを生み育てることができ、こどもを含む全ての人が、性別・年齢・障がいの有無に関わらず、健やかに生活できる社会環境づくりを推進します。

特に、子育て当事者にとっては、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があり、子育ての経済的・精神的負担感が存在しています。また、若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保し、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備する必要があります。

（７）東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する

東日本大震災津波により被災したこどもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えるほか、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響も受けており、今後も中長期的なケアが必要です。

被災地の子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、東日本大震災におけるこどものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を活かしたこれからの子どもへの支援に取り組めます。

4 推進する施策を構成する具体の取組

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます

現状・課題	主要な施策の概要
こども基本法におけるこども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に接する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。 本県においても、「いわての子どもを健やかに育む条例」第3条で、「子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。」と定めており、こども・若者の視点に立った施策の立案と推進が重要です。	こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。 また、こども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図ります。 全ての年代のこどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信します。 これにより、こどもが関係する施策の質を向上させるとともに、こどもの意見の表明・参画機会の醸成を図ります。

イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します

現状・課題	主要な施策の概要
こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。また、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重することとされています。 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があります。 また、困難な状況に置かれたこど	全ての年代のこどもや、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者などのため、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。 こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で、こども施策に関する情報提供を行います。

も・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う必要があります。	
多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他を大切に多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。【再掲】	自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリキュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組めます。 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。【再掲】

ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

現状・課題	主要な施策の概要
令和5年に実施した岩手県子どもの生活実態調査によれば、子どもの教育に係る経済的負担の軽減が求められています。	児童生徒等が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費の支援を行う奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。
本県の将来を担うこどもが虐待等から守られ、安心して生き、自分らしく育ち、自由に意思を示しながら、心身ともに健やかに育まれるためには、こども基本法や「いわての子どもを健やかに育む条例」の基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、こどもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待などの諸課題に対して、こどもの最善の利益を考慮し、生まれ育った環境に左右されることなく自己実現が図られるよう、環境整備を進めるとともに、子どもの権利についての理解を促進す	こどもに関わる大人が子どもの権利について正しく理解し、子どもの権利を尊重できるよう、支援者向け研修などを通して働きかけます。 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止や、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもたちへの地域における支援体制を構築するため、市町村の子ども家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。

る必要があります。	里親や施設による社会的養護を受けるこどもに対して、子どもの権利についての情報提供を行うなど、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。 また、意見表明等支援員が施設などを訪問するなど、社会的養護のこどもが意見表明しやすい環境づくりに努めます。
-----------	--

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (こどもの誕生前から幼少期まで)

ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します

現状・課題	主要な施策の概要
家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。	子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、こどもを生み育てていくことができるよう、意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
ライフスタイルの多様化などにより、平均初婚年齢は年々上昇しており、未婚化、晩婚化が一層進んでいます。 少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化があげられるとともに、独身男女が結婚しない理由として、「適当な相手とめぐり合わない」ことが最も多くなっていることから、結婚を願う県民に対し出会いの場を提供する必要があります。	結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンター⁹を設置・運営し、入会促進の取組などにより新規会員を確保するとともに、AIを活用したマッチング支援の強化に取り組みます。 また、会員の成婚までのフォローアップの検討を行いながら、県内各地の結婚支援の取組の活性化を図ります。 さらに、出会いの場の機会の創出のため、市町村や関係団体との連携強化に取り組みます。
	いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」¹⁰を活用し、未婚男女の出会いの場の創出を支援するなど、若者の交流活動を促進します。

⁹ 県、市町村、関係団体が連携し設置、運営する結婚支援センター。システムによるマッチング支援、婚活イベントの情報提供を行う

¹⁰ (公財) いきいき岩手支援財団が管理、運用する基金。基金の運用益を基に、未婚男女の出会いの場の創出に関する事業、地域子育て活動支援事業、子育てにやさしい職場環境づくり助成事業を実施。

現状・課題	主要な施策の概要
社会全体で、結婚を応援する機運を醸成していく必要があります。	社会全体で結婚を応援する機運を醸成し、企業の結婚支援活動を促進するため、新婚夫婦やカップルに商品の割引などのサービスを提供する「いわて結婚応援の店」¹¹の協賛店の拡充や企業・団体や市町村と連携したイベントの開催等に取り組みます。
妊娠・出産に関する様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている方を支援していく必要があります。	不妊専門相談センター¹²や保健所において、不妊・不育に関する相談及び情報を提供するとともに、夫婦が安心して不妊治療を受けられるよう、不妊治療に係る交通費の一部助成に取り組みながら、その経済的負担の軽減を図ります。 また、様々な機会を活用し、企業等に対し、不妊治療を受けやすい環境整備等の積極的な働きかけなどを行い、治療と仕事の両立支援を促進します。
社会全体で、子育てを応援する機運を醸成していく必要があります。	社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、企業の子育て支援活動を促進するため、妊婦やこども連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の新規協賛店の拡大に向け、関係団体との連携や働きかけの強化等に取り組みます。
価値観やライフスタイルが多様化する中で、こども・若者が主体的に将来を選択できるよう、将来について考える機会をつくるとともに、主体的に適切な判断ができるよう、妊娠・不妊に関する正しい知識の啓発など、若い世代のライフデザインの構築を支援する必要があります。	高校生や大学生、若手社会人等の若者に対して妊娠・不妊に関する知識を啓発するほか、結婚・妊娠・出産、子育てと仕事などの様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナー等の実施に取り組みます。
男女を問わず一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を実	労働局が主催する「岩手子育ての女性の就職支援協議会」における関係機関や企業・団体等との情報交換等を通

¹¹ 結婚を希望する方を社会全体で応援するため、新婚夫婦や婚活中の若者を対象に、「いわて結婚応援の店」として協賛店独自のサービスを提供。

¹² 不妊・不育に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や、不妊・不育による心の悩み等について対応する機関

現状・課題	主要な施策の概要
現できるよう、行政に加え地域・企業など社会全体として、それぞれの役割を一層果たすことができる環境の整備、経営者の意識醸成、柔軟な勤務制度や各種休暇制度の整備・活用を促進する必要があります。	じ、国の施策や関係機関の取組との十分な連携を図ります。【再掲】
	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】
	仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。【再掲】

【指標】結婚サポートセンター会員における成婚者数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
36	55	115	180	250

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

【指標】不妊治療休暇制度等導入事業者数（事業者）〔累計〕

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
2	26	37	48	60

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

【指標】「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（店舗）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
2,225	2,500	2,600	2,700	2,800

現状値は令和3年の値、目標値は現状値からの累計

【指標】いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数（事業者）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
75	245	335	425	515

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

イ 安全・安心な出産環境を整備します

現状・課題	主要な施策の概要
妊娠・出産から子育て期にわたり切れ目なく支援するため、様々な母子保	安心して子どもを生み育てることができるよう、妊産婦・子育て世帯・

現状・課題	主要な施策の概要
健事業の展開が求められています。	こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置促進や、産後ケア事業 ¹³ などの妊産婦支援を推進するとともに、関係機関と連携して妊産婦等を支える地域の包括的な支援体制の構築に取り組みます。
産後ケア事業は、母親の心理的回復、心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力をはぐくみ、母子の愛着形成を促し、健やかな育児ができるよう支援するものであり、支援を必要とする全ての方が、身近な地域で利用できる環境を整備する必要があります。	きめ細かい産後ケアを受けられる環境の構築のため、市町村の意向を踏まえつつ、医療機関や民間事業者、助産師など地域の関係者と議論を深め、各地域の実情に応じた産後ケアが提供できる体制の構築に努めます。
妊娠 11 週以降の届出や、妊婦健康診査の未受診者がいる中で、安心して妊娠、出産、育児等を行うため、正しい知識を得る機会や相談先の充実が求められています。	妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。
早産や妊産婦メンタルヘルスケア ¹⁴ 、発達障害の早期発見などについて、妊産婦や家族に対して普及啓発していく必要があります。	県医師会の協力を得て、本県独自の母子健康手帳を作成し、母と子の健康支援に関する情報提供の充実に努めます。
妊産婦は心身のバランスを崩しやすく、妊産婦のメンタルヘルスの不調はこどもの心身の発達にも影響を及ぼし、児童虐待のリスクになり得ます。	児童虐待の発生予防に向け、市町村と連携して、妊産婦メンタルヘルスケア、乳児家庭全戸訪問、産前産後サポート、産後ケア等により、親子の心身の健康支援の充実に努めるとともに、乳幼児期からの安定した愛着の形成を支援します。
HTLV-1 ¹⁵ の主な感染ルートの1つが母子感染であり、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、キャリア相談体制の充実等により、母子感染防止	HTLV-1 母子感染予防について、協議会を設置し、妊婦に対する抗体検査の実施や相談体制等の整備に努めます。

¹³ 助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定の促進、育児指導などにより、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業

¹⁴ 妊産婦が安心して生活を営み、ほどよく十分な愛情をもって子どもと向き合うことができるように、医師や保健師等が妊産婦の心の状態を把握し、必要な支援を実施する

¹⁵ ヒト T 細胞白血病ウイルス (Human T-cell Leukemia Virus Type 1) の略称で、血液中の白血球のひとつであるリンパ球に感染するウイルス

現状・課題	主要な施策の概要
のための体制整備を図る必要があります。	
本県では、岩手医科大学附属病院を総合周産期母子医療センター¹⁶として指定し、ハイリスク妊産婦に対する医療及び高度な新生児医療を提供しているほか、県内4つの周産期医療圏に9つの地域周産期母子医療センターを認定し、周産期に係る比較的高度な医療を提供していますが、救急搬送体制を強化し、母体及び新生児の救急搬送受入施設の調整等を円滑に行うため、総合周産期母子医療センターに配置している周産期救急搬送コーディネーターと県内の周産期医療施設、消防機関等との連携を推進する必要があります。	総合周産期母子医療センターを中核とし、リスクに応じた適切な周産期医療提供体制を確保するため、周産期母子医療センターの機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などのICT等の更なる活用による周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実強化を一層進めます。
これまで周産期医療従事者等を対象として、新生児蘇生法等に関する研修を実施してきたほか、超音波画像診断装置の操作等の専門的な研修により、人材育成を行ってきましたが、限られた周産期医療資源を効率的に活用し、医療従事者の負担を軽減するため、医療人材の育成確保や医療環境の整備を行う必要があります。 また、妊産婦等への支援においては、関係機関が連携して支援に当たる必要があるほか、対象者のニーズに対応するため、保健医療従事者の資質向上を図る必要があります。	母子保健医療体制の充実を図るため、県医師会、県歯科医師会、県立大学、県助産師会等と連携し、多様なニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を推進します。
こどもの年齢に応じた成長・発達の確認や病気や障がいの早期発見のため、乳幼児健康診査を全ての子どもが適切な時期に健診を受けることが重要です。	乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児期からのバランスのとれた食生活の支援、歯科疾患の予防、咀嚼機能の発達支援など、乳幼児への保健指導の充実に努めます。ま

¹⁶ 母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（NICU）を備えた医療機関であり、常時、母体・新生児搬送受入体制を有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担っている

現状・課題	主要な施策の概要
また、乳幼児期における、食習慣の基礎の確立支援、予防接種の勧奨、事故防止対策等に努める必要があります。	た、予防接種率の向上、乳幼児の事故防止について、普及啓発に努めます。

【指標】 周産期救急患者搬送のコーディネート件数（件）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
404	416	428	441	454

現状値は令和3年の値

【指標】 産後ケア事業実施市町村数（他市町村との連携を含む）（市町村）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
26	31	33	33	33

現状値は令和3年の値

ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

現状・課題	主要な施策の概要
市町村は、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画¹⁷に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することが必要です。 県は、子ども・子育て支援事業支援計画¹⁸に基づき、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策等を行うことが必要です。	各市町村では、子ども・子育て支援新制度における、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童を解消するなど支援を必要とする全ての子育て世帯が必要なサービスを利用できるよう、計画的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。 県では、市町村と連携して「県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村の取組を支援するほか、保育士等の人材の確保や資質の向上を図ります。
保育所等の受け皿整備、病児保育事業や産後ケア事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実など、住民のニーズに応じた適切な子育て支援事業の	市町村が実施する放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を

¹⁷ 子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関して定める計画

¹⁸ 子ども・子育て支援法第62条第1項の規定により、県が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関して定める計画

現状・課題	主要な施策の概要
実施が必要です。	図ります。
	保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な教育・保育が実施されるよう必要な指導を行います。 また、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。
認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、その普及への取組が必要です。	認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子ども・子育てを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。
	幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。
	保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な教育・保育が実施されるよう必要な指導を行います。 また、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。【再掲】
質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるの	「岩手県保育士・保育所支援センター」 ¹⁹ を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有し

¹⁹ 潜在保育士の就職や保育所等における潜在保育士活用支援等を行うため、潜在保育士と保育所等とのマッチングの支援や相談支援などを行う機関

現状・課題	主要な施策の概要
は人材であり、人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要です。	ているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所等と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備などに必要な費用の貸付²⁰を行います。
教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に提供していくために、長く働くことができる職場環境の整備が必要です。	キャリアアップ研修の実施により保育士の処遇改善を支援し、働く魅力を感じ、働きたい職場環境の構築を図ります。
幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、今後も各園のニーズに対応し、幼児期の教育の質の向上を図るため、「いわて就学前教育振興プログラム」に基づく取組を推進する必要があります。 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保育士等こどもの育ちを支援する者の専門性や経験が重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。	質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、研修等により幼稚園教諭や保育士、放課後児童支援員等こどもの育ちを支援する者の専門性の向上を図っていきます。 併せて、幼児教育アドバイザーの養成やいわて幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の強化、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。
保育料については、幼児教育、保育の無償化（3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象）のほか、市町村と連携し、第2子以降3歳未満児の無償化に取り組んでおり、その負担軽減が図られてきていますが、子育て世帯の支援のため、更なる経済的負担の軽減が必要です。	引き続き、第2子以降3歳未満児の保育料の無償化に取り組むとともに、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減に向け、幼児教育・保育の完全無償化の実現について、国に要望します。

²⁰ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得後に県内の保育所等で働くことを希望する学生を支援するため、修学資金等の貸付を行う事業

【指標】放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
142	90	60	30	0

現状値は令和３年の値

【指標】保育士・保育所支援センターマッチング件数（件）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
114	114	228	342	456

現状値は令和３年単年の値、目標値は令和５年からの累計

（３）こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）

ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

（ア）学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

現状・課題	主要な施策の概要
人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える仕組みづくりを推進する必要があります。	「地域とともにある学校づくり」 ²¹ や「学校を核とした地域づくり」 ²² を実現するため、子どもたちの社会参画の機会を確保しつつ、コミュニティ・スクール ²³ との連携により、教育振興運動 ²⁴ や地域学校協働活動 ²⁵ の充実等に取り組みます。
	地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置を支援します。
	児童生徒を取り巻く現状や課題を踏まえ、地域における教育課題の解決及び「確かな学力の育成」や「不登校対策の強化」に資する取組について、教育振興運動やコミュニティ・スクー

²¹ 学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体になって子供たちを育む取組を推進していくこと。そのための有効な仕組みの一つが、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）である

²² 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の構築を図ること

²³ 学校運営協議会を設置する学校。学校と保護者、地域の人々が、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子供たちの成長を支える仕組み

²⁴ 岩手県において昭和４０年（１９６５年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の５者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称

²⁵ 登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

	ルの仕組みを生かして促進します。
--	------------------

【指標】 コミュニティ・スクールを導入している学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
19.0	75.0	80.0	85.0	90.0

現状値は令和3年の値

【指標】 保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 76.9	78.0	78.5	79.0	79.5
中 57.8	61.8	63.8	65.8	67.8

現状値は令和3年の値

【指標】 教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
95.7	95.7	95.7	95.7	95.7

現状値は令和3年の値

(イ) 豊かな体験活動の充実

現状・課題	主要な施策の概要
放課後子供教室や県立青少年の家等において、地域の実情に合わせた学習支援や体験活動が展開されていますが、家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたちに対して、より一層の支援が求められていることから、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、学習支援や体験活動を行う機会の拡充を図ることが必要です。	子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室 ²⁶ や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。
	子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家や野外活動センターなどの社会教育施設において、周辺の自然や歴史・文化を生かした体験活動等の充実に取り組みます。

【指標】 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
67.0	75.0	80.0	85.0	90.0

²⁶ 子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。小学校の余裕教室や体育館、公民館等において実施されている

現状値は令和3年の値

【指標】 県立青少年の家・野外活動センターが提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
—	97	97	97	97

イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】

(ア) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

現状・課題	主要な施策の概要
幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、今後も各園のニーズに対応し、幼児期の教育の質の向上を図るため、「いわて就学前教育振興プログラム」に基づく取組を推進する必要があります。	「いわて就学前教育振興プログラム」に基づき、学びの連続性に配慮した就学前教育の充実を図るため、いわて幼児教育センター²⁷を中核とした幼児教育推進体制を強化し、市町村幼児教育アドバイザー²⁸の配置・活用を促進します。また、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校及び中学校における学びの状況の共有、小中・中高の合同教員研修の充実など、幼児期から高等学校までの円滑な接続を推進します。
変化の激しい社会を生きるこどもたちの資質・能力の育成を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等により学校の教育活動の質を更に向上させ、学習効果を高める必要があります。 全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくためにも、学校における効果的なＩＣＴ活用に取り組んでいく必要があります。	児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するとともに、こどもが自ら学び取る姿勢を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントを引き続き推進します。 各教科等の学習の充実を図るため、研修の充実やＩＣＴ支援員等の外部人材の活用などによるＩＣＴを活用した教員の指導力向上の取組を推進

²⁷ 幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと

²⁸ 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと

現状・課題	主要な施策の概要
	します。 また、各市町村が配置するＩＣＴ支援員相互の連携の促進やネットワークの拡大に取り組みます。
	各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づいた学力向上の取組が、組織的で継続的な検証改善サイクルに基づき実施されるよう、モデル校における実践的な研究や事例の普及に取り組みます。
	授業等でのデジタル教科書を含むＩＣＴの効果的活用の実践に全県的に取り組むため、GIGAスクール運営支援センター等による広域的な活用支援や、全県統一の統合型校務支援システムの導入等、県と市町村が連携した取組を推進します。
	児童生徒１人１台端末や大型提示装置の計画的な更新、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図ります。
	小規模校において生徒のニーズに応じた多様な教科・科目が開設できるように、配信拠点からＩＣＴにより専門性の高い授業を各小規模校に配信する遠隔授業の実施に取り組みます。
岩手県子どもの生活実態調査によれば、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理由として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高いほか、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。 また、幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、授業の理解度が低く、授業がわからない理由として、勉強する気が起きないことを挙げた割合が高くなっています。	学校において、こどもが家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進します。【再掲】

【指標】教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	44	51	52	53
中一	39	43	44	45
高一	85	54	55	56

【指標】児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組んでいる学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	64	64	66	67
中一	50	53	55	56

【指標】授業等でＩＣＴ機器を活用し、児童生徒にＩＣＴ活用について指導できる教員の割合

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
78	80	82	86	90

現状値は令和３年の値

(イ) 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

現状・課題	主要な施策の概要
児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成に重きを置きながら各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上に向けた取組を推進してきたところであり、さらに、学校の組織的な取組の充実や、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化を図る必要があります。	児童生徒の学習上のつまずきに着目したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容等の改善・検討と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導による改善、校種間連携の取組など、児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進します。
	児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、自主的かつ計画的な家庭学習の充実に取り組みます。
	児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習習熟度などに応じた教育を推進します。

【指標】諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	小 52	54	56	58

中一	中 42	44	46	48
高一	高 53	55	57	59

(ウ) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

現状・課題	主要な施策の概要
児童生徒が社会から求められる資質・能力を身に付け、希望する進路を実現し、よりよい社会の創り手となるよう学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて、自ら課題を発見し解決に向けて取り組む学習をより一層推進し、社会に参画できる力を備えた主体的に未来を切り拓く多様な人材を育成する必要があります。	グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県発展を担う多様な人材を育成するため、大学や地域等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
	高校生の希望する進路を実現するため、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得などに取り組みます。
	文理の枠を超えた学びを通じて、高等学校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用し総合的に社会の課題を解決できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をSTEAMの視点から深める取組を推進します

【指標】 生徒の進路実現に向け、自校で設定した進路目標を達成できた高校の割合(%)

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
66	69	68	69	70

現状値は令和3年の値

ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】

(ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成

現状・課題	主要な施策の概要
-------	----------

多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他を大切にし多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。	自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリキュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組めます。 教員がこどもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。
	児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「ＳＯＳの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組めます。

【指標】 多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	77	78	79	80
中一	81	82	83	84
高一	90	90	90	90

(イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

現状・課題	主要な施策の概要
新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会が減少したところであり、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、創造性などを育むために、多様な体験活動の一層の充実を図る必要があります。	幼児児童生徒が、社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら達成感や有用感を得ることができるよう、教育振興運動と連動した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室における学習・体験プログラムの実施など、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
本県の児童生徒の読書率は全国と比較して高い傾向にあることから、更に生涯にわたって読書に親しみ、楽し	素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読

現状・課題	主要な施策の概要
む習慣につなげていく必要があります。	書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充、地域の人材育成を図る研修会の実施などによる学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

【指標】 学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	85	86	87	88
中一	85	86	87	88
高一	90	90	90	90

【指標】 「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 89	90	90	90	90
中 85	85	85	85	85
高 84	85	85	85	85

現状値は令和3年の値

(ウ) 学校における文化芸術教育の推進

現状・課題	主要な施策の概要
新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会が減少したところであり、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、創造性などを育むために、多様な体験活動や文化芸術活動などの一層の充実に図る必要があります。	民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。
	心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
生徒の文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形で地域の文化芸術環境の充実、地域クラブ活動の実施主体として想	学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置などに加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携して取り組みます。

現状・課題	主要な施策の概要
定される文化芸術団体等の整備、専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。	

【指標】 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 69	小 69	73	74	75
中 65	中 64	70	71	72
高 68	高 76	79	82	86

現状値は令和3年の値

(エ) 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

現状・課題	主要な施策の概要
選挙権年齢や成年年齢が18歳となったことを踏まえ、各教科や総合的な探究の時間を中心とした現代の諸課題を考察し、解決策を構想する学習などにより、より一層児童生徒が社会に参画しようとする態度の育成に向けた取組の充実を図る必要があります。	児童生徒が日々変化する社会の動きや身近な地域課題に対して関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成するため、関係機関と連携した探究的な学習や、政治への参画意識を高める主権者教育、多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実に取り組みます。
	児童生徒が他者と連携して、多様な価値観や考えを踏まえながら解決方法を生み出し、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業や特別活動等でのグループ活動や話し合いの充実を図ります。
	多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦したり、他者と協働して創意工夫したりする機会の充実に取り組みます。
学校や地域の状況、社会の変化、他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われています。今後も児童生徒が、他者と協働する姿勢を身に付け、主体的に選択・決定する取組の充実を図る必要	県と市町村の教育委員会は、各学校の校則等の内容、見直し状況について把握し、必要に応じてその見直しを働きかけます。

現状・課題	主要な施策の概要
があります。	

【指標】話し合いの場で、互いの良さを生かしながら解決方法を決めている児童生徒の割合

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	小 86	84	85	86
中一	中 88	84	85	86
高一	高 82	84	85	86

エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】

(ア) 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

現状・課題	主要な施策の概要
岩手県は、全国に比較して、乳幼児期及び学齢期のむし歯有病者率が高い状況にあり、乳幼児期（妊娠期）からの予防策の徹底が求められています。	地域保健と学校保健との連携を図りながら、生活習慣の改善やフッ化物洗口などの予防策を推進します。
新型コロナウイルス感染症の影響などによる運動時間の減少、肥満である児童生徒の増加、学習以外のスクリーンタイムの増加などの課題があることから、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付けながら、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組む「60（ロクマルプラスプロジェクト）」を推進します。	「希望郷いわて元気・体力アップ運動60」の取組をICT等も活用しながら発展、継承させ、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付けながら、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組む「60（ロクマルプラスプロジェクト）」を推進します。
	児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組、学校の指導者研修会を実施します。
	児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・運動能力調査結果を踏まえた地域

現状・課題	主要な施策の概要
	ごとの取組、学校の指導者研修会を実施します。
	児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめとした教職員の研修内容の充実に取り組めます。
	児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の基盤である家庭への啓発に取り組めます。
	スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組めます。
	メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組めます。
岩手県子どもの生活実態調査によれば、幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、大人の家族と朝食を一緒に食べる頻度も低くなっています。	児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の基盤である家庭への啓発に取り組めます。【再掲】
	保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】
	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進

現状・課題	主要な施策の概要
	します。【再掲】
薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、啓発年齢層に応じた薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について効果的な啓発を行う必要があります。	生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグといわれる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
性情情報の氾濫や性の多様性など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようする必要があります。	児童生徒が成長過程において性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。

【指標】 朝食を毎日食べる児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 96.6	97.0	97.0	97.0	97.0
中 89.2	90.0	91.0	92.0	93.0

現状値は令和3年の値

【指標】 喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」²⁹を開催している小学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
89.9	100	100	100	100

現状値は令和3年の値

(イ) 適切な部活動体制の充実

現状・課題	主要な施策の概要
部活動への加入は「任意加入」であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の徹底について周知する必要があります。	生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。

²⁹ 学校において、薬物乱用の危険性を熟知している警察職員、麻薬取締官OB、学校医、学校薬剤師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動

現状・課題	主要な施策の概要
部活動における指導方針等について、学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい活動となるよう、学校に対する働きかけを行う必要があります。	部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会等の開催を推進します。
部活動における暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成と教職員一人ひとりの意識の改革が求められています。	再発防止「岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。また、大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いることがないように、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実に取り組みます。
生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実や、地域クラブ活動の実施主体として想定されるスポーツ団体等の整備等に向けて取組を推進する必要があります。	学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置に加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や総合型地域スポーツクラブ等の地域団体などと連携して取り組みます。

オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

(ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

現状・課題	主要な施策の概要
「個別の指導計画」や「個別的教育支援計画」に基づくサポート体制の充実が図られており、今後も、幼児児童生徒の特性や取り組んできた指導内容及び支援方法についての確実な引継ぎを行う必要があります。	幼児児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細やかな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による総合的な支援を定めた「個別的教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。

	幼児期からの継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシートや就学支援ファイル等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。
就労を希望する生徒の進路を実現するため、引き続き、特別支援学校高等部生徒の就労に向けた取組の更なる充実を図る必要があります。	就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度やいわて特別支援学校就労サポーター制度の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

【指標】「引継ぎシート³⁰」を活用し、進学時に円滑な引き継ぎを行っている学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
71	100	100	100	100

現状値は令和3年の値

(イ) 各校種における指導・支援の充実

現状・課題	主要な施策の概要
小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時相談支援等による地域支援など特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。	地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児	全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校等の取

³⁰ 支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート

児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。また、全ての教職員の専門性の向上を図る必要があります。	組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
--	--

【指標】 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小中学校等及び高等学校の教員数（人）〔累計〕

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
454	746	780	905	1,030

現状値は令和元年から令和3年までの累計、目標値は令和元年からの累計

(ウ) 教育環境の充実・県民理解の促進

現状・課題	主要な施策の概要
特別な支援を必要とするこどもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、引き続き、特別支援教育に対する地域等の支援体制の構築を推進する必要があります。	特別な支援を必要とするこどもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施します。 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への医療的ケア看護職員の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施します。

【指標】 特別支援教育サポーターの登録者数（人）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
335	390	420	450	480

現状値は令和3年の値

【指標】 県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合（％）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
-----	----------	----------	----------	----------

100	100	100	100	100
-----	-----	-----	-----	-----

現状値は令和3年の値

カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

(ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

現状・課題	主要な施策の概要
いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。	各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
	自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える話合いの機会など児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育や人権教育の充実を図ります。
	いじめの積極的な認知やいじめが発生した際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
	県教育委員会に「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を配置し、学校のいじめ等の初期段階における適切な対処を支援します。
	教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を実施します。

(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24 時間子供 S O S ダイアル相談員等を配置しています。本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、専門職と連携した学校の教育相談体制や、学校以外の相談機能の充実を図り、不登校の未然防止や、発生した場合の適切な支援に一層取り組む必要があります。	魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
	児童生徒の悩みについて、1 人 1 台端末等を利用した教育相談「こころの相談室」や児童生徒の心身の変化を把握する「心の健康観察」の導入・活用などの教育相談体制の充実を図ります。
	学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24 時間子供 S O S ダイアル相談員等を配置します。
	不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携し、I C Tを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。
	オンラインや I C Tの活用を視野に入れ、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。
	県教育支援センター「ふれあいルーム」分室（県立図書館内に設置）による、不登校児童生徒やその保護者に対するアウトリーチ型支援の充実を図ります。

【指標】 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 87	85	89	90	91
中 84	86	87	89	91
高 89	86	90	91	91

現状値は令和３年の値

(ウ) デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、SNS上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動等を更に推進する必要があります。	児童生徒が、デジタル社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、児童生徒の情報モラルの啓発を図るとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
	児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動に、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。

【指標】 スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小一	小 98	100	100	100
中一	中 99	100	100	100
高一	高 99	100	100	100

キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

(ア) 安全でより良い教育環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
全国における通学・通園時の事件・事故の発生を受けて、学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室の実施、通学等でバスなどを利用する場合における児童生徒の安全確保の強化が必要です。	自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
	通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係期間の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や

	防犯教室の実施による安全教育に取り組めます。
今後発生が想定される自然災害等に備え、東日本大震災津波の経験や教訓を生かし、家庭や地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの安全確保を最優先とした実践的で効果的な防災教育を一層推進する必要があります。	児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組めます。
学校施設の老朽化や新たな教育ニーズへの対応など引き続き、安全な教育環境の整備とともに、学校施設の機能の向上を図る必要があります。	安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。また、施設の木質化、省エネルギー化等脱炭素化への取組を推進するとともに、市町村、民間との共創による施設整備に取り組めます。
	家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能の向上を図るため、トイレの洋式化を進めるとともに、防災機能の強化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組めます。

【指標】 地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
81.8	85.0	85.0	85.0	85.0

現状値は令和3年の値

(イ) 魅力ある学校づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを更に推進するため、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、保護者や地域の評価も取り入れた目標達成型の学校経営を推進する必要があります。	地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト」や学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組めます。

(ウ) 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

現状・課題	主要な施策の概要
県内の不登校児童生徒は増加傾向にあります。また、県内に在住する外国人の増加により、外国人の児童生徒などの増加も見込まれています。このような多様な教育ニーズに対応するため、教育機会を確保するとともに、相談体制の充実に取り組む必要があります。	県立高等学校入学者選抜において、調査書を評価の対象としない「チャレンジ枠」を導入するなど、学ぶ意欲がありながら様々な事情を抱える生徒への支援の充実を図ります。
	不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援のため、学校内外の教育支援センターの設置を促進するとともに、フリースクール等民間団体等との連携を推進します。また、不登校児童生徒の多様な学びの場（学びの多様化学校等を含む。）の確保に向けた検討を進めます。
	本県においても増加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場の確保、ヤングケアラーやこどもの貧困、高校中途退学等への対応について、関係機関と連携して取り組みます。
	市町村教育委員会と連携し、様々な理由で義務教育を修了していない者等の学び直しの場の在り方について検討を進めます。
児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。

【指標】教育支援センターを設置している市町村の数（市町村）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
21	23	27	30	33

現状値は令和3年の値

(エ) 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

現状・課題	主要な施策の概要
これからの本県教育を担う、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を採用するため、教員採用試験志願者の確保に取り組んでいく必要があります。	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保し、育成するため、学生等への説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信します。また、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容等を見直すとともに、体系的な研修を行います。
	「学び続ける教師」として教員の更なる資質向上等を図るため、教員の過度な負担とならないよう留意しつつ、研修の充実に取り組みます。また、研修履歴を活用した管理職等との対話により、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築します。
	本県の教育課題の解決に資する研究・実践の成果を積極的に発信するとともに、多様な研修による教員の支援や、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励など教員の資質向上に資する取組の充実により、総合教育センター機能の充実に取り組みます。
	教員の専門性の向上を図るため、教職大学院などの関係機関と連携しながら有為な人材の育成に取り組みます。

教職員は児童生徒の人格形成に大きな影響を与える重要な職務を担うものであることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識を高める必要があります。	再発防止「岩手モデル」の適切な運用等により、全ての児童生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて、教職員の人権意識を高めます。また、児童生徒に対する暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導は決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと、校内研修等を実施するなど、根絶に向けた学校体制を確立します。
--	---

(オ) 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革

現状・課題	主要な施策の概要
全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。	「統合型校務支援システム」の全県導入など教職員の働き方改革に資する具体的取組を推進します。
	「チームとしての学校」を構築していくため、引き続き小・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ等の配置を行います。
	学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減を図るため、スクールロイヤーによる法務相談体制を構築します。
	部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員の配置や、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
	教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカード等による客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定などを進め、「岩手県教職員働き方改革プラン」の目標の達成に取り組みます。
	生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。

ク 地域に貢献する人材を育てます

(ア) 「いわての復興教育」などの推進

現状・課題	主要な施策の概要
-------	----------

東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、東日本大震災津波の記憶のない児童生徒に対し教訓や経験を伝承するとともに、自他の生命を守り抜く主体性を備え、復興・発展を支える地域に担い手の育成を推進する必要があります。	岩手の復興・発展をさせる人材を育成するため、東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に活かして、内陸部と沿岸部の学校間や小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流を推進するとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
	東日本大震災津波の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラムや副読本、絵本の効果的な活用、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての公立学校が教科横断的な取組を推進します。
	郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などにより、地域の担い手の育成を推進します。

【指標】 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
小 72	70	73	73	74
中 53	54	57	59	60
高 45	49	49	51	52

現状値は令和３年の値

(イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

現状・課題	主要な施策の概要
児童生徒の興味・関心や適正に基づいた進路実現が可能になるよう、学校全体で計画的・組織的にキャリア教育を更に推進する必要があります。また、児童生徒が職業について知り、自らのライフデザインについて考える機会の充実を図る必要があります。	「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に基づくキャリア教育の推進を図るとともに、キャリア・パスポートの活用によるキャリア教育実践の充実に取り組みます。
	各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選

	択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。
	地域を担う産業人材を育成するため、就業支援員等を活用し、生徒の適性を踏まえた就職指導や地元企業と連携した教育活動に取り組みます。
	児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

【指標】 将来希望する職業（仕事）について考えている高校２年生の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
48	50	52	54	55

現状値は令和３年の値

(ウ) 岩手と世界をつなぐ人材の育成

現状・課題	主要な施策の概要
グローバル化が急速に進展する中、英語をはじめとした外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要となることから、児童生徒の英語力の向上を図る取組を推進する必要があります	児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外派遣等による国際交流の機会や県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実などを推進します。
	児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、正確な発音を習得し、英語で情報を伝えたり、自分の考えを述べたりするとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されるよう、A L T等を活用した指導の充実やデジタル教科書等の I C Tの活用などに取り組み、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、英語担当教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修をはじめとする各校種での教員研修の充実を図ります。

(エ) イノベーションを創出する人材の育成

現状・課題	主要な施策の概要
I o TやA I など最新のデジタル技術やデータを効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上、新たな価値の創造につなげることができる人材を育成する必要があります。	外部専門人材の活用による講演や研究事業等、理科・数学への興味・関心や児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
	地域の課題解決を図るため、産業界と連携し、課題解決能力と創造的な発想力を持ち、これからの技術革新や市場ニーズの変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進します。

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します

現状・課題	主要な施策の概要
新規大卒者の3年以内の離職率は全国平均を上回っていますが、高卒者については徐々に低下傾向にあります。 意識調査によると、高校生は「岩手県内に将来、働いてみたいと思う企業等」が「ある」は約2割、「今は分からない」が約6割、「ない」が約2割となっており、県内企業の情報の浸透や県内企業で働くイメージを形成させる取組が必要です。 こども・若者の発達段階に合わせて職業観や人生設計能力を育むとともに、適切な進路指導や情報提供、相談体制の構築が必要です。	こどもの職業観や勤労観の醸成を図るため、関係機関等との連携により、発達段階に応じたインターンシップや体験学習等を実施します。 生徒一人ひとりに合った就業支援の充実を図るため、就業支援員が高校を巡回し、進路相談や面接指導を行います。 ジョブカフェいわてにおけるオンラインも活用したキャリアカウンセリングや研修等の実施、就業支援員による企業訪問等により、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援に取り組みます。
情報通信技術、科学技術の発展に伴い産業構造の変化や社会の急激な変化により、絶えず新しい技術や知識を習得する必要性が高まっています。あらゆる産業分野において、これらの変化に対応する人材を育成することが求められています。	雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就職支援を実施するとともに、学び直しの機会の確保等を進めます。 また、県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域社会のニーズに対応した教育環境の整備を推進し、将

このことは、新規採用者はもちろんのこと、既に就職している人や再就職を目指す人にとっても必要なことであり、一旦社会に出た人が高度な教養や専門的知識、技術に関して学び、スキルアップ（能力向上）や起業などで活躍できる環境づくりとその支援が必要になっています。	来の本県産業を担う人材を育成します。
本県には、約 5,600 人の若年無業者がいると推計されており、社会的自立に向けて、それぞれの状況に応じた支援に取り組む必要があります。	若年無業者の自立を支援するため、訪問型相談などによる相談支援、就業体験やボランティア体験などの就労支援に取り組みます。
農林水産業従事者の減少や高齢化が進行する中、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成に取り組む必要があります。	農林水産業の担い手の確保・育成を図るため、就業希望者のニーズに対応した体験研修や技術研修を実施します。 新規就業者の定着に必要な技術経営管理について、熟度に応じた体系的な研修を実施します。
こどもが社会との様々な関わりを持つことは、多様な体験や交流を通じて成長する機会であるとともに、自主性・社会性を養い、社会の一員としての自分について認識を深める機会となるものです。 こどもの個性を伸ばし、活躍の可能性を広げるため、こどもの社会参画を促進する必要があります。	生徒の意見発表の場や社会参加活動等に関心のある生徒の全県的な交流機会の充実に取り組みます。 青少年団体の活動への支援やこどものボランティアへの活動機会の提供を図ります。 こどもの声を施策に生かすため、こどもの交流を通じて意見を交換し合い、その意見を提言する機会を設けます。
若年無業者やヤングケアラーなど、社会的自立に困難を有するこども・若者や家族等に対して支援を行うに当たっては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など多様な関係機関がネットワークを形成し連携する必要があります	社会的自立に困難を有するこども・若者への支援に取り組む団体間の連携を図るため、関係機関・団体による「子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談しやすい体制づくりや相談員の能力向上に取り組みます。

【指標】若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）」参加者数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
468	580	1,160	1,740	2,320

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

イ 愛着を持てる地域づくりを推進します

現状・課題	主要な施策の概要
こどものありようや社会の価値観が多様化する中、全てのこどもの健全な成長を支えるためには、家庭や教育機関だけでなく、地域全体でこどもを育てるという意識を社会全体で共有し、協力して取り組んでいく必要があります。	様々な主体の連携により、地域全体でこどもの健全育成を推進するため、青少年活動交流センターを拠点として、世代間・地域間の交流促進や青少年団体活動の支援、相談支援、情報発信など、各種取組の充実を図ります。 地域全体でこどもを見守り育てる活動を推進するため、青少年育成委員を各地域に配置し見守り活動を行います。
家庭はこどもが健やかに成長するための基盤ですが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てやこどもの自立に関する十分な助言を得られない保護者もいることから、様々な不安や悩みを相談し、必要な支援を受けられる体制づくりが必要です。	青少年活動交流センター事業や「いわて家庭の日」県民運動などを通じて、家族のふれあいが育まれるよう意識啓発を行います。 こどもやその保護者が抱える様々な悩みについて、相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、相談内容に応じた関係機関の連携の充実を図ります。

【指標】 青少年活動交流センター利用者数（人）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
8,842	12,500	16,000	19,500	23,000

現状値は令和3年の値

【指標】 子ども・若者支援セミナー受講者数（人）〔累計〕

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
177	240	480	720	960

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します

現状・課題	主要な施策の概要
地域のつながりの希薄化や少子化など社会構造が変化する中、こども・若者が孤立に陥ることのないよう、安心して悩みを打ち明けられる場所が	こども・若者が悩みを打ち明けられる場所として各種相談窓口を設置するとともに、相談しやすい体制の充実に取り組めます。

必要です。	こども・若者の多様な悩みに対応するため、「子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を通じた情報共有など、関係機関相互の連携促進に取り組みます。
こどもが非行に走ることを防ぐためには、青少年が孤立しないような周囲の見守りや、非行を犯したこどもの自立支援など、県民全体でこどもを非行・被害から守る意識を醸成する必要があります。	「青少年を非行・被害から守る県民運動」を展開し、広報啓発活動や少年補導活動、困難を抱える青少年の立ち直り支援活動など、関係機関・団体が一体となった取組を推進します。 県内に設置されている少年センター相互の連携を図るとともに、各センターの活動について情報の収集や提供を行います。
スマートフォンやインターネットの利用を巡るトラブルや犯罪、有害な情報からこどもを守るためには、青少年が自分を守るための能力を身につけ、保護者や周囲の大人が適切な保護を行うための支援が必要です。	インターネットの適切な利用を促すため、こどもに対する情報モラルの普及啓発のほか、保護者や指導者等に対する情報メディア対応能力の養成等に取り組みます。
わいせつな表現や暴力的な表現、非行や犯罪を誘発するおそれのある環境などによって、こどもの健全な成長が阻害されないよう、環境の浄化に取り組む必要があります。	18歳未満のこどもに不健全な図書類を購入・閲覧させないよう、不健全図書類の指定や立入調査を行います。

【指標】 青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数（人）〔累計〕

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
596	550	1,100	1,650	2,200

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

【指標】 青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数（人）〔累計〕

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
307	310	620	930	1,240

現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

現状・課題	主要な施策の概要
-------	----------

若者同士の交流や地域参画によって、若者自身の学びや地域活性化が期待される場所ですが、活動を促進するためには、活動場所や資金、助言などの支えも必要です。	若者同士の交流の場である「若者カフェ」と、県内各地の連携拠点の取組を充実させ、若者の活動を支えるキーパーソンによる支援や助言の充実を図ります。 地域課題解決に資する若者のアイディアや意欲を後押しする取組を実施します。
若者の声や価値観は、大人世代の価値観によって社会に届きにくい状況にあることから、若者の活動を社会全体で応援する機運の醸成を図るため、若者の意見や活動の発信を支援する必要があります。	若者と大人がともに考え議論するイベント等により、若者のいわての未来づくりへの参画意識を高めるとともに、社会全体が若者を理解し応援する機運を醸成します。
県内の高等教育機関は、それぞれ特色ある教育研究を行っているほか、各機関の特色を生かした連携も進められており、相互の機能を補完・充実するための取組等を更に充実していく必要があります。 また、岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期に顕著となっていることから、地域社会に貢献する意欲のある人材が岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を促進する必要があります。	県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した「高大連携講座」の拡充など、県内高校生に対する県内大学の魅力紹介などの取組を推進します。 県内大学生等の卒業後の地元定着を高めるため、産学官連携により地元企業の魅力を伝えるとともに、インターンシップの取組強化や県内企業と大学生等との交流機会の創出等により地元定着の意識を醸成します。
若者を始めとする起業家や後継者の育成による経営人材を確保し、新たな人の流れを生み出すため、若者の起業マインドの醸成や若者の起業を支援する必要があります。	地域経済の新たな担い手となる起業家の育成を支援するとともに、成長した起業家が次の起業家を支援することで、県内において継続的に起業家が生み出される仕組みの構築に向け、県内の産学官金の連携により設置した「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」を核として、起業マインドの醸成や経営能力の向上等の取組を推進します。

【指標】 いわて若者交流ポータルサイトアクセス数（件）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
61,827	69,000	72,500	76,000	79,500

現状値は令和3年の値

(5) 困難な状況に置かれている子ども、子育て世帯を支援する

ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します

〔⑨（ア）から（エ）の現状と課題は岩手県子どもの生活実態調査によるもの〕

（ア） 教育の支援

現状・課題	主要な施策の概要
- 収入が中央値よりも低い世帯の子どもや、幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、授業の理解度が低く、授業がわからない理由として、勉強する気が起きないことを挙げた割合が高くなっています。 - 収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。	学校において、こどもが家庭環境に左右されることなく学力を身に付けることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進します。
	市町村や民間と連携し、小学校に就学するこどもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う放課後児童クラブ、食事を提供する以外にも学習支援等さまざまな支援に取り組む子ども食堂、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業など、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を支援します。
- 母子世帯の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として15%以上の保護者が経済的な事情を挙げています。 - 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっています。 - 子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子世帯などの保護者に行き届いていません。	各広域振興局等保健福祉環境部等に母子・父子自立支援員を配置、母子家庭や父子家庭の教育費の相談に応じ、修学資金の貸付を行うなどの支援を継続します。
	ひとり親家庭に対して必要な支援に繋ぐことができる相談支援体制を強化し、教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう支援するとともに、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。
母子世帯では、他の世帯類型に比べ、経済的な理由により子どもの給食	生活困窮者自立支援制度による包括的支援における、教育に関する経済的な支援制度等の情報提供を支援します。
	要保護児童地域対策協議会 ³¹ の機能を活用しながら、学校と、家庭、地域、

³¹ 虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、地方公共団体が設置・運営する組織

費や教材費が払えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。	関係機関が連携し、苦しい状況にあるこどもたちを早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化を図ります。
幸福感・自己肯定感が低い子どもは、高い子どもに比べ、嫌なことや悩みを誰にも相談しない割合が高くなっています。	スクールカウンセラー ³² の配置など、こどもが悩みを相談できる体制の充実を図ります。

(イ) 生活の安定に資するための支援

現状・課題	主要な施策の概要
こどもの幸福感・自己肯定感と、いやなことや悩みがあるときだれかに相談することの有無は、大きく関連していることが窺えます。	保護者がこどもとの団らんや会話のための時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。
	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】
収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。 また、全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。	子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図ります。
幸福感・自己肯定感が低い子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、なっています。	朝食の摂取を含めた、こどもの望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、学校や地域と連携し、子どもと保護者に対する食育 ³³ を推進します。
	保護者がこどもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】
子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩ん	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の

³² 学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

³³ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

現状・課題	主要な施策の概要
だりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。	展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】
母及び 18 歳未満の子のみの母子世帯では、6 割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。	母子家庭等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、セーフティネット住宅 ³⁴ 制度の普及促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援します。
子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。	生活設計の専門家であるファイナンシャルプランナーによる家計管理支援を実施するほか、生活困窮者自立支援制度による支援も活用し、必要な家庭を支援するとともに、SNS 等を活用し、支援の必要な方に情報が届くよう周知に取り組みます。

(ウ) 保護者の就労の支援

現状・課題	主要な施策の概要
- 母子世帯はフルタイム（正規職員）の割合が半数以上と最も高いものの、非正規職員及びパート・アルバイトの割合も、依然として高い傾向になっています。 - ひとり親家庭等の就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいことから、状況に応じた支援策の充実が求められています。 - 母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。	育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。
	資格取得に係る受講費用の助成として自立支援教育訓練給付金や、修学期間中の生活費等を給付する高等職業訓練促進給付金の支給などによる資格取得の支援を行います。
	いわて男女共同参画プランに基づき、母子家庭の保護者をはじめとする女性の職業生活における活躍を支援します。
親と 18 歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の子どもは、平日の放課後	保護者が就労により放課後に家にいない子どもの居場所を確保するた

³⁴ 母子家庭などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なる

現状・課題	主要な施策の概要
に家で一人で過ごす割合が高くなっています。	め、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。
子どもを医療機関に受診させられなかったことがある保護者が、子どもを受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。	保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】 いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】

(エ) 経済的支援

現状・課題	主要な施策の概要
- 収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高くなっています。 - 医療費助成制度の対象拡大や現物給付化に関するニーズが高くなっています。	こどもが適切な医療を受ける機会を確保するため、子どもの医療費助成の現物給付を令和5年8月から高校生まで拡大したところです。
- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。 - 母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。	ひとり親家庭に対する包括的な相談支援体制を構築するとともに、生活困窮者自立支援制度による包括的支援も活用しながら、生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な家庭に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。 ひとり親家庭の多様なニーズに包括的に対応し、支援の必要な家庭が様々なサービスを有効に活用できるよう、相談窓口の周知に取り組みます。

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和２年の値

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和３年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数（市町村）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和３年の値

イ 児童虐待防止対策を推進します

現状・課題	主要な施策の概要
本県の児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあり、令和４年度は２,６０１件で過去最多を更新しました。 こどもたちを取り巻く環境の変化に対応しながら、SNSを活用した相談対応の実施など、児童虐待防止対策に一層力を入れて取り組む必要があります。	児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次の世代に引き継がれるおそれがあるほか、こどもに対する重大な権利侵害であることから、県が策定した「岩手県児童虐待防止アクションプラン」³⁵に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。
市町村の体制強化が不可欠であるため、母子保健と児童福祉の機能が一体となったこども家庭センターの設置について、市町村に働きかけていく必要があります。	児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応などに向けて、市町村における、こども家庭センターの設置促進を支援します。
児童虐待の防止、早期発見・対応のためには、相談支援体制やサービスの充実とともに、地域でこどもや保護者を支えていくための地域づくりが必	児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待（疑いを含む。）を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図るとと

³⁵ 県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するため県の行動計画

現状・課題	主要な施策の概要
要です。 また、市町村や関係機関と連携し、相談や通告に至る前の段階からリスク要因を把握し支援につなぐ、虐待発生予防の取組が必要です。 地域住民が児童虐待の防止・早期発見の重要性について理解を深め、相談・通告をためらわないよう更なる周知・啓発が必要です。	もに、学校や医療機関、女性相談支援センター等、虐待を発見しやすい立場にある機関等との連携強化に取り組みます。 また、日頃から主任児童委員³⁶や民生委員³⁷・児童委員³⁸と連携を図りやすい体制づくりに努めるなど、地域での見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。
チェックリスト等の活用の徹底により、リスクの判断を組織的に行之、こどもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等を行う必要があります。	市町村及び児童相談所において、児童虐待に関する情報を積極的に収集し、虐待の危険度を的確に把握して対応するため、「児童虐待防止のためのチェックリスト」³⁹や「緊急度アセスメントシート」⁴⁰を活用して子どもの最善の利益を優先してこどもの安全確保に取り組みます。
全国的にも0歳児の虐待死亡事例が多い現状を踏まえ、妊娠届の提出に至っていない、予期せぬ妊娠や妊娠不安等に悩む方への支援の強化に取り組む必要があります。 妊産婦は心身のバランスを崩しやすく、妊産婦のメンタルヘルスの不調はこどもの心身の発達にも影響を及ぼし、児童虐待のリスクになり得ます。	児童虐待の発生予防に向けて、妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に取り組みます。
児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関で	家庭支援機能を強化するため、児童相談所が、市町村や児童家庭支援セン

³⁶ 地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力を行う。児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名する

³⁷ 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている

³⁸ 地域の子ども達が元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う

³⁹ 子ども、養育者及び家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」として、チェック項目を示したリスト。要保護児童対策地域協議会構成機関（地域の関係機関）等に配付し、児童虐待の早期発見及びスムーズな通告を図るほか、虐待通告受理後、市町村等において、対応の検討や緊急度の判断ができるよう、リスクを判断するために必要な情報の有無等の整理にも活用される

⁴⁰ 児童虐待通告受理後の安全確認と初期調査を行った際に、緊急度と対応についてアセスメントするためのシート

現状・課題	主要な施策の概要
ある児童相談所の体制及び専門性の更なる強化が必要です。	ター ⁴¹ 等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や家族再統合 ⁴² に向けた保護者への指導・支援を推進します。
	児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、指導教育担当児童福祉司 ⁴³ の養成に取り組みます。
	専門的な支援が必要な児童相談に対応するため、児童相談所や児童家庭支援センター、保健所等の専門的機関における相談機能の強化に取り組みます。
市町村要保護児童対策地域協議会の活用促進・機能強化のため、市町村支援児童福祉司の配置や調整担当者の知識・スキルの向上に向けた研修の充実が必要です。	市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所が、市町村への巡回訪問や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。
事案が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、児童相談所職員等関係者への被措置児童虐待に関する研修等を通じて「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」 ⁴⁴ の内容の共有・理解を図る必要があります。	被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、迅速に児童の安全を確保します。

【指標】市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者（有資格者）を配置している市町村数（市町村）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
30	31	32	33	33

現状値は令和3年の値

⁴¹ 地域、家庭からの相談に応じるほか、児童相談所からの受託による指導や関係機関との連絡調整等を行う施設

⁴² 虐待を受けた子どもと親との関係再構築を支援すること

⁴³ 他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司

⁴⁴ 被措置児童等虐待が発生した場合に当該児童の安全を確保し、施設等に対する対応を速やかに行うため、当該被措置児童等及びその施設等への対応の流れや留意事項等をマニュアルとして示している

ウ 社会的養育体制の充実を図ります

現状・課題	主要な施策の概要
家庭環境に恵まれず社会的養育を必要とする子どもたちが、適切な支援を受けながら、より家庭的な環境の下で養育されるよう、環境整備や支援の充実が求められています。	「岩手県社会的養育推進計画」 ⁴⁵ に基づき、里親委託の推進や、施設においても、より家庭的環境の下で養育が行われるとともに、必要な支援やケアを受けられるよう児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を推進します。
一時保護中の子どもや施設、里親の下で生活している子どもの権利擁護が図られ、自分の気持ちや意見を表明できるよう、関係職員が理解を深めるとともに、意見をくみ取るための取組の推進が必要です。	児童福祉司や児童心理司は措置や一時保護等の決定場面において、子どもの意見をしっかりと聴いた上で、子どもの最善の利益を優先して対応します。 また、社会的養護の子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわて子どものけんりノート」を活用しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの気持ちや意見の丁寧な聴き取りに加え、意見表明支援員の派遣を行うなど、一時保護児童や被措置児童の権利に配慮したケアの質の向上のための取組等を進めます。
子どもと子育てに関する悩みごとなどに対応するため、住民に身近な市町村における子ども家庭相談支援体制の充実が求められています。	市町村における子ども家庭センターの設置が進むよう、国の制度の活用や、統括支援員の研修実施などにより支援します。
家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親支援センター ⁴⁶ の設置など里親支援に関する体制を整備するとともに、多様な担い手と児童相談所が連携して包括的な里親支援を実施していくことが求められています。	里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。 また、パーマネンシー ⁴⁷ 保障の観点から、永続的に安定した養育環境を提供するため、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組制

⁴⁵ 国の通知に基づき、社会的養育を必要とする子どもたちが、家庭的環境のもとで養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを定める計画

⁴⁶ 里親に関する研修、相談、マッチング自立支援などを実施する児童福祉施設

⁴⁷ 継続的に安定した養育者と養育環境

現状・課題	主要な施策の概要
	度 ⁴⁸ の活用に取り組みます。
施設の小規模化や地域分散化の更なる推進のため、多様な役割を求められる職員の資質向上が必要です。 また、トラウマや愛着の問題を抱えるこども、医療的ケアを必要とするこどもなどに対応できる専門性の向上、里親支援や在宅支援などの役割拡大に向けた施設の多機能化などが求められています。	児童養護施設等職員の資質向上のための研修会の充実を支援するとともに、小集団を生活単位とした個別の関係性を持った養育を行う職員配置が可能となるよう支援します。 また、基幹的職員を養成するための研修の継続、施設の多機能化に向けた支援を実施します。
一時保護されたこどもたちに対して、個別性を尊重して対応していくことが求められています。 また、老朽化、狭隘化した児童相談所や一時保護所の環境改善が必要です。	一時保護を行う場合にこどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境の下で適切なケアが提供されるよう、計画的な職員配置と研修機会の確保等による体制整備を図るとともに、一時保護所の建替や改修などの環境整備に取り組みます。
里親や施設による社会的養護を離れたこどもや若者が円滑に自立できるよう、就職や進学に向けた支援が必要です。	児童養護施設の退所者等への支援計画の策定や SNS 等による相談支援を行うほか、就職や進学に際し必要な住居費、生活費等支援を行うなど、自立に向けた支援を行います。
児童虐待対応件数が年々増加しており、専門的な相談対応を行う児童相談所の体制強化が必要です。	児童福祉司や児童心理司等、専門職員の計画的な増員と適正配置を進めるとともに、職員の専門性や対応能力の向上を図るため、研修の体系化や、職員を適切に指導・教育できる指導教育担当児童福祉司の養成に取り組みます。

【指標】里親登録組数（組）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
219	231	237	243	250

現状値は令和3年の値

エ ひとり親家庭の自立を支援します

⁴⁸ 子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度

〔現状と課題は、岩手県子どもの生活実態調査又は岩手県ひとり親世帯生活実態調査による〕

(ア) 相談機能の充実

現状・課題	主要な施策の概要
就業率が高く、時間や家計に余裕がないひとり親家庭等が、地域の中で孤立することなく、必要なときに必要なサービスを活用できるような相談体制の整備や効果的な情報発信が求められています。	ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。
子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。	生活設計の専門家であるファイナンシャルプランナーによる家計管理支援を実施するほか、生活困窮者自立支援制度による支援も活用し、必要な家庭を支援します。【再掲】 ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを作成し相談窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。
広域振興局等に配置されている「母子・父子自立支援員」や、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に配置している相談員等が多様な相談に対応できるよう、資質の向上が求められています。	母子・父子自立支援員等、ひとり親家庭への相談支援を行う支援者の資質向上のための研修を実施します。
教育機関においても、困難な課題を抱えるこどもに対する相談機能の拡充が求められています。	スクールソーシャルワーカーの配置及び周知による生活困窮世帯の子どもへの早期段階での生活支援や福祉関係機関との連携を図ります。
	スクールカウンセラーの配置による児童生徒への心理面や情緒面での支援を行います。

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和２年の値

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和３年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和３年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
80.7	80.0	80.0	80.0	80.0

現状値は令和元年の値

(イ) 就業支援対策の充実

現状・課題	主要な施策の概要
ひとり親家庭等の就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいことから、状況に応じた支援策の充実が求められています。	ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。【再掲】
母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。	ジョブカフェいわて等を拠点として、就業に関する情報提供やキャリアカウンセリングを通じて、ひとり親の就業を支援します。 また、女性の所得向上と多様で柔軟な働き方を推進するため、デジタルスキルの習得から就労マッチングまでの一貫支援に取り組めます。

現状・課題	主要な施策の概要
母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。	就業相談員による、ひとり親家庭の親に対する理解と協力を求める活動及び職場開拓のための企業訪問を実施します。
就職に有利となる情報の提供や、就労に関する相談窓口の周知が必要です。	ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による転職・就職に関する情報提供、就職支援を行います。
就業やキャリアアップにつながる資格取得のための支援や、職業訓練・講習会などを充実することが必要です。	ひとり親家庭等の親の職業能力の向上のため、パソコンや介護などの就業支援講習会等を実施します。
ひとり親家庭の親は、こどもの養育などのため、柔軟な就労時間の取得が可能な職場環境であることが求められることから、事業主の理解を求め、環境を整えていくことが必要です。	育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。【再掲】
	事業主に対する啓発活動・情報提供を実施します。また、商工関係団体等と連携した起業支援に関する情報提供を実施します。
各種給付金等の公的支援制度が十分に活用されていないことから、効果的な周知が必要です。	修学期間中の生活費等を給付する高等職業訓練促進給付金の支給などによる資格取得の支援を行います。 【再掲】
	ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、母子家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。【再掲】

現状・課題	主要な施策の概要
	ひとり親家庭等の自立に向けて、個々の家庭の実情に応じた支援メニューを組み合わせた母子・父子自立支援プログラム ⁴⁹ の策定や、公共職業安定所、商工関係団体等と連携した、就業相談、就業に必要な知識・技能習得のための支援などの充実を図ります。
	ひとり親家庭等の親の資格取得を支援するため、必要経費を無利子又は低利で融資する母子父子寡婦福祉資金 ⁵⁰ (技能習得資金等)の活用を図ります。
	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合に、一定の要件の下、就学に係る費用を支援します。
	ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを作成し相談窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。【再掲】

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和2年の値

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

⁴⁹ 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定する

⁵⁰ 配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する目的で貸付を行う

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
80.7	80.0	80.0	80.0	80.0

現状値は令和元年の値

(ウ) 子育て支援・生活環境の整備、こどもへの支援の充実

現状・課題	主要な施策の概要
ひとり親家庭は、こどもの養育と家計をひとりで抱えているため、育児や生活、健康面等について、負担や不安を感じている場合があり、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるための支援が必要です。	ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。【再掲】
	女性相談等の充実強化を図ります。 (福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業など)
	子育て相談の充実強化を図ります。 (福祉総合相談センター、各児童相談所など)
	盛岡市と連携し、母子生活支援施設の利用促進を図ります。
	子どもの居場所づくりに取り組む「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立ち上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。
仕事と子育ての両立のため、ニーズに応じた保育所の優先入所等が確保されていることが必要です。	母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。【再掲】

現状・課題	主要な施策の概要
	保育所の優先入所、放課後児童クラブ等の優先利用や地域の子育て支援事業の活用について、市町村へ働きかけます。
一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う日常生活支援事業の認知度・利用度が低い状況にあり、周知と体制の充実が必要です。	ひとり親家庭等日常生活支援事業について、制度の周知と家庭生活支援員の拡充を図ります。
母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、4割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。	母子家庭等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅への登録促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援します。【再掲】
ひとり親家庭の親は、土日・祝日出勤が定期的にある割合が高い傾向にあることから、ひとり親家庭のこどもたちが、一人でも安心して過ごすことができる居場所づくりや、家庭学習の支援などが必要です。	地域子育て支援センターや児童館 ⁵¹ 、放課後児童クラブの利用促進を図ります。

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和2年の値

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
-----	-----------	-----------	-----------	-----------

⁵¹ 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
80.7	80.0	80.0	80.0	80.0

現状値は令和元年の値

(エ) 養育費確保の促進

現状・課題	主要な施策の概要
離婚を原因とする母子世帯のうち、4割以上が養育費の取り決めをしておらず、養育費を現在も受給している母子世帯は約3～4割と低い状況にあることから、養育費制度そのものを周知していく必要があります。	こどもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、弁護士による無料法律相談を実施し、専門的な相談支援を行うとともに、厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センター ⁵² と連携し、きめ細やかな相談支援を行います。【再掲】
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員による相談時間の柔軟な運用など、相談活動の充実を図ります。
養育費の取り決めについて、そのケースにより複雑で難しい場合があるため、当事者間の話し合いを円滑に進めるための養育費相談員や専門家による相談支援を行っていく必要があります。	民間を含めた関係機関とのネットワークと連携し、養育費に関する情報提供の充実を図ります。
	市町村の窓口において、離婚する当事者に対して養育費に関するパンフレットを配布することにより、養育費制度の周知啓発を図ります。
養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向に進むよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。	親の離婚により、こどもの利益が損なわれることのないよう支援することが重要であり、相談窓口等について周知を行いながら、養育費や面会交流の取り決め及び履行確保に関する相談等の強化に取り組めます。

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和2年の値

⁵² 養育費の取決めや受給を促進するため、養育費と面会交流について支援する相談機関。(厚生労働省委託事業)。夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取決めや確保をサポートするほか、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
80.7	(2021) 80.0	(2022) 80.0	(2023) 80.0	(2024) 80.0

現状値は令和元年の値

(オ) 経済的支援の充実

現状・課題	主要な施策の概要
親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。 また、母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。	ひとり親家庭等の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築するとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに包括的に対応し、支援の必要な家庭が様々なサービスを有効に活用できるよう、相談窓口の周知に取り組みます。【再掲】
	生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。【再掲】
	ひとり親家庭が適正な医療を受けられるよう、自己負担額に対して助成を行います。 また、子どもの医療費助成の高校生等までの現物給付を継続します。【再掲】

現状・課題	主要な施策の概要
	母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう情報提供するとともに、ファイナンシャルプランナーによる家計管理支援を実施するほか、ひとり親家庭への児童扶養手当を適切に支給します。
	資格取得に係る受講費用の助成として自立支援教育訓練給付金や、修学期間中の生活費等を給付する高等職業訓練促進給付金の支給などによる資格取得の支援を行います。【再掲】
ひとり親家庭では、依然として収入の低い世帯が多い状況にあり、母子家庭・父子家庭ともに、困っていることは「家計について」が最も多く、子どもに関する悩みでは、「教育費」が最も多くなっています。	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の子どもを経済的に支援します。
	高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金事業の周知と着実な実施を行います。

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
96.6	97.8	98.4	99.0	99.5

現状値は令和2年の値

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
24	26	28	30	33

現状値は令和3年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
80.7	80.0	80.0	80.0	80.0

現状値は令和元年の値

オ ヤングケアラーの支援体制を構築します

現状・課題	主要な施策の概要
ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家族のお世話や家事などを担うことで、学業や友人関係、進学や就職先の選択など、その責任や負担の重さにより諦めてしまっていることがあり、本人の育ち全般にも影響が生じる可能性があります。そのため、こどもに関わる福祉・教育関係機関・支援団体等が連携し、ヤングケアラーに気づき、必要な支援につなげる取組が求められています。	子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・自治体が支援すべき対象としてヤングケアラーが明文化されたことから、県・市町村がそれぞれの役割を担い、市町村における実態把握や支援内容の充実が図られるよう、ヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築します。
	地域全体がヤングケアラーについての理解が深め、ヤングケアラー本人や周囲の人の気づきが促されるよう、普及啓発や支援者研修を行います。
	ヤングケアラー状態にあるこどもに気づき、家庭の状況把握と必要な支援につなげられるよう、こどもの身近な居場所である学校等と市町村要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。
直接家族のお世話や家事を担っていない場合、介護等を必要とする家族がいる場合、日常的な気遣いなど心理的な負担等を抱えているこどもがいます。こども期に加え、若者期を切れ目なく支えるという観点から、18歳以降についても支援が必要です。	介護等を必要とする人への支援に当たり、その家族にこどもがいる場合には、そのこどもの状態についても把握し、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会につなぐなど、分野の枠を超え、市町村、医療機関、福祉関係者等が連携した取組を促進します。
	市町村と連携して各種情報提供やサービス利用へつなぐことによりヤングケアラーのケア負担を軽減するとともに、相談窓口の開設やサロンの開催などにより、ヤングケアラー本人の心理的な負担の軽減が図られるよう支援します。

現状値は 2018 年の値

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

ア 安心してこどもを生み育てられる環境をつくります

(ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくり

現状・課題	主要な施策の概要
家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。	子育てや家庭の大切さについての意識啓発や情報提供を行うことにより、子育てや家庭生活が尊重されるとともに、社会全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
価値観やライフスタイルが多様化する中で、こども・若者が主体的に将来を選択できるよう、将来について考える機会をつくるとともに、主体的に適切な判断ができるよう、妊娠・不妊に関する正しい知識の啓発など、若い世代のライフデザインの構築を支援する必要があります。	高校生や大学生、若手社会人等の若者に対して妊娠・不妊に関する知識を啓発するほか、結婚・妊娠・出産、子育てと仕事などの様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナー等の実施に取り組みます。
依然として残っている家事や子育ては女性の仕事という意識を取り除き、男女の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、男女が家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。	市町村、企業、NPO等と連携し、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、性別にかかわらず家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

【指標】「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（店舗）〔累計〕【再掲】

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
2,225	2,500	2,600	2,700	2,800

現状値は2018年の値

(イ) あらゆる子育て家庭への支援

現状・課題	主要な施策の概要
就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、安全・安心な居場所の確保が必要です。	就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を支援します。
放課後児童クラブや放課後子供教室の質の確保のため、効果的な取組が必要です。	小学校・義務教育学校区内における放課後のこどもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。

現状・課題	主要な施策の概要
	地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。
児童の健全育成のためには、遊びを通じて心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることが大切であり、そのために自らサービスを提供するとともに、各市町村が設置している児童館の活動や児童館のない地域に対して支援を行う、拠点的な役割を担う施設が必要です。	県立児童館「いわて子どもの森」⁵³の機能を活用し、自然体験や児童に健全な遊びを提供するほか、幼児期から自然に触れ合う取組などを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、生涯にわたる生きる力の基礎を培い、次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児童の健全育成活動の充実を図ります。併せて、「いわて子どもの森」の長寿命化等の施設整備を行います。
こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立を図るために、こどもがその置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことのできる施設の整備が必要です。	児童館の適切な設置を支援し、遊び環境の充実を促進します。 様々な主体と連携し、こども・子育て関連施設の機能強化などの環境整備を促進します。
天候に左右されずに、ひとりでも多くのこどもが気軽に遊ぶことができる遊び場を確保する必要があります。	身近な地域で、悪天候時や冬期間においても安心して遊ぶことができるよう、市町村と連携し、遊び場の整備を促進します。
こどもを医療機関に受診させられなかったことがある保護者が、こどもを受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。	保護者が、こどもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】 いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及

⁵³ 一戸町に設置した県立の大型児童館であり、子どもに健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、自然の中での自由な遊びやふれあい体験のほか、遊びの指導者の育成などを実施する

現状・課題	主要な施策の概要
	等の働き方改革の取組を推進します。 【再掲】
核家族化の進行に伴い、子育てと介護等の両方を担っている人がいます。 また子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安が増加しています。	子育て中の親子が気軽に参加し、子育てに関する相談などに応じる場として、子育てサポートセンター⁵⁴の機能の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター⁵⁵等の設置拡充を図るため、市町村の取組を支援します。
	子育て中の親たちが育児に関する情報を交換したり、親子の交流を深める行事などを実施している子育てサークル等の活動の充実に向け、情報提供などの支援に努めます。
	インターネットやマスメディアなどを活用し、子育ての知識や、地域における子育て支援サービス、相談機関に関する情報など、あらゆる世代の多様なニーズに対応した子育て応援情報の提供を行います。
	子育て中の家庭が抱える悩みを気軽に相談できるよう、住民に最も身近な市町村の相談窓口の強化を図られるよう支援します。
仕事と家庭の両立に向けて、県のほか、国や市町村、企業・団体等の関係機関が連携を図る必要があります。	労働局が主催する「岩手子育て女性の就職支援協議会」⁵⁶における関係機関や企業・団体等との情報交換等を通じ、国の施策や関係機関の取組との十分な連携を図ります。
	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休二日制普及等の働き方改革の取組を推進します。 【再掲】

⁵⁴ いわて県民情報交流センター（アイーナ）に設置した子育て支援の中核的施設であり、子育て中の親子（乳幼児とその親等）に、いつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講習を実施する

⁵⁵ 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設

⁵⁶ 岩手労働局が主催する、労働局、地方公共団体、関係機関、団体等により構成される子育て女性の就職支援に係る具体的な連携事項を協議する会議

現状・課題	主要な施策の概要
	仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
	家庭や職場におけるジェンダーギャップ、アンコンシャス・バイアスの解消に向け、県民や企業等に対する啓発に取り組みます。

【指標】放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
142	90	60	30	0

現状値は令和３年の値

【指標】放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
67.0	75.0	80.0	85.0	90.0

現状値は令和３年の値

【指標】いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
75	245	335	425	515

現状値は2018年の値

（ウ） こどもの慢性疾病、障がいの予防に対する支援

現状・課題	主要な施策の概要
こどもの慢性疾病のうち、特定の疾病については治療期間が長く、医療費負担も高額となることから、慢性疾病を抱える児童やその家族の負担軽減を図る必要があります。 また、長期療養している児童の自立促進について地域の実情に応じた支援が必要です。	長期に治療と、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の負担軽減を図るため、医療費助成事業に取り組むとともに、自立支援や家族の一時的な休息のための援助（レスパイト）など患者・家族の意見も踏まえた支援に努めます。
フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状を	先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児にタンデムマス法 ⁵⁷ 等を用いた検査を実施して、疾病が判明し

⁵⁷ アミノ酸代謝異常、有機酸代謝異常及び脂肪酸代謝異常を発見するためのタンデム型質量分析計を用いた検査方法

現状・課題	主要な施策の概要
来たすため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見し、障がいの発現を未然に防止する必要があります。	た子への適切な治療が行われるよう、検査機関と医療機関との連携や検査の精度管理等を実施します。
先天性難聴の早期発見のため、医療機関における新生児聴覚検査が実施できる体制の確立や市町村における検査費用助成の拡大などの体制整備を図る必要があります。 難聴児に対する早期支援は、音声言語の発達の促進や、コミュニケーション手段の早期獲得につながることから、身近な場所で相談や療育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育の連携による療育支援体制の充実が必要です。	先天性難聴の早期発見及び療育のため、公費負担を含めた新生児聴覚検査や、岩手県聴覚障がい児支援体制検討協議会を中心に、岩手県立療育センター、きこえとことばの相談支援センター、岩手医科大学附属病院が連携した、難聴児支援のための中核機能としての体制を確保し、療育支援の体制の確立に努めます。
児童の健全な育成を図るため、未熟児に対する医療に要する費用を支給することが必要です。	市町村が行う未熟児養育医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。
こどもや妊産婦が適正な医療を受けられるよう経済的負担の軽減を図る必要があります。	こどもや妊産婦が適正な医療を受けられるよう、自己負担額に対して助成を行います。

(エ) 障がい児の療育支援体制の充実

現状・課題	主要な施策の概要
人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある、県内の医療的ケア児は、令和4年4月1日現在 253人であり、そのうち在宅の児童が 194人、79.1%であり、在宅の割合が高くなっています。 精神又は身体に障がいのある児童の福祉の増進を図る必要があります。	精神又は身体に障がいがある児童への特別児童扶養手当の支給、市町村が行う身体障がい児育成医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。
本県が令和元年度に取りまとめた重症心身障がい児及び医療的ケア児に係る実態調査 ⁵⁸ 並びにアンケートの	県内どの地域でも、障がい児の特別な支援を必要とするこどもとその家族のニーズに対応した質の高い療育

⁵⁸ 県内の重症心身障がい児及び医療的ケア児の実態やニーズを把握し、入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とするため、県が独自に実施した調査。(調査時点：平成30年10月1日)

結果によると、在宅生活における介護の負担の軽減を求める回答が多くあったことから、本人やその家族が身近な地域において必要な支援を受けられる支援体制の構築が必要です。 また、発達遅れや障がいなどがある児童が成長段階に応じて必要な支援を受けられるよう、本県の療育の拠点である県立療育センターの機能の強化や、「医療的ケア児支援センター」の設置などにより、障がいの早期診断や療育体制の充実を図ってきたところですが、身近な地域で障がいの特性に応じ、希望する療育を受けられる支援体制の整備が必要です。	が身近な場所で受けられるよう、発達障がい児や超重症児などのニーズにも対応できる機能を備えた「県立療育センター」⁵⁹を中心に障がい児療育を進めるとともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。 発達遅れや障がいなどがある児童が早期に必要な支援を受けられるよう、県立療育センターの小児医療提供体制の充実を図るとともに、県内の医療機関や児童発達支援事業所等と連携し、早期の診断・療育につながる支援体制の構築に努めます。 また、「医療的ケア児支援センター」を中心に、地域が主体となった支援体制の構築を支援していきます。
医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等とその家族が、身近な地域で適切な相談支援を受けることができるよう、相談支援専門員や看護師等の支援者の育成が必要です。	各地域で相談支援に対応できる人材の確保・育成を図るため、医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等に関する研修を実施するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、障がいの理解や指導法など、障がい児が集団生活に適応するための支援についての普及啓発を行い、業務の推進を支援するための取組を進めていきます。

【指標】 児童発達支援センター⁶⁰設置圏域数（圏域数）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
3	3	4	5	6

現状値は令和3年の値

【指標】 発達障がい児者地域支援体制整備への助言回数（回数）〔累計〕

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
—	9	18	27	36

⁵⁹ 医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設と医療型児童発達センター、また、相談機関である発達障がい者支援センターなどを併設した複合型施設

⁶⁰ 児童福祉法に基づき、障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、専門機能を活かした相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を担う児童福祉施設

目標値は令和5年からの累計

(オ) 家庭教育を支える環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下している傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組を推進する必要があります。	子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、すこやかメールマガジン ⁶¹ 等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、社会全体の教育力を向上させていく必要があります。	子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター ⁶² 等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

【指標】 すこやかメールマガジンの登録人数（人）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
3,635	4,500	5,000	5,500	6,000

現状値は令和3年の値

【指標】 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数（人）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
559	615	625	635	645

現状値は令和3年の値

イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

現状・課題	主要な施策の概要
健康いわて21プラン（第3次）において、朝食を毎日食べるこどもや運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの割合、肥満傾向にあるこどもの割合に課題があることが明らかとな	こどもの健やかな成長に向けて、保育所、学校及び地域等と連携し、望ましい食生活や運動習慣形成を図るため普及啓発や健康教育を進めます。

⁶¹ 県生涯学習推進センターにおいて、家庭教育や子育てに関する情報を登録者に定期的（毎週）に配信するメールマガジン

⁶² 県教育委員会が実施する子育てサポーター養成講座修了者のうち、地域の子育て支援に指導的な立場で携わる支援者として活動する「岩手県子育てサポーター」への登録者

っています。	保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。
--------	---

ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

現状・課題	主要な施策の概要
小児医療機関は、盛岡保健医療圏に集中している一方、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸保健医療圏が少なくなっています。 このため、小児患者やその家族の負担軽減のためのサポートや症状に応じた小児医療の提供を関係機関が連携して行うため、ICTを活用した小児医療遠隔支援システム⁶³の効果的な運用を図っていく必要があります。	保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。 また、小児医療遠隔支援システムを活用した遠隔診断支援を行い、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。

【指標】小児周産期医療遠隔支援システム利用回数（回）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
680	706	720	734	748

現状値は令和3年の値

エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

(ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進

現状・課題	主要な施策の概要
既存の防犯ボランティアの高齢化による担い手不足のため、従来の見守り活動に支障が生じるおそれがあることから、「見守りの空白地帯」におけるこどもの危険を取り除くことが必要です。	通学路等におけるこどもの犯罪被害を防止するため、「登下校防犯プラン」⁶⁴等において、学校、警察、自治体等は連携して総合的な防犯対策に取り組めます。
地域の安全に大きく貢献してきた	多様な担い手による見守り活動を

⁶³ 各二次保健医療圏の中核的な病院と岩手医科大学附属病院との間をテレビ会議で結び、詳細な動画像を送受信して、岩手医科大学の小児科専門医の適切な助言を受けながら小児患者の診療を行うことができるシステム

⁶⁴ 平成30年5月、新潟県において下校途中の7歳の児童が殺害された事件を受け、同年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定されたものであり、次の5つの柱から構成されている。1 地域における連携の強化、2 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、3 不審者情報等の共有及び迅速な対応、4 多様な担い手による見守りの活性化、5 子供の危険回避に関する対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しています。	活性化するため、「ながら見守り」 ⁶⁵ 等を推進するとともに、青色回転灯装備車 ⁶⁶ の活動や「子ども 110 番の家・車」 ⁶⁷ への支援等を推進します。
犯罪防止に配慮した環境の整備は地域により差が見られることから、実効性ある働きかけを行うことが必要です。	通学路・公園等の公共施設や住宅の構造・設備・配置、防犯灯・防犯カメラの設置などについて、犯罪防止に配慮した環境の整備が行われるよう、市町村や管理者に対し、各地域の犯罪発生状況を踏まえた働きかけを行うなど、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
登下校中における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会、学校、自治体等の連携が不可欠であり、実効的な対策に結び付けることが必要です。	県警察と県教委が連携し、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」の構築を推進します。
警察が把握した不審者情報をリアルタイムかつ広域的に発信できる情報発信ツール（ぴかぽメール）の活用を浸透させる必要があります。	県警察と学校との間における粒度の高い不審者に関する情報交換のほか、各種媒体を利用したぴかぽメールの効果的な広報活動を推進します。

（イ） 犯罪被害者を支える社会づくりの推進

⁶⁵ 見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う活動

⁶⁶ 自主防犯パトロール活動を実施する団体であると警察から証明を受け、使用目的をパトロール活動に限定されている青色回転灯を装備した自動車

⁶⁷ 車：子どもの通学路に面する商店や一般家庭を緊急避難場所として指定し、登下校時間帯などに不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした子どもが駆け込んできたときに、その子どもを保護し、直ちに 110 番通報する役割を担う

現状・課題	主要な施策の概要
被害を受けたこどもやその保護者に寄り添い、ニーズに応えるための活動をしています。被害を受けたこどもやその保護者が安心して平穏な日常生活を円滑に営むことができるようにするためには、関係機関が情報共有し、連携して心のケアや必要な支援を継続的に行うことが必要です。 また、周囲の配慮に欠けた対応による二次被害を受けることのないよう、犯罪被害者に対する県民の理解を深める必要があります。	犯罪被害を受けたこどもの心のケアのため、関係機関が連携し、こどもや保護者に対するカウンセリングや助言などの支援を行います。 また、犯罪被害者を支える社会づくりに向けて、若年層に対する啓発や様々な広報媒体による広報等により、県民の理解の促進を図ります。

【指標】 犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
4,867	3,000	6,000	9,000	12,000

現状値は令和3年の値

【指標】 「はまなすサポーター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行った者の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
30.8	36.8	39.8	42.8	45.8

現状値は令和3年の値

(ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
これまで問題を抱えたこどもや被害を受けたこどもと保護者に寄り添い、ニーズに応える活動をしています。立ち直りに資するには、関係機関の情報共有による連携と心のケアによる継続的な支援が必要です。	問題を抱えたこどもや犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けたこどもの心のケアのため、こども及び保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関が連携して支援を行います。

(エ) 交通事故抑止対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
県内におけるこどもが関係する交通事故は10年前と比べ約2分の1以下まで減少しているものの、過去5年間では、小学生は歩行中の事故が、中・	こどもの交通事故を防止し、安全の確保を図るため、関係機関と連携し、通学路の点検や生活道路対策の実施により、交通環境の整備を推進しま

高校生は、自転車乗用中の事故が高い割合を占めていることなどから、関係機関・団体等と連携し、次代を担う子どもを交通事故から守るための対策に取り組む必要があります。	す。 また、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけさせるため、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、シートベルト・チャイルドシートや全ての年齢層の自転車乗車時のヘルメットの正しい着用が促進され、子どもの被害防止が図られるよう、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に取り組みます。
---	--

【指標】交通事故死傷者数（人）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
1,865	1,770	1,710	1,645	1,585

現状値は令和3年の値

オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

現状・課題	主要な施策の概要
年間総実労働時間が全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況であることから、働き方改革の一層の推進等、働きやすい職場づくりの取組が必要です。	いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。
	仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

【指標】いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
680	945	1,080	1,215	1,350

現状値は令和3年の値

【指標】年次有給休暇の取得率（％）

現状値	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
56.1	60.2	61.8	63.4	65.0

現状値は令和2年の値

カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

(ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

現状・課題	主要な施策の概要
岩手県子どもの生活実態調査によると、家賃負担の少ない住居の確保が望まれています。	子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅のセーフティネット住宅情報の提供を推進します。
子育てしやすい住宅環境の確保が必要です。	公営住宅の子育て世帯に対する入居収入基準の緩和措置を実施するとともに、バリアフリー化などの整備を推進し、居住水準の向上に努めます。

キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します

(ア) 地域公共交通の利用促進

現状・課題	主要な施策の概要
買い物や通院、通学など住民の足となる交通手段の確保が求められている中、誰もが利用しやすい環境を整備するための取組が必要です。	妊婦や子ども連れの親子が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

【指標】 乗合バス事業者のノンステップバスの導入率（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
38.9	41.0	42.0	43.0	44.0

現状値は令和3年の値

(イ) 持続可能な地域コミュニティづくり

現状・課題	主要な施策の概要
人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルスの影響等によるコミュニティ活動への参加の機会の減少等により地域コミュニティの機能低下、担い手不足が危惧されている中、地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に取り組む必要があります。	地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、地域づくり活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、市町村と連携しながら、地域コミュニティ活性化のための取組を推進します。

【指標】活動中の元気なコミュニティ特選団体⁶⁸数（団体）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
213	237	249	261	273

現状値は 2018 年の値

（ウ） 快適で魅力あるまちづくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
妊産婦やこどもを含むすべての人が、安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進が必要です。	すべての人が、安全かつ円滑に利用できる環境の整備を進める「ひとにやさしいまちづくり」に向け、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、特定公共的施設を新築する際の普及・啓発の取組により、多くの人が利用する施設のバリアフリー化を促進します。

【指標】バリアフリー化に対応した特定公共的施設数（施設）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
105	111	114	117	120

現状値は 2018 年の値

ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります

現状・課題	主要な施策の概要
誰もがその個性を認められ活躍できるよう、家庭、職場、地域社会などあらゆる場における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きや、L G B T等多様な性への理解向上を促す必要があります。	男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育・学習の機会の提供、地域で活動する人材の養成や活動支援、表彰を通じた機運の醸成などに取り組みます。
性別にかかわらず誰もが活躍できるよう、女性の職業生活における活躍の推進や仕事と生活を両立できる環境づくり、男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備などに取り組む必要があります。	学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発するとともに、家事、育児などの知識・技術の習得を促進します。 アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、性別にかかわらず誰もが助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進します。

⁶⁸ 地域の課題解決を目指し、住民の主体的な参画によりそれぞれの地域で優れた活動を行っている、県内の模範となる団体

	「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、デジタル技術等を活用した労働生産性の向上、長時間労働の是正、休暇制度の整備などを促進し、魅力ある職場環境づくりを進めます。
	女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む「いわて女性活躍認定企業」等の普及を図るとともに、取組事例の横展開を推進します。 女性の就労確保や所得向上に向けて、スキル習得などキャリア形成を支援します。 様々な状況に置かれている女性に必要な支援情報が届くよう、SNS等の活用も含めた効果的な情報提供を行います。

【指標】 出前講座受講者数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
3,539	3,600	7,200	10,800	14,400

現状値は 2018 年単年の実績値、目標値は 2019 年からの累計

【指標】 男女共同参画サポーター⁶⁹の男性認定者数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
12	20	40	60	80

現状値は令和 3 年の値

ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します

現状・課題	主要な施策の概要
岩手の将来を担う若者をはじめ、女性・高齢者・障がい者など、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のために、個々の特性や希望に応じて持てる能力を最大限に発揮できる職業能力の開発を支援する取組が必要です。	若者、女性、高齢者、障がい者等働く意欲のある全ての人の安定的な雇用の確保等の促進に向けて、企業や経済団体等に対する要請を行うなど、岩手労働局や市町村等と連携して取り組みます。

⁶⁹ 岩手県内の各地域や職場等において、「男女共同参画社会づくり」を推進する人材として平成 12 年から県が養成している

現状・課題	主要な施策の概要
	女性の所得向上と多様で柔軟な働き方を推進するため、デジタルスキルの習得から就労マッチングまでの一貫支援に取り組みます。【再掲】
	誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やパワーハラスメント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。

【指標】 離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
80.7	80.0	80.0	80.0	80.0

現状値は令和元年の値

【指標】 県立職業能力開発施設における県内に事業所がある企業への就職率（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
83.6	81.2	81.2	81.2	81.2

現状値は令和3年の値

コ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

現状・課題	主要な施策の概要
県内では産業集積等に伴い、県内企業の人手不足が続いており、特に、自動車・半導体関連産業を中心に、ものづくり人材のニーズが急増していることから、若者や女性等の県内就業及びU・Iターンの更なる促進が求められています。 岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期に顕著となっていることから、効果的なU・Iターン対策とともに、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります	就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職及び定着を支援するとともに、「ジョブカフェいわて」などを拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者や女性の就職活動や職場定着を支援します。
	関係団体・機関が連携し新卒者の県内就業率の向上や離職防止の取組を進めます。特に、就職期の女性の地元定着のための取組を推進します。
	首都圏等の相談窓口における相談対応や市町村と連携したU・Iターンイベント等の首都圏等在住者に対して訴求力の高い取組を進めるとともに、県外大学進学者の保護者への県内

	企業の情報提供や、農林水産業、医療・福祉等の各分野の人材確保の取組と連携した情報発信により、多様なニーズに対応したU・Iターンを促進します。
--	--

【指標】 岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
—	35.0	40.0	45.0	50.0

【指標】 ジョブカフェ等のサービスを利用して就職決定した人数（人）〔累計〕

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
1,027	1,150	1,210	1,270	1,330

現状値は令和3年の値

【指標】 大卒者3年以内の離職率（％）

現状値	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
37.0	31.0	31.0	31.0	31.0

現状値は令和3年の値

（７） 東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する

ア 被災によるトラウマ等を抱える子どもや保護者を支援します。

（ア） 被災地のこどものこころのケアの推進

現状・課題	主要な施策の概要
東日本大震災津波により被災したこどもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えている他、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響等も受けており、中長期的なこころのケアなどの支援が必要です。 東日本大震災津波におけるこどものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を、これからのこどもの心のケアの取組に活かしていく必要があります。	「いわてこどもケアセンター」を拠点として、トラウマに対する専門的な治療、専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、こどもや家族への心のケアを継続的に実施します。

(イ) 要保護児童への支援

現状・課題	主要な施策の概要
こどもたちの健全育成のためには、支援者の資質向上が必要であり、国の復興・創生期間終了後も、支援者のスキルアップの機会をつくる必要があります。	こどもに関わる支援者がこどものトラウマ支援について理解し、多職種協働による支援が推進されるよう、学校関係者や児童福祉施設等の職員の資質向上等の研修を支援します。
東日本大震災に伴う被災者を取り巻く環境の変化に対応し、安心して日常生活を営むことができるよう、支援が必要です。	震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。
被災孤児の成長に伴い、里親が抱える悩みや不安も変わっており、ニーズに応じた相談対応が必要です。	被災孤児を養育する里親に対して、こどもの養育方法や心理面のケアについて支援します。

イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

現状・課題	主要な施策の概要
東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。	被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるように、「いわての学び希望基金」の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。

第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

この計画の推進に当たり、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民には、条例第3条に規定する基本理念などにのっとり、次の役割を担うことが期待されます。

(1) 保護者

自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。

(2) 子ども・子育て支援機関等

子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策

に協力するよう努めること。

(3) 事業主

その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。

(4) 県民

子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。

(5) 市町村

こども基本法において、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることとされているため、地域に身近な存在として、実情を踏まえて、こども施策を推進すること。

2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」、「岩手県青少年問題協議会」等の場を通じて、年齢及び発達過程に応じてこどもを含めた県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

この計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。

また、県民の子育てを支え、子どもを健やかに育むため、「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めます。

いわてこどもプラン（2025～2029）に関する問合せ先
岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 : 019-629-5461

ファクシミリ : 019-629-5464

Eメール : AD0007@pref.iwate.jp